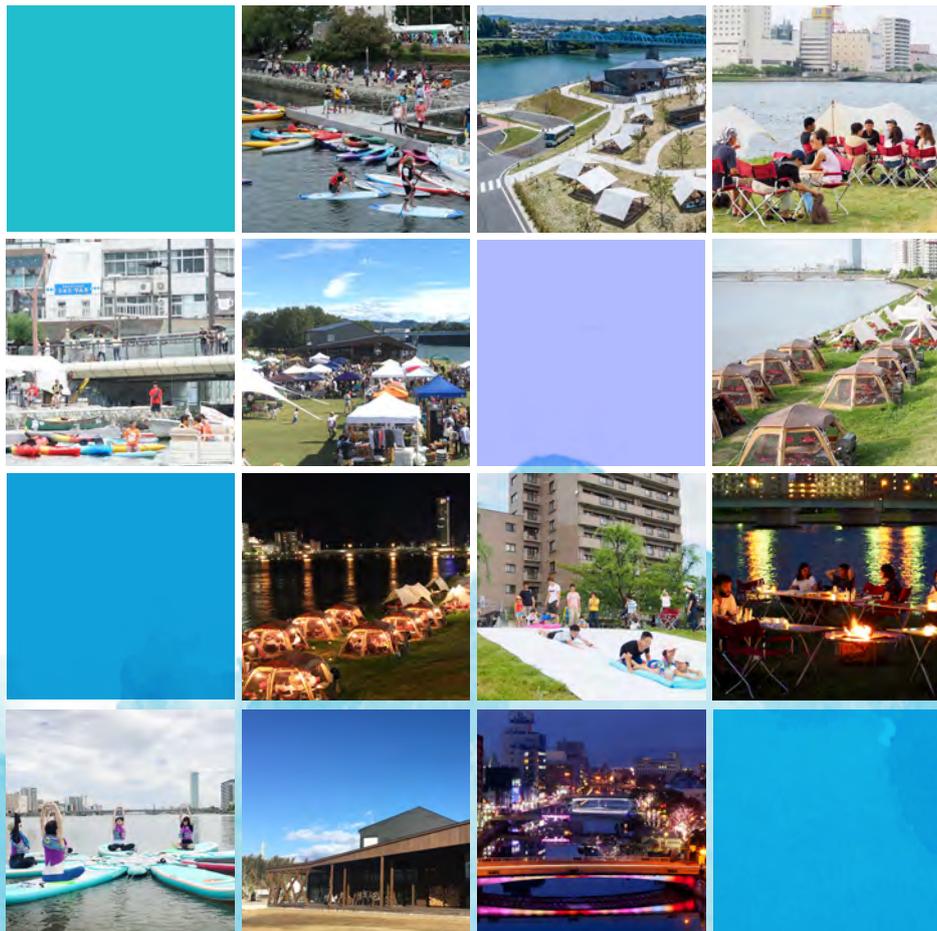




# かわまちづくり計画 策定の手引き

第1版

令和2年3月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課



## はじめに

平成21年（2009年度）に「かわまちづくり」支援制度が創設され10年が経過しました。

この間、国土交通省では、一定の要件を満たす場合、営業活動を行う事業者等の方も河川敷地の利用が可能となるよう、平成23年度（2011年度）に河川敷地占用許可準則を改正いたしました。

また、平成26年度（2014年度）からは、これまで身近にある川をほとんど意識していなかった人々や民間企業の方々が、改めて川の価値を見いだして主体的に川の魅力を活用するミズベリングに取り組んでおり、平成28年度（2016年度）には、「かわまちづくり」の計画作成に民間事業者等が参画できるようにするため、「かわまちづくり」支援制度を改定しています。

国土交通省としては、これらを通じた「かわまちづくり」の取組を推進することで、地域の魅力向上につなげてまいりました。

本手引きは、今後「かわまちづくり」が地域の更なる活性化に資するよう、「かわまちづくり」を実務面で担当する市区町村の担当者や河川管理者が、「かわまちづくり」への理解を深めることを目的とするものです。

第1章では、「かわまちづくり」の概要や「かわまちづくり」支援制度に関する基本的な事項や手続きについて、また第2章では、「かわまちづくり計画」作成時の留意点について、そして第3章では、「かわまちづくり」に関連した主な法制度について解説しています。

本手引きが、「かわまちづくり」に取り組む方々の一助となれば幸いです。

2020年3月

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課



# index

## はじめに

### 第1章

#### 「かわまちづくり」支援制度について

1-1 「かわまちづくり」とは	05
1-2 「かわまちづくり」で実現できること	07
1-3 「かわまちづくり」に取り組む過程で得られるもの	08
1-4 「かわまちづくり」支援制度とは	09
1-5 支援制度の解説	11

---

### 第2章

#### 「かわまちづくり計画」作成のポイント

2-1 「かわまちづくり」の進め方	23
2-2 企画構想の段階	25
(1)地域の魅力探し	26
(2)仲間探し	30
(3)アイデア探し	34
2-3 計画作成の段階	38
(1)計画検討体制の構築	39
(2)基本方針の検討	41
(3)個別施策内容の検討	45
(4)進め方の検討	50
(5)計画の登録	59
(6)社会実験の実施	62
2-4 活動推進の段階	70
(1)地域との連携	71
(2)活動の継続	74
(3)活動の評価	75

---

### 第3章

#### 「かわまちづくり」の法制度

3-1 知っておきたい「かわ」側の制度	79
3-2 知っておきたい「まち」側の制度	84

---

「かわまちづくり」参考資料	93
---------------	----



## 第 1 章

# 「かわまちづくり」支援制度について

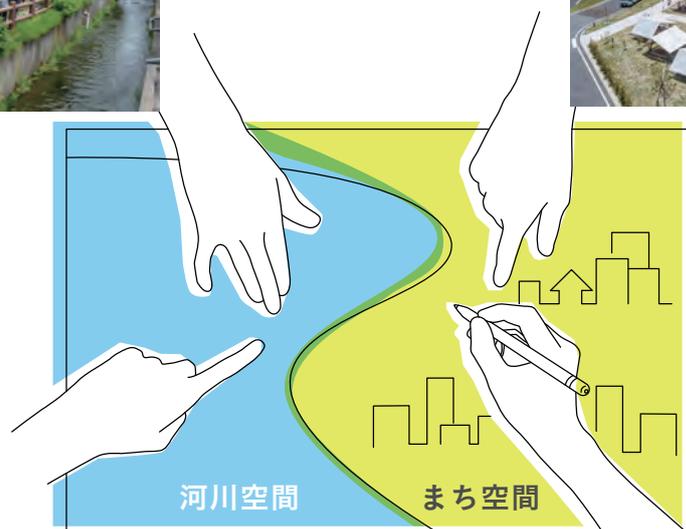
- 1-1 「かわまちづくり」とは
- 1-2 「かわまちづくり」で実現できること
- 1-3 「かわまちづくり」に取組む過程で得られるもの
- 1-4 「かわまちづくり」支援制度とは
- 1-5 支援制度の解説

# 1-1 「かわまちづくり」とは

「かわまちづくり」とは『河川空間とまち空間が融合した、  
良好な空間形成を目指す取組み』のことです。

古くから培われた地域の歴史や文化、人々の生活とのつながりなど、水辺にはその地域特有の「資源」が眠っています。また、水辺はその使い方や「知恵」によって新たな価値を生み出す可能性を秘めています。

「かわまちづくり」では、「かわ」とそれにつながる「まち」を活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、地域の「顔」、そして「誇り」となるような空間形成を目指します。





THOUSAND  
STOREHOUSE

歡迎光臨

# 1-2 「かわまちづくり」で実現できること

「かわ」が有する地域特有の魅力を活かし、  
「まち」と一体となったソフト施策やハード施策を実施することで、  
水辺空間の質を向上させ、地域の活性化や地域ブランドの向上などが実現できます。

## ■ 地域の活性化

### ○ 地域の交流機会の増加

水辺の利活用を通じて、地域交流の機会や場を創出します。

### ○ 観光客の増加

舟運やサイクリング、また水辺のオープンカフェや水上アクティビティなどを通じ、歴史や生態系、また癒やしや賑わいなどの「かわ」だからこそ得られる機会を提供することで、観光客数の増加に寄与します。

## ■ 地域ブランドの向上

地域特有の魅力を持つ「かわ」と「まち」が一体となることで、他の地域には無い新たな価値が創造され、その地域の認知度の向上に寄与します。



カヌー・SUP



環境学習・自然体験



キャンプ・バーベキュー



ウォーキング・ジョギング



サイクリング



観光舟運



川床



イベント(アート、上映会)



桜並木



マルシェ・朝市・夜市



公園広場



集客施設



オープンカフェ



隣接施設連携(公園、道の駅)



市街地開発



川の安全教室

# 1-3 「かわまちづくり」に取り組む 過程で得られるもの

「かわまちづくり」は、市町村や民間事業者及び地域住民と河川管理者といった多様な主体が連携するため、その取組を進める過程で、地域の様々な課題解決につながるなど、多くのメリットがあります。

**その1 「かわ」と「まち」の新たな可能性(地域資源)の発見・発掘につながる**

今まで気づけなかった、あるいは埋もれていた地域資源を発見・発掘し、「かわまちづくり」のみならず様々な場面で活用できるヒントを得ることができます。



**その2 関係主体のネットワーク形成につながる**

市町村や河川管理者のみならず、地域住民や民間事業者、関係団体など、異なる分野の多様な主体による合意形成や各種調整を行うため、関係主体の顔がみえるネットワークの形成につながります。



**その3 地域の将来像の共有につながる**

自分たちの地域がどのようにあるべきかを繰り返し議論することで、関係者間での「かわ」と「まち」を含めた地域の将来像の確立と共有につながり、目標に向けた課題への対応等を一致団結して推進しやすい環境が形成されます。



**その4 資金の確保につながる**

多様な主体による合意形成を伴うため、地域の重要な施策として位置づけられるとともに、事業の確実性が増し、予算の確保をしやすく、また助成や寄付が受けやすくなります。



**その5 地域の課題解決につながる**

市町村や河川管理者、また地域住民や民間事業者等の各主体が相互理解と共通認識を持ち、また互いに連携しやすくなるため、地域の様々な課題解決につながります。



**その6 地域のシビックプライドの醸成につながる**

地域住民一人ひとりが「かわまちづくり」に参加することで、地域に対する「愛着」や「誇り」を醸成することが期待されます。



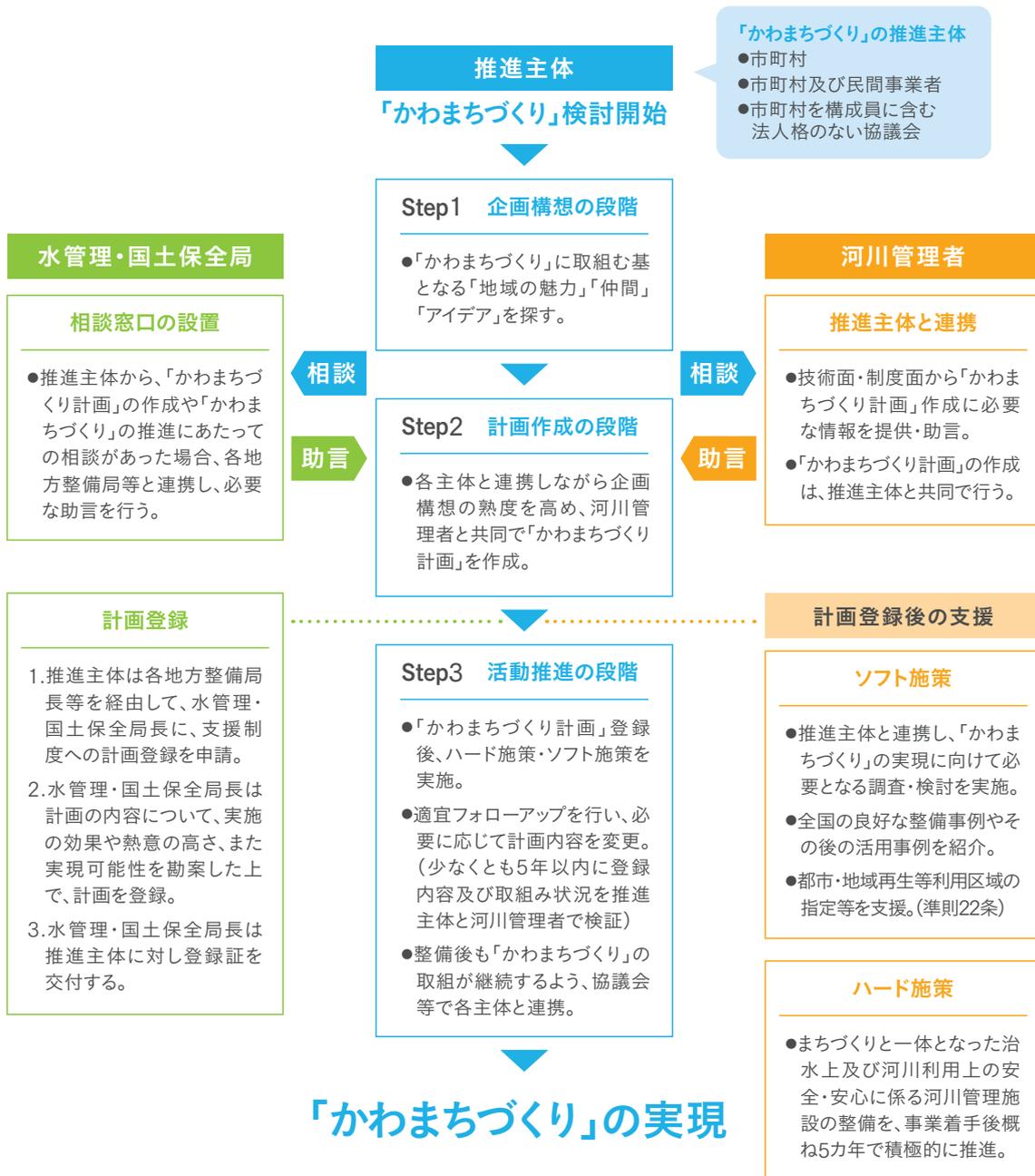
**用語**

シビックプライド・・・「シビック(市民の/都市の)」と「プライド(誇り)」を合わせた言葉で「都市に対する市民の誇り」のこと。

# 1-4 「かわまちづくり」支援制度とは

「かわまちづくり」支援制度とは、地域の「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する制度です。

推進主体は「かわまちづくり計画」を河川管理者と共同で作成し、河川管理者は支援制度に登録された当該計画に基づき、必要なソフト施策・ハード施策の支援を行います。

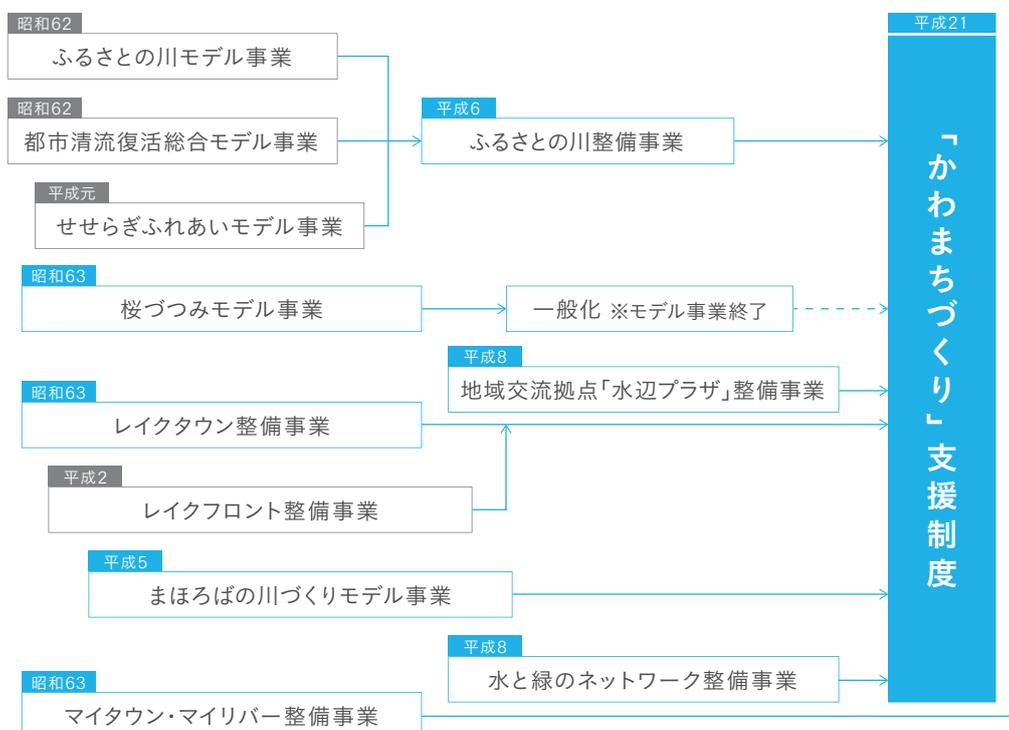


## Column

## 「かわまちづくり」支援制度の創設

国土交通省では、昭和60年代から各時代の情勢に応じて「ふるさとの川整備事業」や「桜つつみモデル事業」「水辺プラザ整備事業」等の多種多様な河川事業制度によって、地域の河川利用を推進する取り組みを支援してきました。それまでの各種事業制度を発展的に統合して平成21年度に創設されたのが

「かわまちづくり」支援制度です。従来の各種事業制度では、拠点や個別区間での利活用増進を目標としたハード整備による支援が主だったのに対し、「かわまちづくり」支援制度では、より広域の「まち全体」を視野に入れ、地域活性化に資する河川空間利用を支援することを目指しています。



# 1-5 支援制度の解説

## 1 推進主体

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 市町村
2. 市町村及び民間事業者
3. 市町村を構成員に含む法人格のない協議会

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第4 推進主体)

### 【推進主体】

「かわまちづくり」の推進主体とは、河川管理者と連携して、「かわまちづくり計画」を作成し、同計画に基づき各種事業を実施する中心的な役割を果たす主体のことです。パターンとして「市町村」「市町村及び民間事業者」「市町村を構成員に含む法人格のない協議会」があり、いずれも市町村が重要な役割を担います。民間事業者も、市町村と協力することで、かわまちづくりを進める役割を担うことができます。周辺で河川とまちの一体的な整備が進められているなど、現地で民間事業者が中心的役割を既に担っている、または担うこ

とが想定される場合などは、積極的に民間事業者を巻き込んでいきましょう。

なお、「かわまちづくり計画」登録申請は、必ずしも1つの市町村で申請する決まりとはなっていません。近年は隣接する市町村が連名で申請する事例も多くなってきました。上下流であっても、対岸であっても、「かわ」で「まち」はつながっています。一体的に取り組むことで良い効果が得られる場合はお互いに声を掛け合って、1つの計画として取り組んでみて下さい。

河川敷地占用許可準則第22の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域の占用主体として指定を受けている者

河川法第20条の規定に基づき、河川管理者の承認を受けて、河川区域内において良好な河川空間の形成に資する施設を整備しようとする者で、当該施設の整備・利用について市町村長の同意を得ている者

河川区域に隣接する土地において、良好な河川空間を形成するための施設の整備・利用等を実施しようとする者で、当該施設の整備・利用等について市町村長の同意を得ている者



推進主体に含まれる民間事業者

### 用語

**都市・地域再生等利用区域**・・・河川敷地占用許可準則の第二十二により規定。河川のオープン化に伴い、河川区域内で営業活動を行う場合には、河川管理者が都市・地域再生等利用区域を設定し範囲を明確にするとともに、当該施設の占用主体を定める必要がある。

**河川法第20条**・・・河川管理者以外の者が河川工事等を行う場合の根拠条文。実施の場合には河川管理者の承認を必要とすることが定められている。

## 2 登録要件

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第5 登録要件)

「かわまちづくり計画」の対象となる河川については、4つの登録要件が定められています。第5の1から3では、国による認定が個別法で規定されている、または、国として積極的に支援している地域活性化施策に関連している河川であることを要件として定めていますが、第5の4にある通り「地域の熱意が特に高く、河

川空間の整備によりその利活用が期待される河川」であることも要件の1つとなっております。

対象の河川となるかどうかを自身で判断する前に、一度、最寄りの地方整備局等やかわよろず相談窓口(p14)にご相談ください。

### 関連計画の根拠法及び所管府省(令和2年2月28日現在)

項	計画・施策名	根拠法	所管府省
1	歴史的風致維持向上計画	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」 (平成二十年五月二十三日法律第四十号)	文部科学省 [文化庁 文化資源活用課] 農林水産省 [農村振興局 農村政策部 農村計画課] 国土交通省 [都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室]
	観光圏整備実施計画	「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」 (平成二十年五月二十三日法律第三十九号)	国土交通省 [観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課]
2	都市再生整備計画	「都市再生特別措置法」 (平成十四年四月五日法律第二十二号)	国土交通省 [都市局 市街地整備課]
	地方再生計画(地域再生計画)	「地域再生法」 (平成十七年四月一日法律第二十四号)	内閣府 [地方創生推進事務局]
3	中心市街地活性化	「中心市街地の活性化に関する法律」 (平成十年六月三日法律第九十二号)	内閣府 [地方創生推進事務局]
	国家戦略特区・地方創生特区	「国家戦略特別区域法」 (平成二十五年十二月十三日法律第七号)	内閣府 [地方創生推進事務局]
	環境モデル都市	—	内閣府 [地方創生推進事務局]

### 3 かわまちづくり計画の作成等

1. 支援制度の登録を受けようとする推進主体は、河川管理者と共同で、別途定める様式により「かわまちづくり計画」を作成するものとする。
2. 「かわまちづくり計画」に定める内容は次のとおりとする。
  - (1) 水辺とまちづくりに関する基本方針
  - (2) 支援事業の内容(ソフト施策、ハード施策)
  - (3) その他特筆すべき事項
3. 推進主体が「かわまちづくり計画」の作成や「かわまちづくり」の推進にあたって生じた課題を相談できるように、国土交通省に窓口を設ける。

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第6「かわまちづくり計画」の作成等)

推進主体は河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成します。  
計画を作成するにあたっての詳細なポイントは第2章を参照してください。

#### 【計画に定める内容】

##### 水辺とまちづくりに関する基本方針

主に、以下の点について整理してください。

- 都市計画や公園計画など市町村の地域計画の中での河川の位置づけ
- 沿川地域のまちづくりの中での河川の位置づけ
- 水辺の利活用に対する市町村や民間事業者としての考え方 等

##### 支援事業の内容(ソフト施策、ハード施策)

主に、以下の点について整理してください。

- ソフト施策の実施範囲、概要
- ハード施策の整備範囲、整備内容(整備箇所、整備概要(施設、平面・横断図)、整備イメージ)、整備の必要性、有効性、整備の実現方策、推進体制、施設利用および維持・管理体制 等

##### その他、特筆すべき事項

様式以外の項目で、登録の必要性や有効性を示す事項を地域に応じて整理してください。



かわよろずくん

### 【相談窓口】

国土交通省水管理・国土保全局では、市町村やこれまでなかなか関わりが難しかった民間企業等の方々にも、「かわまちづくり」支援制度等を活用していただくため、相談窓口「かわまちづくりよろず相談窓口：(通称)かわよろず」を設けています。「かわよろず」では、右に関連する相談を受け付けています。

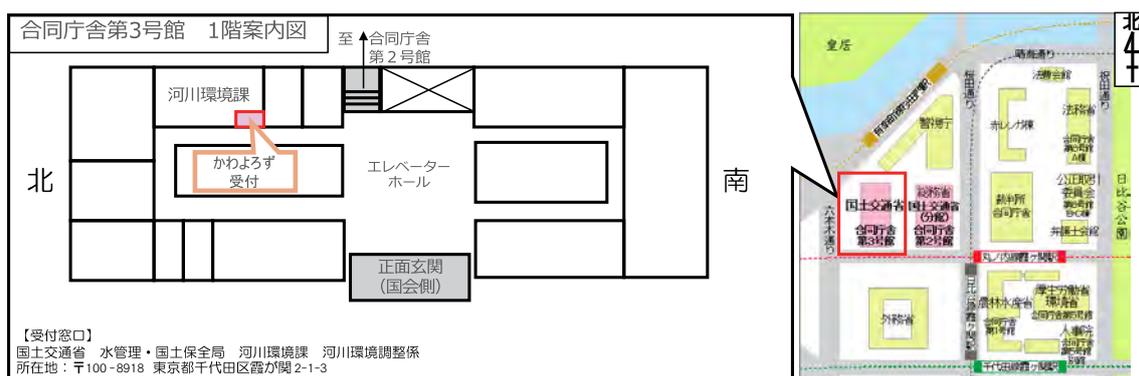
- 「かわまちづくり」支援制度に関すること
- ミズベリングに関すること
- 河川空間のオープン化(河川敷地占用許可準則の特例)に関すること
- その他、河川の空間及び流水の利活用、河川改修にあわせたまちづくりに関することなど

相談窓口は下記の通りです。面談での相談を希望する場合は、可能な限り事前連絡をお願いします。また、電子メールによる相談も受け付けています。事前連絡及び電子メールでの相談の際には、右記の情報を電子メールにて送付してください。

### 【かわよろず 相談窓口】

メール宛先：[hqt-kawayorozu@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kawayorozu@gxb.mlit.go.jp)

- (1) 名前、法人名、官公庁名など(必須)
- (2) 住所
- (3) 電話番号(必須)
- (4) 相談の対象となる河川名、住所(必須)
- (5) 相談の概要(なるべく具体的に記載)(必須)
- (6) その他、参考となる資料(添付)
- (7) 来省相談の場合：希望日時(複数提示)



## 4 「かわまちづくり計画」の登録

1. 推進主体は、河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、対象河川を管轄する各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を経由して、水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請すること。
2. 水管理・国土保全局長は、「かわまちづくり計画」の内容について、実施の効果、市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ、関係者の役割分担と実施体制の確保等の実現可能性を勘案した上で、実現可能性が高いと判断した「かわまちづくり計画」について支援制度に登録する。
3. 水管理・国土保全局長は、支援制度に登録した場合は、申請した推進主体に対して登録証を交付する。

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第7「かわまちづくり計画」の登録)

### 【申請・登録】

推進主体が「かわまちづくり計画」の支援制度の登録を水管理・国土保全局長へ申請するにあたっては、対象河川を管轄する各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を経由することになります。申請の過程で、「かわまちづくり計画」の実現可能性の視

点から、計画の内容の修正を求められることもありますので、お近くの河川管理者に計画の申請・登録にかかるスケジュール等を確認のうえ、時間的な余裕をもって計画の作成等行ってください。

### 【実現可能性】

水管理・国土保全局長は、「かわまちづくり」の実現可能性が高いと判断した「かわまちづくり計画」について支援制度に登録します。要綱では具体的に「実施の効

果」「市町村、民間事業者及び地域住民の実現に向けた熱意の高さ」「関係者の役割分担と実施体制の確保」を挙げています。

### ■ 実施の効果

「かわまちづくり」実施の効果を評価するため、地域活性化に資する評価指標と目標値を定めてください。また、フォローアップの手段についても併せて検討してください。

### ■ 市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ

検討会議や社会実験の実施状況、またキーパーソンとなる人材の確保など、「かわまちづくり」の実現に向けた地域の熱意の高さがわかる資料を用意してください。

### ■ 関係者の役割分担と実施体制の確保

「かわまちづくり」実現のためには、実施段階で各関係主体が役割に応じて活動を行うことが重要です。計画段階のみならず、実施段階の体制を構築し、施設の維持管理などの関係者の役割分担を明確にしてください。

## 登録件数の推移

「かわまちづくり」支援制度は平成21年度(2009年度)の制度設立以降、初年度の登録後、毎年10~20件程度が登録され、増加しています。



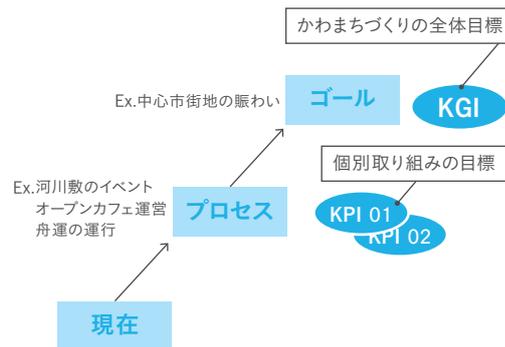
## Column

## 効果を測る(KGIとKPI)

KGI(重要目標達成指標:Key Goal Indicator)は取組全体の目標が達成されているかどうかを測るための指標です。それに対してKPI(重要業績評価指標:Key Performance Indicator)は、全体の目標を達成するための取組の状況・プロセスを評価するための指標です。例えば「川のイベントを定常化することにより中心市街地の観光客増加を目指す」という「かわまちづくり」の場合、KGIが観光客数、KPIが川のイベント定常化の取組を示す指標、ということになります。KPIばかりが着目されがちですが、その取組がかわまちづくり全体の目標につながっているかという視点も重要です。PDCAサイクルによりそれぞれのかわまちづくりを実現するためにはKGIからKPIの順番で考えることが

必要です。

令和元年度にかわまち大賞を受賞した「美濃加茂地区かわまちづくり」では、新たに整備した拠点の来訪者数を指標とし、前年度までの実績を元にKPIを定め、評価の基準としています。



## 美濃加茂地区かわまちづくりの評価指標

項目		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
リパークポート 美濃加茂 来訪者数(人)	目標	-	-	-	-	-	40,000	-
	実績	17,734	24,380	31,026	37,671	44,317	109,789	-

## 5 「かわまちづくり計画」の変更

1. 推進主体は、支援制度への登録を受けた後に、「かわまちづくり計画」の内容について重要な変更の必要が生じた場合は、「かわまちづくり計画」の変更を行う。
2. 「かわまちづくり計画」については、地域の状況を踏まえ、計画登録後または変更登録後、少なくとも5年以内に登録内容及び取組み状況を、推進主体と河川管理者と共同で検証し、必要に応じ計画の変更を行う。
3. 変更の手続きについては、第7の規定を準用する。

（「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第8 「かわまちづくり計画」の変更）

### 【計画変更が必要な概ねの目安】

- 河川管理者によるハード施策の内容や期間に大きな変更が生じた場合
- 「かわまちづくり計画」の登録要件に係る河川の利活用について見直しがあった場合
- その他、申請者において予算制度の活用などにより、計画変更しなければならない場合

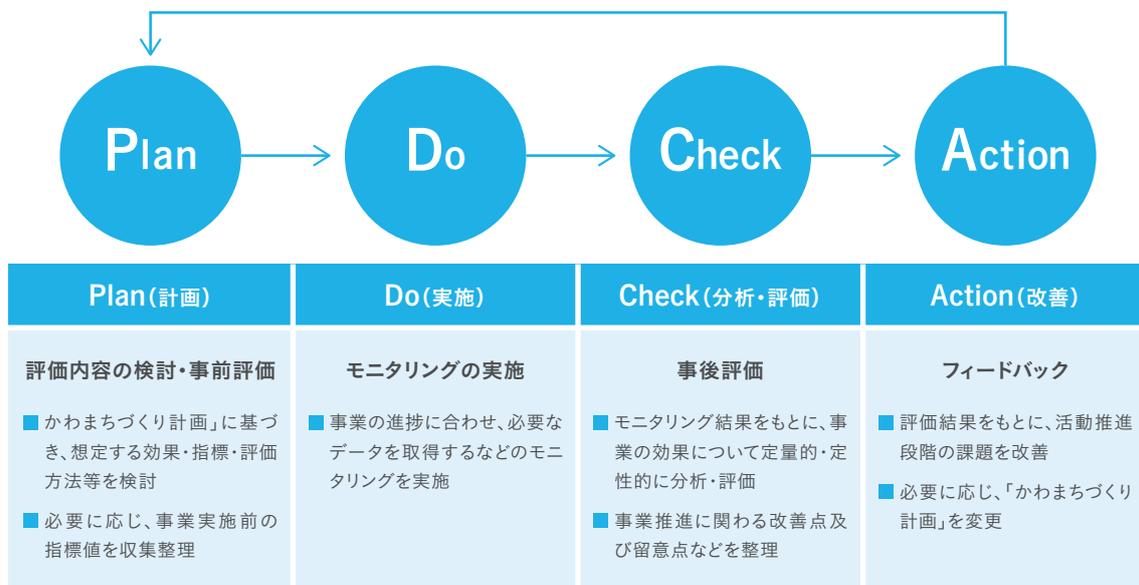
### 【かわまちづくりの検証】

推進主体と河川管理者は、「かわまちづくり計画」について少なくとも5年以内に登録内容及び取組み状況を共同で検証することになっています。

検証のためには各種データが必要です。データは後からでは収集することが難しいもの（例えば、イベント時の感想やインターネット上の情報、売上などお金の情報など）もありますので、計画作成段階で評価指標や目標

値等のフォローアップの手段・スケジュール・役割分担等について整理しておき、スケジュールに沿って計画的にデータ収集・分析を行い、検証するようにしましょう。

なお検証結果は、「かわまちづくり計画」の向上に役立つ情報となるとともに、効果が明らかとなった場合は事業効果のPRに大いに役立ちます。積極的・継続的にフォローアップを行いましょう。



「かわまちづくり」におけるフォローアップ(PDCA)

## 6 「かわまちづくり計画」の登録の取り消し

水管理・国土保全局長は、推進主体及び「かわまちづくり計画」の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を取り消す。

1. 推進主体に民間事業者が含まれる場合、その民間事業者が第2 5. の要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
2. 「かわまちづくり計画」の対象となる河川が、第5 登録要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
3. 第7 2. で勘案した事項の状況に変化が生じ、「かわまちづくり計画」の実現可能性が低いと水管理・国土保全局長が認める場合

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第9 「かわまちづくり計画」の登録の取り消し)

「かわまちづくり計画」の登録が取り消されることのないよう、計画作成段階だけではなく、登録後の活動推進段階においても、民間事業者や地域住民とコミュニケーションをよくとり、かわまちづくりの取組の推進に努めてください。

## 7 河川管理者が行う支援

河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、次に掲げる「ソフト施策」、  
「ハード施策」を行う。

### 1. ソフト施策

河川管理者は、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、次の項目に積極的に取り組む。

- 一 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施
- 二 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供
- 三 地域活性化の観点から地域が主体となって実施するイベント施設やオープンカフェの設置等、河川空間を活かした賑わい創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、[河川敷地占用許可]準則[第]22による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援

### 2. ハード施策

河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を、事業着手後、概ね5カ年で積極的に推進する。

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第10 河川管理者が行う支援(□内は本手引きで追記))

河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づいて、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、調査・検討や情報提供、占用許可のノウハウの提供といったソフト施策と、河川管理施設を整備するハード施策を積極的に行います。

#### 【ソフト施策】

ソフト施策のうち、「必要となる調査・検討」や「良好な事例等の情報提供」は、かわまちづくり計画の登録前の段階でも有用な情報です。河川管理者は普段から推進主体などと意識共有を図り、登録前においても必要に応じて可能な支援を行きましょう。

また、平成23年の河川空間のオープン化(河川敷地占用許可準則を一部改正)に伴い、河川管理者により都市・地域再生等利用区域の指定を受けることで、民間事業者が同区域内で営業活動を行うことが可能になっています。



舟運



オープンカフェ

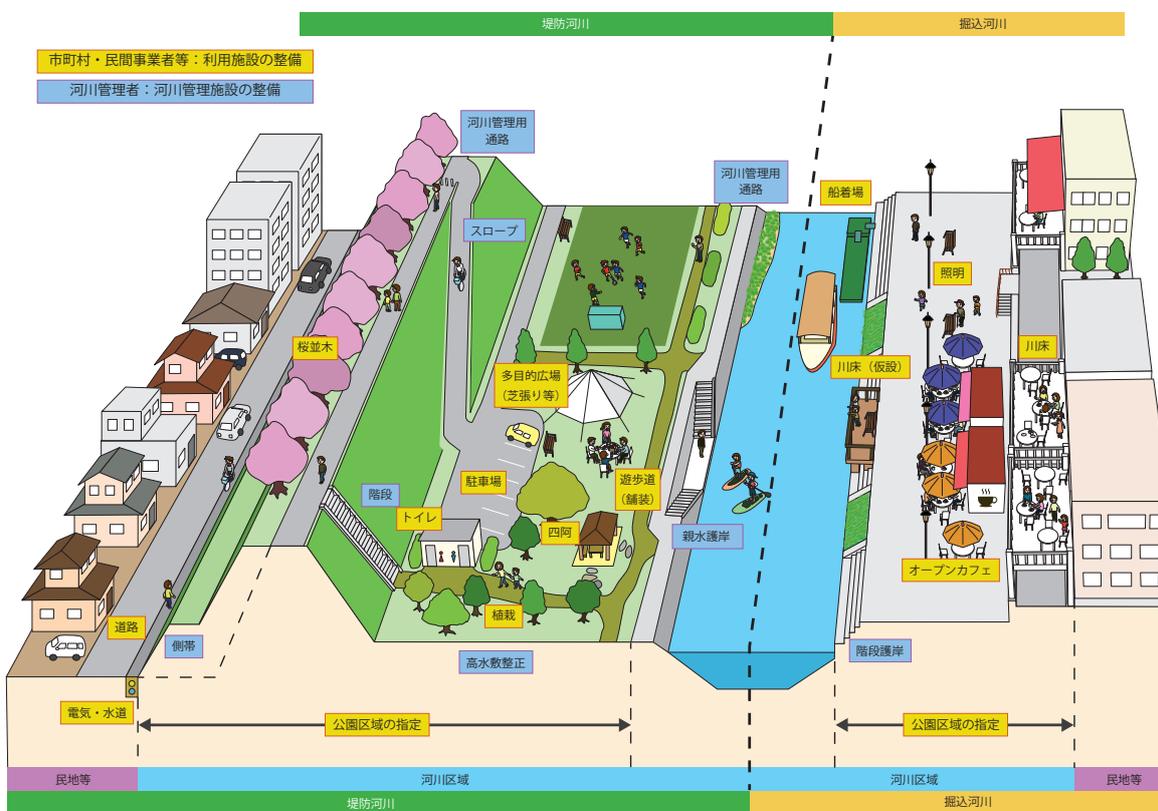
都市・地域再生等利用区域で  
可能な利活用のイメージ

### 【ハード施策】

河川管理者が支援できるハード施策は、河川管理施設の整備です。一方、市町村等は河川を利活用するための施設整備を実施することになります。例えば、河川区域内に多目的広場を整備したい場合は、河川管理者の整備内容は高水敷整正や河川管理上必要な

通路など、市町村等の整備内容は芝張り・トイレ・あずまや・ベンチなどになります。

河川管理者は登録後概ね5年間で河川管理施設の整備を積極的に推進します。



親水護岸

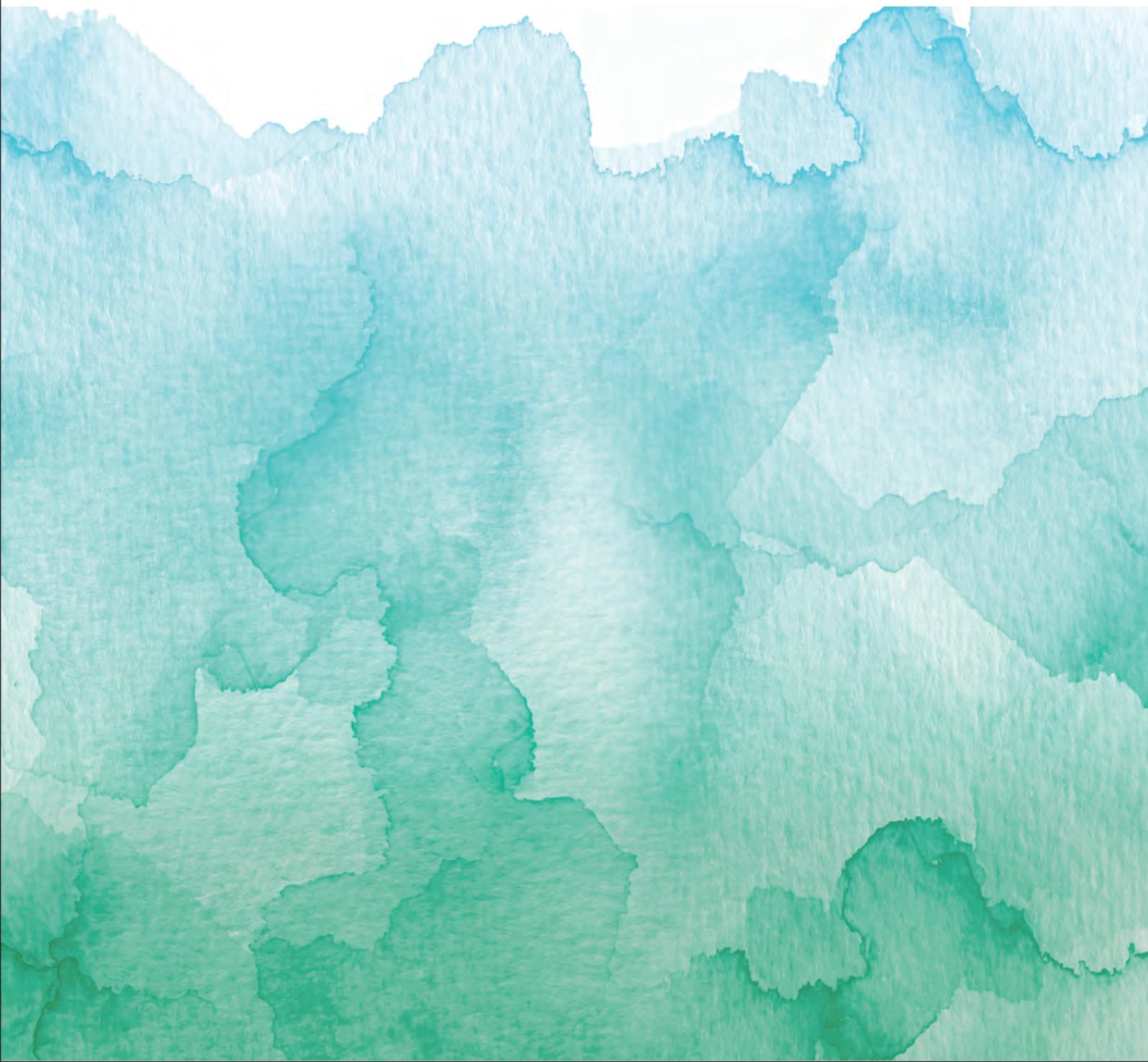


河川管理用通路

### かわまちづくりで整備可能な河川管理施設例

#### 用語

河川管理施設・・・河川管理者が建設し管理している施設。川の流れの調整や、洪水の被害防止の機能を持つ施設のこと。上記以外の目的で設置された橋や堰、グラウンドのバックネットなどは許可工作物といい、河川管理者が許可している施設。



## 第2章

# 「かわまちづくり計画」作成のポイント

2-1 「かわまちづくり」の進め方

2-2 企画構想の段階

2-3 計画作成の段階

2-4 活動推進の段階

## 2-1 「かわまちづくり」の進め方

「かわまちづくり」は「企画構想」、「計画作成」、「活動推進」の大きく3つの段階に分けることができます。プロセスの全体を通して、活動の担い手（キーパーソン）の確保や、活動の継続性・発展性の向上等を勘案しながら「かわまちづくり」に取り組むことが重要です。

### 1 企画構想の段階

「かわまちづくり」に取り組む基となる「地域の魅力」、「仲間」、「アイデア」を探します。「知らなかった地域の魅力の発見」、「新しい仲間との出会い」、「自由な夢やアイデアの発想」など、「かわまちづくり」に取り組む中でも、特に楽しい段階であるとともに、「かわまちづくり」のテーマや方向性が決まる非常に重要な段階でもあります。この段階から多様な主体と積極的に交流

することで、キーパーソンの発見や計画の実現性向上などに結び付きます。ミズベリングの活動もこの段階から行うことが有効です。ワークショップや勉強会の開催により、地域の「かわまちづくり」への意欲を高めつつ、地域の創意工夫に富んだ「知恵」を活かした企画構想を検討しましょう。

### 2 計画作成の段階

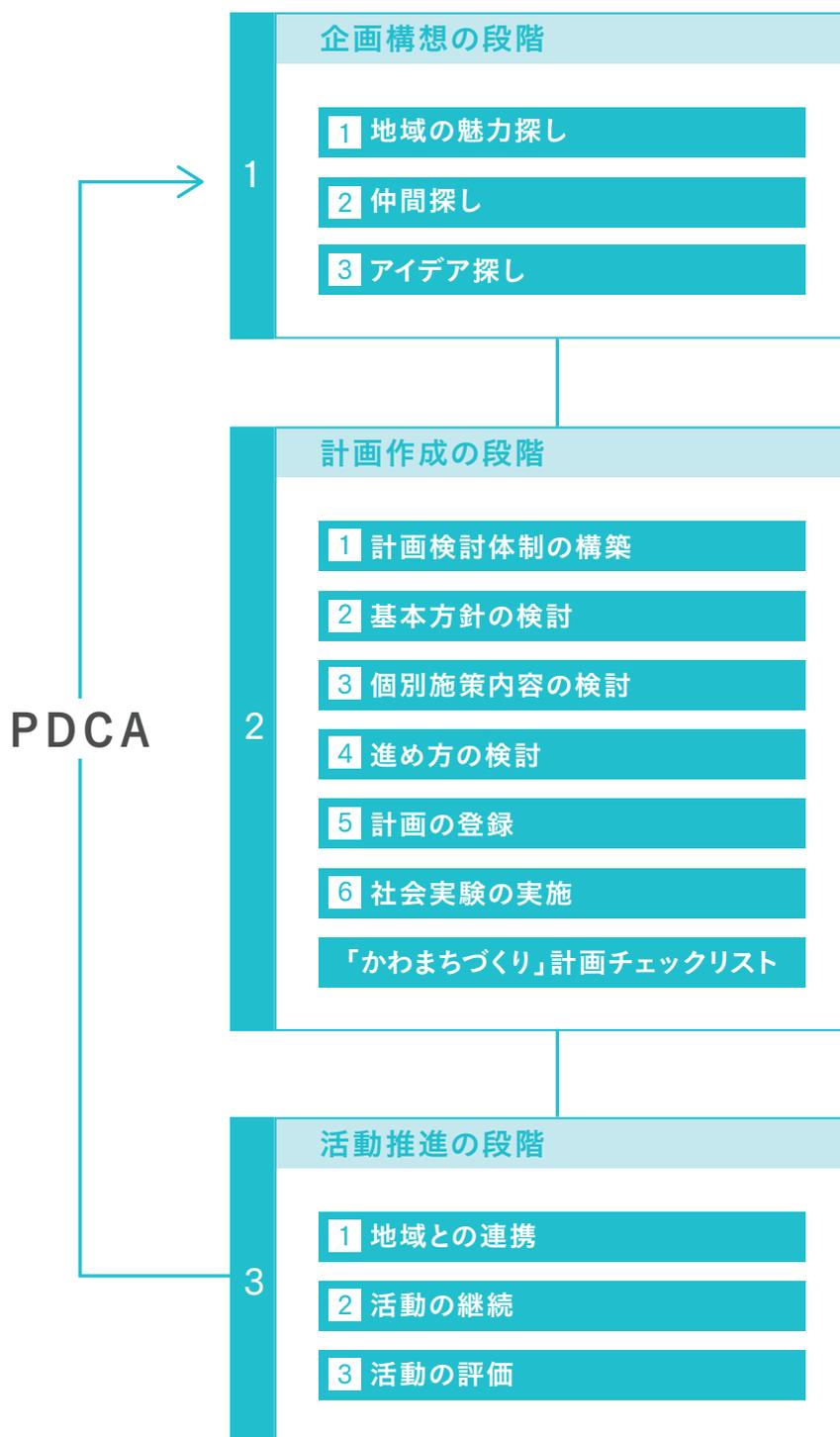
「かわまちづくり計画」を実際に作成し、登録されるまでの段階です。企画構想段階からの熟度を高める必要があることから、基本方針や個別施策内容などについての様々な検討や関係機関との調整など、多岐にわたる作業・プロセスが発生しますので、検討が必要な項目などについては予め整理した上で、作業を進めることが重要です。様々な検討結果を支援制度要綱の様式に落とし込み、「かわまちづくり計画」を完成さ

せます。ソフト施策・ハード施策は河川区域内だけに留まらないよう、関連機関と連携して、「まち」と「かわ」のつながりを意識した施策を検討しましょう。また評価指標や目標値を設定するとともに、その評価手法についても検討を行い、登録後のフォローアップ体制を整理しておくことも重要です。加えて、登録後スムーズに活動に移行できるよう、各主体の役割分担を明確にしておくことも大切です。

### 3 活動推進の段階

「かわまちづくり計画」登録後に、ハード施策・ソフト施策を着実に実施していく段階です。この段階では適切にフォローアップも行い、必要に応じて計画内容の変更を実施します。また、ハード施策実施後も「かわまちづくり」の活動が継続されていくように、協議会等で

地域住民や民間事業者などの各主体との連携を継続し、「知恵」や「想い」を共有し続けるなど、関係者の意欲が持続、向上するよう工夫する必要があります。供用開始後は「かわまち大賞」などに応募するなどして、実績を大いにアピールするようにしましょう。



かわまちづくりの流れ

## 2-2 企画構想の段階

「かわまちづくり」に取り組む基となる「地域の魅力」、「仲間」、「アイデア」を探します。  
「知らなかった地域の魅力の発見」、「新しい仲間との出会い」、  
「自由な夢やアイデアの発想」など、「かわまちづくり」に取り組む中でも、  
特に楽しい段階であるとともに、「かわまちづくり」のテーマや方向性が決まる  
非常に重要な段階でもあります。



出典：岡山旭川ミズベリングホームページ  
(<https://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/mizbering.html>)



出典：高森町ホームページ  
(<https://www.town.nagano-takamori.lg.jp/chosei/5/4910.html>)



出典：旭川開発建設部ホームページ  
(<https://www.hkd.mlit.go.jp/as/tisui/wkvvv800000000xuh.html>)

### Point

- 既存資料を確認したり現地を歩いたりして地域の魅力を探す。
- 声をかける・話を聞くなどして、「かわまちづくり」に興味がありそうな人物を探す。
- ミズベリング〇〇会議や水辺で乾杯、勉強会などを開催し、関係者がつながるきっかけづくりを行う。
- ワークショップの開催や既存事例調査により、かわまちづくりのアイデアを考える。

## 1 地域の魅力探し

○市町村向け ○河川管理者向け

「かわ」を含めた地域の魅力は、「歴史文化」「産業」「食」「景観」「自然環境」「地形地質」「公共施設」「人材」「活動体験」など、地域によって様々です。地域の魅力を知ることは、かわまちづくりのきっかけづくりや具体的な取組みのヒントを考える際に必要で、非常に

重要です。

地域の魅力を探すための方法としては「①既存資料を確認する」「②現地を歩く」の大きく2つに分けられます。

### 既存資料を確認する

市町村が作成する総合計画や都市計画マスタープラン、河川管理者が作成する河川整備計画等の計画類を確認してください。どの市町村や河川でも作成しており、簡潔にわかりやすくまとめられているため、短時間でかわやまちの成り立ちや魅力、今後行う予定の

取組み・方針について把握することができます。下記で挙げたもののほか、観光や商業に関する計画や組織など、関係施策の計画類やホームページを確認してください。

### 参考になる計画の例

作成者	計画名	概要
市町村	総合計画	地方自治体の長期的指針として、多くの自治体で策定されており、地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画。地域の歴史や沿革、基本データについて記載されているとともに、将来像やなすべき施策や体制、プログラム等が記述されている。
	都市計画 マスタープラン	都市計画法により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。都市計画の目標や市街化区域・市街化調整区域の区域区分、その他土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針について記載されている。
	景観計画	景観法に基づき、景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画。河川周辺の重要な景観や特徴的な景観が把握でき、更に今後の景観形成に向けた方向性について把握することができる。
	緑の基本計画	市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することが可能。河川周辺には緑地や都市公園が配され活用されていることも多く、関連計画として参考になる。
河川管理者	河川整備基本方針 河川整備計画	河川法にその作成が定められている。「治水」「利水」「環境」の観点から、「河川整備基本方針」は長期的な方針を、「河川整備計画」は20～30年後の河川整備の目標や具体的な実施内容を定める。河川の情報のみならず、気候や地形・地質、土地利用、自然環境、歴史文化など、流域の基本情報を知ることが可能。河川の「利活用」の状況や施策についても整理されている。
その他	環境基本計画	国や地方自治体(都道府県、市町村)の環境保全に関する基本的な計画。国の基本計画は環境基本法第15条の規定に基づく。地方自治体の計画は、任意あるいは条例に基づき制定しているものがある。環境省の2016年度の調査によると、回答自治体の約8割の自治体が環境や持続可能な地域づくりに関して何らかの計画等があると回答。環境施策は経済、国土、地域、暮らし、技術、国際など幅広い分野にまたがり、かわまちづくりの方向性を考える上で参考になる。

## 小中学校の教科書・副読本の活用

地域の地理的、歴史的、文化的背景を知る手段として、その地域の小中学校の社会科の教科書や副読本などもおすすめです。地域の身近な川の変遷や、産業・災害など生活との関わりなど、わかりやすくまとめられています。場合によっては、河川管理者も知らない意外な発見もあるかもしれません。



郷土読本『おかさき』3・4年 下(岡崎市教育委員会、2012)



大洲市中学生版歴史副読本「松川からの贈り物ふるさと大洲歴史物語」(大洲市教育委員会、2016)

## 現地を歩く

既存資料を調べるだけでなく、実際に現地を歩くことが重要です。「かわ」と「まち」の雰囲気などは現地を訪れることで、より深く感じることができます。また、「どのような利活用がなされているか」「他にどのような利活用ができそうか」「イベント等に使えるようなスペースや施設・構造物があるか」なども、現地において確認することができます。

ひとりで歩く、チームメンバーと歩く、詳しい人に案内してもらいながら歩く、など色々方法はありますが、

現地を歩くことで地域の魅力や課題を発見することができます。特に、複数のメンバーと一緒に歩くことは、自分以外の異なる視点を得られるため有効です。

歩いたあとは、現地で撮った写真やメモをマップ化するなどして、関係者で共有できるようにしましょう。近年は、全国のまちづくりの現場で「まち歩き」としてイベント化されており、地域の合意形成などにも活かされています。



菊池市かわまちづくり(菊池川水系迫間川、熊本県菊池市)での現地踏査

## まち歩き取組

### [1] まちのトレジャーハンティング

愛知県岡崎市では、平成29年2月18日(土)、19日(日)の2日間にわたり、「かわまちづくり」が進む乙川リバーフロント地区において、専門家を交えて地域住民や事業者、多様なまちの担い手候補が参加する短期集中型ワークショップ「まちのトレジャーハンティング」が開催されました。まちのトレジャーハンティングとは、「リノベーションスクール」の開催など都市・エリアの再生に取り組む㈱リノベリングが実施しているプログラムの一つで、普段ま

ちの人たちが気づいていない空間資源、人的資源、文化資源、歴史資源などのまちに存在する潜在的な価値のある「お宝」を、専門家とまちの人たちが一緒に探し使い方を考えることで、エリアの未来と豊かな暮らしをまちの人たちと一緒に構想し提案するというものです。トレジャーハンターとして40名がまち歩きに参加し、公開報告会には189名が参加しました。



まち歩きの様子



報告会の様子

出典：岡崎市ホームページ  
(<https://www.city.okazaki.lg.jp/300/301/p021156.html>)

### [2] ブラアイチ

愛知県では、名古屋地理学会、土木学会中部支部と協力し、平成29年から「ブラアイチ」と称して一般の参加者を募り、愛知県内の川のあるまち風景を専門家の解説を聞きながら楽しくめぐり、まちのストーリーを発掘・紹介していく取組が行われています。これまで8回実施され、回によっては300人、500人を超える人数が参加しており、「かわ」と「まち」をつなぐ人気のまち歩きイベントとして定着しつつあります。



「ブラアイチ」ホームページ

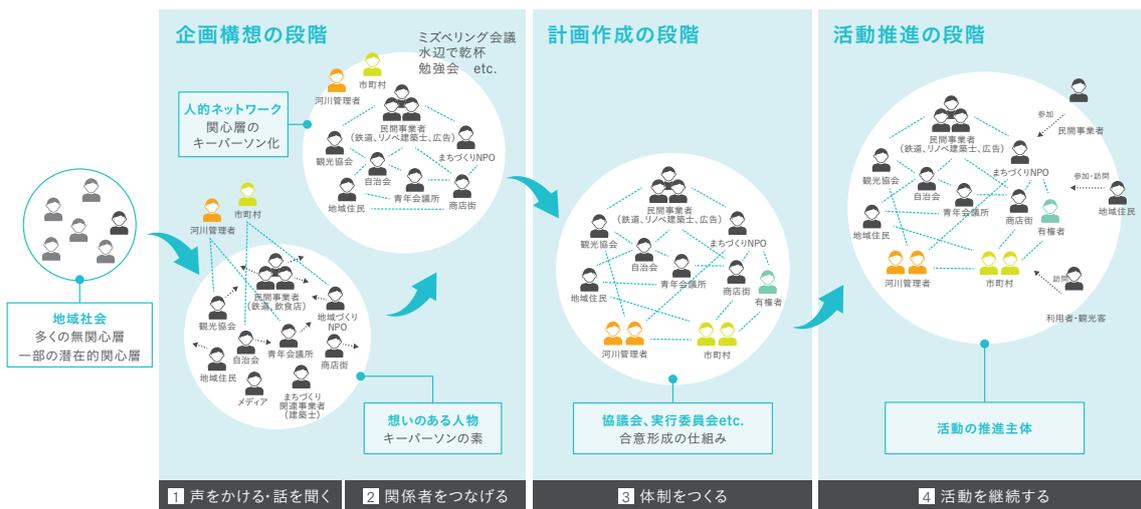
出典：愛知県ホームページ(<http://aichi-river.jp/buraichi/>)

「かわまちづくり」の主役は行政ではなく、実際に「かわ」や「まち」を利用したい、活用したいと考える地域住民や民間事業者の方々です。そのような方々は「かわまちづくり」を他人事ではなく自分事として捉える傾向が強く、川や水辺、さらには地域全体を良くしたいという想いの持ち主である可能性が高いです。

そのような想いの持ち主は、「かわまちづくり」に一緒に取り組む「仲間」となり、活動の大きな推進力となります。計画作成の段階や活動推進の段階でも必要となる存在であり、最初の企画構想の段階から探ることが非常に重要です。なぜなら、当初から「かわまちづくり」の取組に参加し、「かわまちづくり計画」に自分の意見が反映されることで、「かわまちづくり」へのモチベーションや積極性が増し、将来的に、活動の担い手となるキー

パーソン・中心メンバーに育っていくと考えられるからです。

図はかわまちづくりの先進事例のヒアリングから、人を巻き込む流れを3つの段階に分けてまとめたものです。まだまだ多くの地域では、川や水辺の活用に「興味がない人(無関心層)」や「興味はあるができていない人(潜在的関心層)」や「興味はあるができていない人(潜在的関心層)」の割合が大きいと考えられますので、地域において川や水辺の活用の声が十分大きくない場合は、市町村や河川管理者が連携し、地域住民や民間事業者などに対して声をかける、話を聞く、気づきのきっかけづくりを行うなどして、仲間探いを積極的に行うことが有効です。



かわまちづくりにおける人を巻き込む流れのイメージ

声をかける・話を聞く

「かわまちづくり支援制度」「ミスベリング・プロジェクト」「河川空間を活用した先進事例(例えば河川空間のオープン化事例)」などの資料を用意し、川や水辺に興味がありそうな地域の人物・団体に対して説明を行い、話を聞くなどしましょう。

相手の探し方は、身近な人や職場の人に聞く、WEBやタウン誌等の情報源を参照する、などがあります。市町村では、まちづくりや商工、観光、広報等の関係部署で既にピックアップされている場合もあるので、既存の活動を確認し、関係部署の担当者に話を聞くことが有効です。

先進事例のキーパーソンは、地域住民、飲食店経営者、NPO職員、イベント企画制作会社経営者、青年会議所副理事長、観光協会会長、鉄道会社職員、建築士、ボーイスカウト指導者、建設コンサルタント会社職員、学識者、など地域により様々です。また、従来から長く想いをもち続けている地域の人がいれば、Uターンで戻り改めて川の魅力に気づいたという人もいます。それぞれの地域に想いを持つ人がいる可能性がありますので、色々な情報や伝手、関係の機会などを用いてかわまちづくりに興味のある人物を探してみてください。

## 関係者をつなげる(きっかけをつくる・やる気を刺激する)

無関心層や潜在的関心層に対しては、川や水辺を訪れたり、水辺について考えたり、自分と同じような興味を持つ人たちの存在に気づいたりする「きっかけ」を

つくるのが有効です。ミズベリング・プロジェクトの取組の一つ「ミズベリング〇〇会議」や「水辺で乾杯」はその良い手法と言えます。

### ① ミズベリング〇〇会議

新潟県新潟市で平成27年(2015年)に開催された「ミズベリング信濃川やすらぎ堤会議」では約120名が参加し、更に公募で集まった企業・市民団体・イベンター・行政などのパネリストにより、「有志で連携し、企業活動を含め、水辺利用を活性化する取り組みを行う必要がある」ことを確認しました。その後、参加者の有志により「ミズベリングやすらぎ堤研究会」が発足し、「令和元年度かわまち大賞」を受賞した「信濃川やすらぎ堤かわまちづくり計画」の策定を含め、やすらぎ堤で展開されている様々な活動につながっていききました。



平成27年1月31日、信濃川下流河川事務所では新潟市と共同で「ミズベリング信濃川やすらぎ堤会議」を開催しました。萬代橋から上流のやすらぎ堤は、全国で初めて5割勾配の緩やかに整備された堤防で、堤防裏の緑地と合わせ、新潟中心市街地における水辺の憩いの場となっています。「ミズベリング信濃川やすらぎ堤会議」では、信濃川がもっとも活用されるよう、『みんなでえがこうやすらぎ堤の未来』をテーマに、約120名の方が参加され、皆さんからのアイデアや意見を交換しました。

水都大阪パートナーズよりプロデューサーの泉英明氏をお迎えし、大阪での先進事例を題材とした基調講演が行われました。その後やすらぎ堤を愛する6名のパネラーによるプレゼンテーションの後、新潟大学の岩佐明彦准教授をコーディネーターとして行政サイドを交えたパネルディスカッションを行いました。これからもっと利活用しやすくするにはどうしたら良いか、やすらぎ堤の水辺をどのようにしていきたいか、やすらぎ堤ブランドの必要性、活動する仲間を増やしつなげる仕組みについて、パネラーや会場の参加者から活発な議論が行われました。

参加者は、やすらぎ堤の魅力を確認するとともに、やすらぎ堤の新たな活用について、様々な利用者が連携し積極的に挑戦していくことを誓いました。

<ul style="list-style-type: none"> <li>■開催日時 平成27年1月31日(土) 13:30~17:30</li> <li>■会場 NSTゆめホール</li> <li>■主催 新潟市・国土交通省信濃川下流河川事務所</li> <li>■第1部 「まなぶ」先進事例基調講演 泉 英明(水都大阪パートナーズ プロデューサー)</li> <li>■第2部 「かたる」やすらぎ堤を使い、愛するパネラーによるプレゼンテーション パネラー・会場参加者で「やすらぎ堤の未来」を討論 コーディネーター 岩佐 明彦(新潟大学工学部建設学科 准教授) パネラー 鈴木寿行、肥田野正明、小林和人、逸見覚、馬場伸行、久保田健司</li> <li>■第3部 「つなげる」交流会</li> </ul>		<p>ミズベリングは「水辺+RING(輪)」、「水辺+R(リノ)バージョン+ING(進行形)」の造語。水辺の新しい活用の可能性を、創造していくプロジェクトです。</p>
--	--	--



新潟市都市政策部  
池田部長の開会挨拶



信濃川下流河川事務所  
瀬崎所長による主旨説明



水都大阪パートナーズ  
泉英明氏の先進事例基調講演



新潟大学 岩佐准教授ら  
パネラーのプレゼン



パネルディスカッション  
の状況



様々なアイデアが  
形になりました

## ミズベリング信濃川やすらぎ堤会議開催報告

出典:信濃川下流河川事務所ホームページ(<http://www.hrr.mlit.go.jp/shinago/oshirase/design/150205/san1.pdf>)

## ②水辺で乾杯

「水辺で乾杯」は、7月7日7時7分に全国の水辺で同時に乾杯し、その様子を写真に撮ってサイトにアップするというプロジェクトで、平成27年(2015年)に始まり、毎年数百カ所で乾杯が実施されています。本プロジェクトは、水辺に集まり乾杯することで日常の風景を少し変えてみる、という狙いがあります。乾杯ということで気軽に参加しやすい面があるため、水辺のことについて話したり考えたりする良いきっかけとなります。



### 水辺で乾杯5ヶ条

出典: 水辺で乾杯ホームページ (<https://mizbedekanpai.mizbering.jp/>)



### 水辺で乾杯の様子

出典: 北上川下流河川事務所ホームページ ([http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/images/activity/mizbering/H290707\\_mizcan.png](http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/images/activity/mizbering/H290707_mizcan.png))

### ③ 勉強会の開催

水辺の活用について興味があり、また主体的に何かに取り組む意欲のある方々が地域にいる場合は、勉強会や講演会を実施することで、その方々の「やる気」を刺激することが有効です。特に、外部の先行事例における活動実践者の体験談は、関係者の新たな気づきや向上心につながるという点で有効です。

愛媛県大洲市では、肱川かわまちづくり計画の申請に向け、協議会やワークショップなどを数多く開催していたものの、他河川の詳細なかわまちづくりの状況や官民連携の実態について情報が不足しており、民間による活用を具体的にどのように進めればよいかわからないという課題を持っていました。そこで、令和2年(2020年)に先進事例の一つである乙川リバーフロント地区かわまちづくり(矢作川水系乙川、愛知県岡崎市)で進められているプロジェクト「おとがワ!ンダーランド」の活動実践者をゲスト講演者として招き、勉強会を開催しました。実際のプレイヤーであるゲストの生の声は熱量や迫力、説得力があり、勉強会後の参加者へのアンケートをみると、地域の民間事業者も大きな刺激を受けた様子が確認できました。



勉強会のチラシ



ゲスト講演の様子

市町村や河川管理者だけでアイデアを考えるのではなく、地域の方々がよく話し合い、自由に夢を膨らませアイデアを出すという「過程」が重要です。なぜなら、地域の方々が自分事として考える主体性の確立や関係者のコミュニケーションの強化に寄与すると考えら

れるためです。先進事例では、関係者による密な話し合いを踏まえている場合が多いです。また、関係者と「かわまちづくり」のイメージを共有するために、既存事例を詳しく調べることも有効です。

### 話し合う

かわまちづくりに取り組む多くの都市で「ワークショップ」を開催し、地域のやりたいことをまとめて計画に反映させています。ワークショップは当日の運営も重要ですが、良い結果を得るためには、開催前に参加者の検討や地域への根回し、またファシリテーターと

の内容調整など、入念な準備も必要です。

また、議論を活発にするためには、会場の雰囲気づくりも重要です。机の配置やマジック等の小道具なども工夫してみてください。

#### ワークショップ準備の際の留意点

項目	内容
会場	会場を押さえることができているか？ 参加者数に比し広さは十分か？ 駐車場はあるか？ 飲食は可能か？
設備	ホワイトボード、机、椅子、プロジェクター、マイク等 必要な設備は整っているか？
参加者	参加者をどのように集めるのか？ 何人くらいあつまりそうか？
グループ	何人くらいのグループをいくつ用意するのか？ グループ分けをどうやって行うか？ グループ内の人数は多すぎないか？ 複雑な人間関係はないか？
時間	開催時間は十分か？ プログラムを詰め込みすぎていないか？ (例えばグループ数が多くなれば発表に時間を要し検討時間が短くなる)
持ち込み備品	何を会場に持ち込む必要があるか？ ペンや名札などの数は十分か？
運営体制	運営者側は何人か？ ゲストを呼ぶ必要があるか？ 進行役やまとめ役は誰がやるか？

## 異なる意見があることが前提

地域の方々に集まっていただく場合、それぞれの人たちが、自分なりに川をみて、自分なりにまちづくりについて考えています。それぞれの人たちが持つ情報量は千差万別であり、参加のきっかけ、地域全体の風土、意識の高さ、あるいは初期段階の考えや成熟段階の考えの人がいたりするなど、最初の段階ではかなり意見は多種多様なものになります。

そのため、まずは様々な考えや意見があることを参加者みんなで共有することからはじめましょう。例えば、自己紹介などを通じて、どんな考えの人々が参加しているか、どんな立場で参加しているかがお互いに分かり合えるような進め方が重要です。

しばしば、地域の人達による話し合いの場のつもりが、住民対行政の構図になり説明会になってしまう場合があります。声がけの段階から地域の人たちに趣旨を十分に伝えていくようにしましょう。また、最初から絵を作るのではなく、議論の過程で作っていくことが重要です。そうしないと「最初から決まっているじゃないか」という印象を与えることになります。利用者・活用者である地域や民間事業者が主体性をもって議論できるように心がけましょう。

時には有識者など中立的な司会を立てることも重要です。

行政としては、治水等の安全・安心に係る説明や様々な法制度の理解を助けるサポート、次世代も見据えた俯瞰的な視点の示唆、大事にしたい資源への気付き、など議論のサポートや作図、資料提供など技術的な支援をする役割を担うことになります。

最終的には、地域や民間事業者側に計画を決めてもらい、「自分達が決めた計画である」という主体性を持ってもらうことが重要です。



地域住民による話し合いの様子

## 既存事例を調べる

ある程度計画が現実味を帯びてきた場合、(特に行政にとっては)「事例があるかどうか」も重要なポイントとなります。国土交通省では「かわまちづくり」に関するホームページを運営し、全国の計画登録箇所について紹介しています。

また、海外には、想像を超えるアイデアでつくられた水辺の景色があります。これら海外の事例からは大きな刺激を得ることができます。インターネット等で積極的に収集するようにしましょう。



かわまちづくりホームページ



平日に賑わう水辺(韓国:清溪川)



橋脚部のバー(オーストラリア:ヤラ川)

## 参考情報

No.	名称	概要とURL
1	全国かわまちづくりMAP	全国各地のかわまちづくり計画登録箇所の情報が確認できます。 <a href="http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/map.html">http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/map.html</a>
2	ミズベリング・プロジェクト	全国のミズベリング活動や最新の水辺活用の情報が確認できます。 <a href="https://mizbering.jp/">https://mizbering.jp/</a>
3	河川空間のオープン化活用事例集	全国で河川敷地占用許可準則の特例使用箇所に関する情報が確認できます。 <a href="https://www.mlit.go.jp/river/shingikai_blog/shigenkentou/pdf/jirei_kasenkukan_1908.pdf">https://www.mlit.go.jp/river/shingikai_blog/shigenkentou/pdf/jirei_kasenkukan_1908.pdf</a>

## Column

## 地域のニーズ・ウォンツ

商品開発やビジネスの世界では、「マーケティング」という考え方が重視されています。これは、消費者や顧客のニーズを把握し、「売れる商品」「求められる商品」を生産・販売しようとする考え方です。ニーズは「必要性」、ウォンツは「欲求」を指しますが、「かわまちづくり」でも、地域や民間事業者のニーズ・ウォンツを把握することは重要です。どのようなことを望んでいるのか、将来どのようなになれば

良いと思っているのかについて、意見を聴いたり、話し合ったりしながら把握し、検討中のアイデアがそれらと矛盾しないか、確認してみましょう。キーパーソンやワークショップ参加者といった方々から意見を聴く以外に、街頭でアンケートを行ったり、観察調査を行ったりすることで、一般的なニーズ・ウォンツを把握することが可能です。

## 街頭調査(アンケート調査)

現地で多くの人にアンケートに回答してもらい、集計・分析する手法です。ポピュラーな手法ですが、アンケートの設問や数、フォーマットの作り込みなど、アンケートの目的や回答のしやすさをよく考えて作成する必要があります。

## 観察調査

対象者を直接現場で観察し、そこから実態や規則性などを見出すデータ収集法です。例えば、顧客の動線や利用実態などを観察し、店舗運営上の改善点を把握することに使われます。河川や水辺では、定期的に行っている「河川空間利用実態調査」に加えて観察調査を行うことにより、河川空間の利活用状況の要因分析を行うことができる可能性があります。近年は、一定間隔で連続撮影した静止画を組み合わせることで作成された動画(タイムラプス)により比較的手軽に実施できるようになっており、今後の技術開発による更なる普及が期待されます。



定点カメラによる利用状況の把握

## 2-3 計画作成の段階

「かわまちづくり計画」を実際に作成し、登録されるまでの段階です。

企画構想段階からの熟度を高める必要があることから、

基本方針や個別施策内容などについての様々な検討や関係機関との調整など、

多岐にわたる作業・プロセスが発生しますので、

検討が必要な項目などについては予め整理した上で、作業を進めることが重要です。

検討項目	内容
1 計画検討体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政内部の連携</li> <li>● 議論や試行を重ねる</li> </ul>
2 基本方針の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「かわ」と「まち」の将来像へのストーリーを示す</li> <li>● 既存計画との整合性</li> </ul>
3 個別施策内容の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「かわ」と「まち」のつながり</li> <li>● 効果的なソフト施策</li> <li>● 利用者目線のハード施策</li> <li>● 既存ストックの有効活用</li> </ul>
4 進め方の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 推進体制の構築</li> <li>● 維持管理方法の検討</li> <li>● 財源の確保</li> <li>● 取組内容の評価</li> </ul>

### Point

- 行政内の関連部局と連携・調整しながら計画作成を進める。
- 「地域の課題などに対応した将来像を示し、それを実現するために必要な個別施策を設定」、といったストーリーがわかる基本方針を検討する。
- 個別施策内容は「かわ」と「まち」のつながりを意識し、効果的なソフト施策・利用者目線のハード施策を実施する。
- 実際の活動に資する推進体制を構築する。
- 維持管理が継続されるよう、コスト縮減や民間活力について検討する。
- 補助金や助成金、民間事業者との協力、クラウドファンディングなど財源確保について検討する。
- 評価指標や目標値を設定し、取組内容の評価手法を確立する。

# 1 計画検討体制の構築

○市町村向け

○河川管理者向け

かわまちづくりの熟度を高めるにつれ、公平性の確保や地域の合意といった事項について、総合的に連絡・調整する役割を担う体制が必要となります。既存のほとんどの事例で「協議会」や「検討会」といった協議の場が設けられています。

協議会の構成としては、市町村が事務局、自治会や商店街などの地域住民や民間事業者、まちづくりや河川の専門知識を有する有識者、河川管理者という事

例が多いですが、役職でメンバーを選ぶだけでなく、企画構想の段階でつながりができた意欲や想いの強いメンバーに参加してもらうことが有効です。

また、複数の地区が分散している、テーマが複数に渡るなどといった場合は、検討部会やワーキングという形で、比較的少人数の実務者やキーパーソンで議論を積み上げる方法もあります。

## 行政内部の連携

「かわまちづくり」のきっかけは「住民主導」「民間主導」「行政主導」のいずれのタイプもありますが、河川管理者と市町村の関係部局が連携することが必須です。「連携」とは、計画内容について関係部局の所管業務の観点からチェックを行い、「かわまちづくり」実現のために明確な役割分担のもと調整しながら取組を進めることです。「かわまちづくり計画」の内容は、自然環境、商業

振興、観光振興、教育関係等、様々な立場が関係してくるため、それぞれの分野で既に持っている計画や施策等と「かわまちづくり計画」が不整合にならないよう留意する必要があります。先進事例では、市長の音頭で市役所の内部に関係部局の横断的な検討会議を発足させ、定期的な会議により各部局の調整を行いながら計画作成を進めた地区があります。

## 議論や試行を重ねる

先進事例では、計画作成の段階で何度も関係者が集まり議論を行い、またニーズ把握のためのイベントを実施するなどしています。このように密にコミュニケー

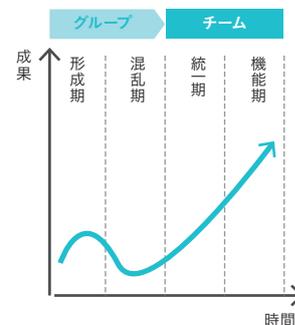
ションをとることで、メンバーが気のおけない仲間となり、「かわまちづくり」をより一層進めることができます。

## Column

### 組織進化のモデル

成果を出す組織づくりのモデルとして、「タックマンモデル」が知られます。チームは形成されただけで機能することはなく、プロセスには5段階あり、形成後、混乱を経て、

期待通り機能するようになる、というものです。かわまちづくりの先進事例の関係者に話を聞くと、確かにこのような経緯を経ている箇所が多いように感じます。



タックマンモデルのイメージ

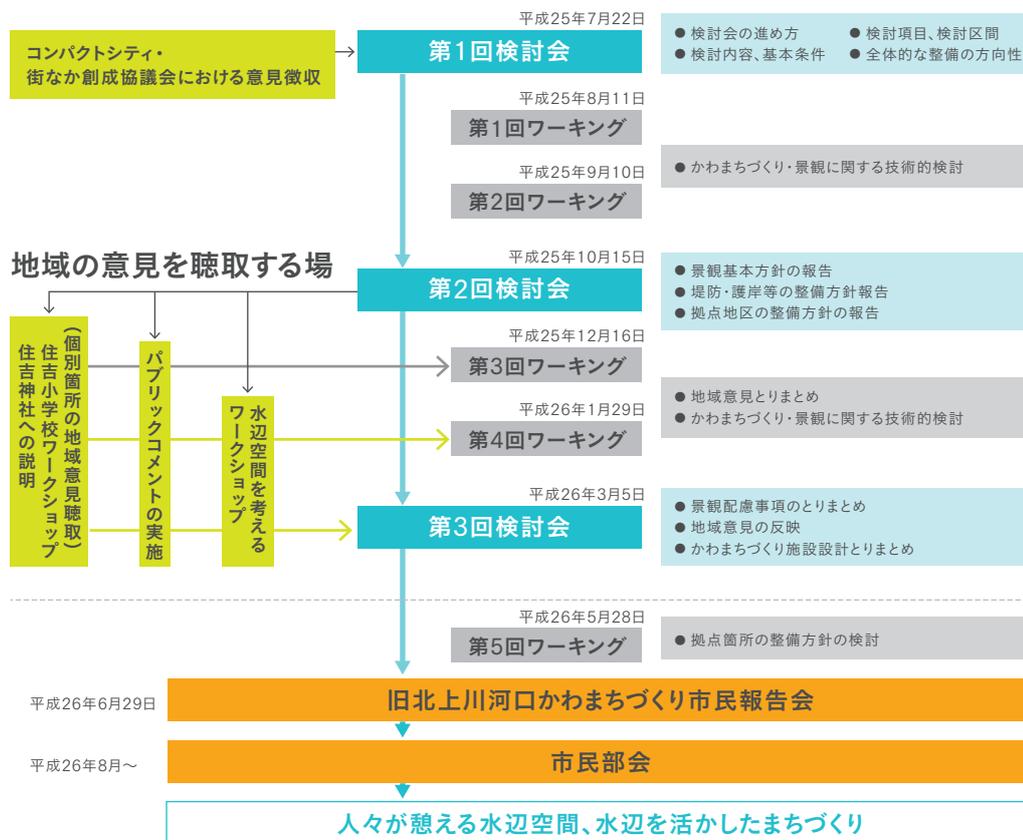
## 地域の合意形成を図るまでのプロセスの事例

「かわまちづくり計画」の作成にあたっては、協議会を開催し1～2年程度で地域の合意形成を図る例が多いようです。複数地区が対象である、施策メニューが多岐に渡るなどの地域の状況に応じて、協議会以外にも部会を設置するなど、円滑に検討が進むよう工夫してください。

### 高瀬地区かわまちづくり(菊池川水系菊池川、熊本県玉名市)の検討経緯

時期	経緯	検討内容
平成24年9月	第1回高瀬地区かわまちづくり協議会	委員紹介、事業の趣旨、整備の方向性について
平成24年10月	第2回高瀬地区かわまちづくり協議会	整備の方向性について、利活用について
平成24年11月	第3回高瀬地区かわまちづくり協議会	かわまちづくり計画構想案について
平成24年12月	第4回高瀬地区かわまちづくり協議会	御船町視察、かわまちづくり計画案について
平成25年1月	高瀬地区かわまちづくり協議会が玉名市へ計画書を提出	-

参考：玉名市ホームページ(<https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/150/9500.html>)



### 石巻地区かわまちづくり

#### (旧北上川かわまちづくり計画、北上川水系旧北上川、宮城県石巻市)の検討経緯

出典：北上川下流河川事務所「ホームページ」(<http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/activity/kawamachi.html>)

「かわまちづくり計画」では、「水辺とまちづくりに関する基本方針（以下、基本方針）」を定める必要があります。基本方針では、以下の項目について記載するようにしてください。

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 計画の位置づけ(既存計画との整合性) | 4. かわまちづくりの基本方針      |
| 2. 計画対象範囲             | 5. かわまちづくり実現のための個別施策 |
| 3. 課題・必要性             | 6. 計画の特徴             |

### 「かわ」と「まち」の将来像へのストーリーを示す

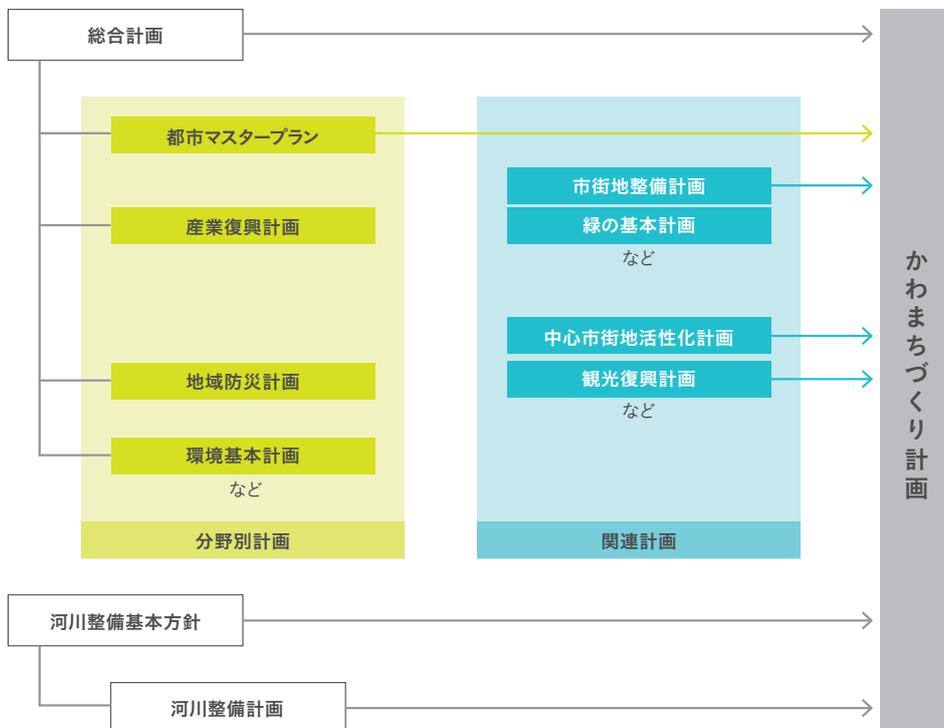
地域の課題などに対応した将来像や「かわまちづくり計画」全体の目標を示すような「基本方針」を検討します。キーパーソンや地域住民の一人一人が目標に対し同じ方向を向けるよう、わかりやすく共感できる言葉を用いることも重要です。基本方針を明確にすることで、対象地区の場所や範囲の位置づけも明確になります。

併せて計画対象範囲も整理しましょう。

さらに、基本方針を実現するための個別施策の内容についても整理が必要です。「地域の課題などに対応した将来像を示し、それを実現するために必要な個別施策を設定」、といったストーリーがわかるように内容を整理してください。

### 既存計画との整合性

既存上位計画の内容を確認し、検討している基本方針の内容との整合性について確認してください。



かわまちづくり計画と市町村計画の関係図(例)



### 水辺とまちづくりに関する基本方針【様式3】の記載例

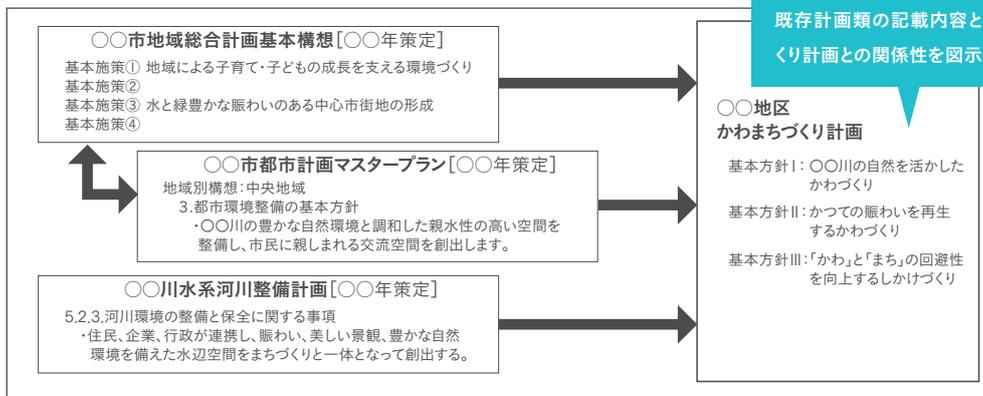
ポイント：  
まち側とかわ側の両方の計画類との整合性を記載。

#### 1. 計画の位置づけ(既存計画との整合性)

〇〇市では、地域整備構想である「〇〇市地域総合計画基本構想」や「〇〇市都市計画マスタープラン」に基づき、「水と緑を感じることができる市街地の整備」などが位置づけられ、〇〇川の河川軸景観を活かした官民連携によるまちづくりの指針として「〇〇市中心市街地まちづくり計画」を〇〇年〇〇月に策定した。また、「〇〇川水系河川整備計画」においても、住民、企業、行政が連携し、賑わい、美しい景観、豊かな自然環境を備えた水辺空間をまちづくりと一体となって創出することが定められている。

これらの計画・構想を受け、河川空間を活かしたまちづくりを具体的に進めるための計画として、「〇〇地区かわまちづくり計画」を策定した。

ポイント：  
既存計画類の記載内容とかわまちづくり計画との関係性を図示。



〇〇地区かわまちづくり計画の位置づけ

ポイント：  
対象範囲を図示。

#### 2. 計画対象範囲

本計画の対象は〇〇川〇〇地区(〇〇km～〇〇km)の右岸及びその周辺エリアと中心市街地を結ぶ範囲の図に示す範囲とする。



〇〇地区かわまちづくり計画の対象範囲

#### 3. 課題・必要性

##### 河川改修の必要性

〇〇川流域の〇〇地区は、平成〇〇年〇〇豪雨をはじめとして、これまで幾度となく氾濫を繰り返してきており、〇〇川の河川改修が急務となっている。

##### 中心市街地の空洞化

一方、〇〇地区では、郊外への大型商業施設の進出の影響で、中心市街地の空洞化が進んでおり、中心市街地の活性化が急務となっている。

これまで氾濫を繰り返してきた〇〇川の改修と併せて、河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を図ること、またこれと一体的な整備により〇〇地区の中心市街地活性化などを進めることが、河川改修の観点からも、さらには中心市街地の活性化の観点からも、事業進捗および効果発現の面からも相乗効果が期待できる。

ポイント：  
かわまちづくりの取組が必要な理由として、地域の課題などについて、図表等を使用し、わかりやすく記載。



〇〇年洪水における市街地の浸水状況



中心市街地の商業売上・事業所数の推移

#### 4. かわまちづくりの基本方針

〇〇川〇〇地区の河川空間と隣接する〇〇公園を一体的に整備し、水辺の豊かな自然環境や景観、周辺の観光拠点と駅前の商業地とを結び付け、かわとまちが一体となった魅力を体験できる官民協働の取組みを推進し、近隣市町村からの観光客の増加と回遊性の向上により中心市街地の賑わいを実現することを目指し、基本方針を以下の通り設定する。

基本方針Ⅰ：〇〇川の自然を活かしたかわづくり

基本方針Ⅱ：かつての賑わいを再生するまちづくり

基本方針Ⅲ：かわとまちの回遊性を向上するしかけづくり

##### ポイント：

課題・必要性を踏まえ、それらに対応する将来像・目標となるような基本方針を記載。基本方針は簡潔な文章で表現し、複数設定も可。

#### 5. かわまちづくり実現のための個別施策

上記の基本方針の実現に向け、3つの個別施策を進める。

##### ①〇〇河川公園の整備・運営

河川敷と隣接公園が一体となった〇〇河川公園を整備し、SUP体験、カヌー体験を

民間事業者が常時運営することにより、観光および交流の拠点とする。

##### ②周辺観光資源(既存観光拠点・古民家)活用

周辺エリアに点在し空家となっている古民家の飲食店や宿泊施設としての

再利用可能性について検討し、社会実験を行いながら実現を目指す。

##### ③かわとまちを結ぶツール開発

駅と中心市街地と〇〇川を回遊するまち歩きマップの作成、かわとまちをめぐるボランティア

ガイドの育成、モニターツアーの実施など、かわとまちを結ぶツールを開発する。

##### ポイント：

基本方針を実現するための個別施策を概要とともに記載。本項で挙げた施策をソフト施策、ハード施策に分けて、別様式で検討。

#### 6. 計画の特徴

- ・コンセプト：〇〇川体験空間、水辺の魅力をまちなかへ
- ・先進性：全国に先立ち、整備前の土地を利用し試行的社会実験を複数回実施し、利用者のニーズ把握等を実施した。今後の民間事業者による河川区域内での営業活動を見越し、都市・地域再生等利用区域の指定を河川管理者と調整中である。
- ・継続性：市長自らSNS等で積極的に発信するとともに、民間サイドも商店街の若手事業者が複数参加し、主体的に取り組むなど継続的な活動が期待される。
- ・創意工夫：住民アンケートや社会実験アンケート、ワークショップ等、ニーズ把握を丁寧に行い、ハード施設の整備計画を作成した。また、秋の市民祭りの会場を河川敷上にも設け、かわとまちの回遊性を高める予定である。
- ・連携性：協議会は河川関係のみならず、観光・商工関係のメンバーも参加し、月に1回程度定期的に開催し、情報共有を行っている。水上アクティビティやイベント等で得た収益の一部は協議会でプールし、河川敷の清掃や除草の費用に充てる予定としている。

##### ポイント：

計画全体のコンセプト及び計画の特徴を整理。「コンセプト」は、計画を一言で紹介するつもりで基本方針や特徴を踏まえ決定。「特徴」は取組の「先進性」や活動の「継続性」、計画策定にあたっての「創意工夫」、多様な主体との「連携性」などに留意しながらPRできる内容について記載。

※イメージ図を用いるなど、適宜わかりやすいように記載内容を工夫してください。

前項で検討した基本方針に対応する個別施策の内容について検討します。個別施策は、「かわ」と「まち」のつながりに留意し、効果的なソフト施策・ハード施策について検討を行います。

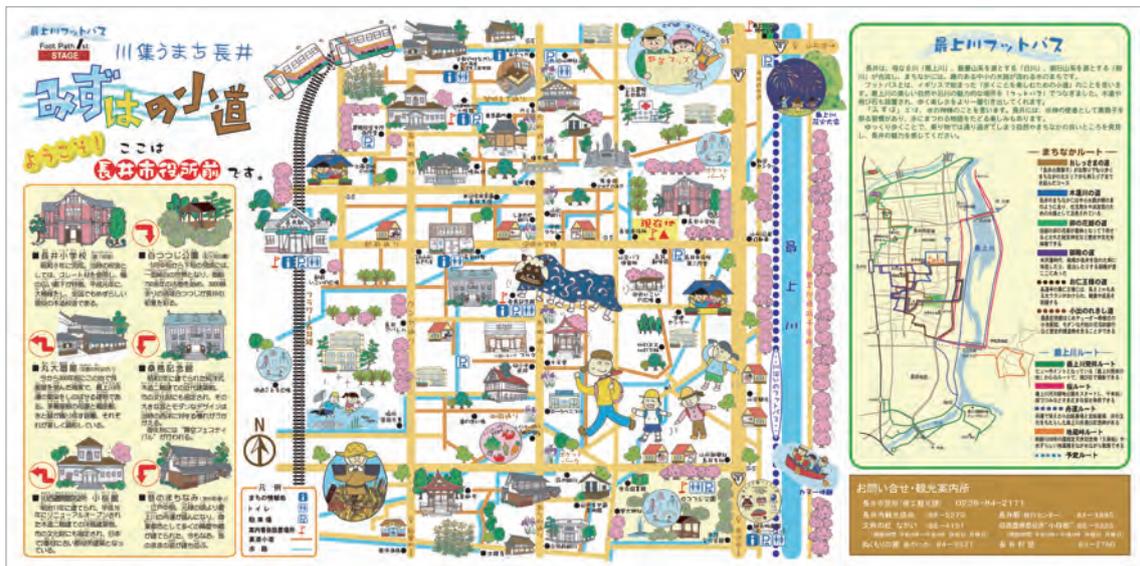
### 「かわ」と「まち」のつながり

「かわ」だけを目的にするのではなく、「まち」とのつながり、「まち」側の施設とのつながりを考えることで、利便性、回遊性が増し、賑わいにつながります。周辺のまちづくり事業等との連携策について積極的に検討し、計画書に記載します。また、せっかく「かわ」側に良好な環境があっても、「まち」側からのアクセスに不自由があれば、人が訪れにくくなりますので、かわ側への通路は確保されているか、案内表示は十分か、などまち側のハード施策やソフト施策も一緒に考えて下さい。

周辺のまちづくり事業等、河川以外の事業がすでに

実施されている場合は、その内容を具体的（事業種別、連携内容、実施時期等）に記載するとともに、相乗効果が期待できる場合は、その内容を具体的に記載してください。

長井地区かわまちづくり（山形県長井市、最上川水系最上川）では、地域と河川管理者が一体となって、舟運で栄えた商家跡や水路などの歴史的な地域資源を発掘し、河川管理用通路（フットパス）とつなげることで回遊性が高まり、観光客の誘導と「まち」の賑わいの再生に取り組んでいることが高く評価され、「平成30年度かわまち大賞」に選定されました。



かわとまちを繋げる(長井フットパスガイドマップ)

出典:長井市ホームページ(<https://www.city.nagai.yamagata.jp/footpus/4574/4893.html>)

## 効果的なソフト施策

「かわまちづくり」の目標達成に向けた効果的なソフト施策について検討します。例えばイベントにより賑わい創出を図る場合も、単発のイベントで終わるのではなく、最初は社会実験として不定期に行いつつ、数年後に定期的なイベントに発展させる、などの戦略をもつことが重要です。

河川敷地で営業活動を行うようなソフト施策を実

施する場合には、河川敷地占用許可準則第二十二に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等が必要ですが、そのためには地域の合意形成が欠かせません。

「かわまちづくり」支援制度では、河川管理者の支援として、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援がありますので、河川管理者と調整を行ってください。

## Column

### コラム：イベントの実施

イベントの実施により河川空間の活用可能性を関係者や地域住民が感じてもらえるようになり、また定期的にイベントを開催することにより利用者や地域住民に、「常に何か行われている場所」という

認識をもってもらう、などの効果が見込めます。加えて、イベントの開催を経ることで、関係者の仲間意識を刺激し、チームに一体感が生まれます。



乙川ナイトマーケット

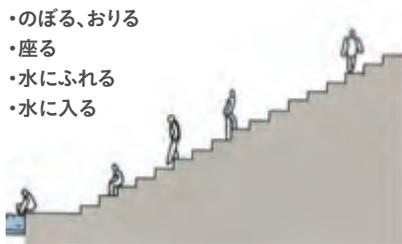
出典：愛知県岡崎市公式観光サイト「岡崎おでかけナビ」ホームページ (<https://okazaki-kanko.jp/event/3437>)

## 利用者目線のハード施策

### ① 利用者の動作特性

河川空間の利用者が無理のない動作で使用でき、デザイン・使い勝手もよく誰もが利用したくなるようなハード施策となることが重要です。施設によってどのような動作が想定されるか把握することも有効です。例えば、階段護岸と緩傾斜護岸では人の動作も異なります。

- ・横断方向に歩く
- ・のぼる、おりる
- ・座る
- ・水にふれる
- ・水に入る

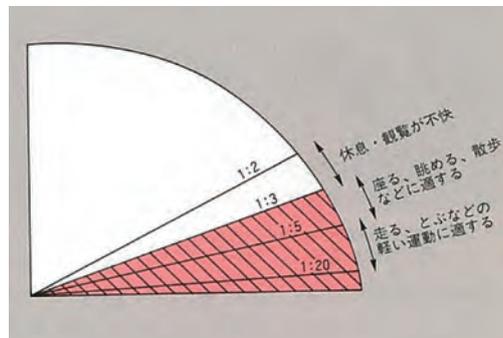


- ・歩く
- ・のぼる、おりる
- ・座る
- ・ねる
- ・水にふれる
- ・水に入る



階段護岸(左)と緩傾斜護岸(右)での動作特性の違い※

また、既往知見では、軽いスポーツや遊戯に利用でき、座る、散歩などに適する勾配の上限値はおおむね1:3とされています。



法面勾配と人の行動の目安※

※出典：川の親水プランとデザイン（財団法人リバーフロント整備センター）



北方町かわまちづくり  
(木曾川水系糸貫川、岐阜県北方町)

## ② バリアフリー・ユニバーサルデザイン

高齢者や障害者等に配慮した施設の工夫も必要です。2008年(平成20年)に閣議決定された「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」では、「河川・海岸における水辺にアプローチしやすいスロープ、緩傾斜堤防等の親水空間の整備」を推進していくことが具体的な施策として定められています。また、例えばスロープの設置や勾配について、地方公共団体の条例で定められている場合もありますので、計画や設計の際に留意してください。

### 既存ストックの有効活用

新たに整備することなく、既存ストックを有効に活用できる可能性があります。静岡県沼津市の「かがわ風のテラス(狩野川水系狩野川)」では、整備された親水護岸を活用し、水辺空間

の雰囲気を楽しめ、緩やかな時間を過ごせるようにしたことにより、にぎわいと憩いの場を創出しています。



かがわ風のテラスでの利活用の様子

出典:ミズベリングかがわFacebook(<https://www.facebook.com/158075134608066/photos/pcb.852932671788972/852931021789137/?type=3&theater>)

## 河川区域における施設整備の工夫

飲食の提供を行うには電気や給排水設備が欠かせません。また、長時間のイベントや散策など日常利用の際には安心して使えるきれいなトイレがあると大変便利です。夜の散策・ジョギングには沿川に照明があると大変安心です。

河川空間は洪水を安全に流すという治水面の機能を確保するため、これらの施設が比較的整備されにくかったという経緯があります。しかし、場所や条件が揃えば、工夫次第で整備できる可能性があります。

### ①常設トイレ

堤防定規断面を侵さぬよう側帯部分に設置したり、河川敷に設置する場合には建物を楕円形にして流れに対して抵抗が少ないデザインにしたりするなどの工夫をしている事例があります。



### ②照明施設

太陽光パネルを装着することで配電のための管類の施工を回避したり、支柱部を地中に収納する方式とすることで、増水時の流下阻害を回避する工夫を行っています。



### ③商業施設

建物の基礎が定規断面を侵さないように、堤防の側帯盛土箇所に商業施設を整備している例があります。



かわまちてらす 関上 出典:かわまちてらす関上ホームページ(<https://kawamachi-terasu.jp/>)

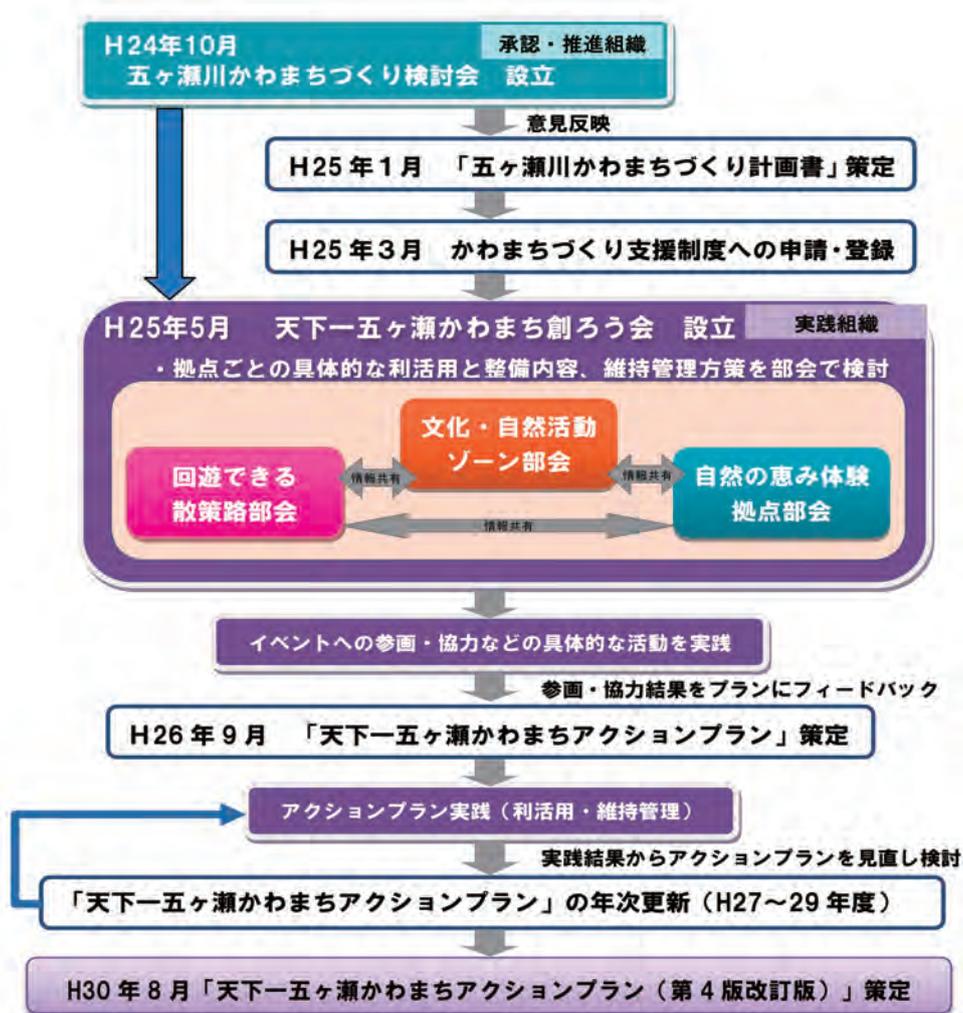
推進体制の構築

「かわまちづくり」を円滑に推進するには、各主体の役割分担をはじめ、合意形成のあり方や資金の流れなどの体制・仕組みを構築することが重要です。先進的とされる取組では、必ず活動を推進する役割を果たす組織が設立されています。

河川管理者や市町村など行政サイドは、日常の清掃など地域等をお願いしたいことは、うやむやにしないで、なるべく計画策定段階で議論することが重要です。さらに、行政担当職員には定期的に異動があり、活動の継続性がその都度問われます。かわまちづくりは「かわ」側

と「まち」側が協力して行う継続的な取組みです。協議会等で適宜情報共有を行い、関係が途切れないようにしましょう。

五ヶ瀬川かわまちづくり(宮崎県延岡市)では、「かわまちづくり計画」の検討会とは別に地域の若手メンバーを中心とした実践組織「天下一五ヶ瀬かわまち創ろう会」を設立し、「アクションプラン」を策定するとともに各種活動を実践し、更に活動結果をもとに同プランを見直す、という継続した取組を推進しています。



五ヶ瀬川かわまちづくり(五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川・大瀬川、宮崎県延岡市)の検討・実践の経緯

出典:延岡河川事務所ホームページ(<http://www.qsr.mlit.go.jp/nobeoka/kasen/kawamachidukuri/pdf/action-plan01.pdf>)

## 維持管理方法の検討

草刈りや清掃などの日常の維持管理作業については、河川管理者や市町村といった行政だけではなく、地域住民や利用団体、民間事業者など、その空間を日常的に利活用する主体が利活用と合わせて行うことも有

効です。ここでは、草刈りでのヤギの活用や草刈りをイベント化するなどの工夫、またゴミを集計して見える化し発信するなどの工夫について紹介します。

### ① 草刈りの工夫

除草にヤギを用いる例が増えていきます。河川に限らず着目され、除草用のヤギレンタルサービスが複数存在します。一般的なメリットとして「エコである」「騒音がない」などが挙げられ、デメリットとして「飼育の手間」「フェンス・小屋など環境整備費用がかかる」などが挙げられます。河川で複数の報告があり、除草効果がありコスト削減効果が大きいことは共通しています。また、癒し効果とそれによる地域への広報効果が認められることも共通しています。なお、河川特有の課題として、洪水時の避難場所の確保を挙げている例がありました。

出典：木津川上流河川事務所ホームページ(<https://www.kkr.mlit.go.jp/kizujyo/download.php?type=info&id=501&file=1&step=download>)



### ② 草刈りのイベント化「草刈りオリンピック」

河川区域ではありませんが、岡山県美作(みまさか)市では、耕作放棄地で草刈りの速さや技術を競う「作州草刈りオリンピック大会」を開いています。楽しみながら放棄地の管理を進めようと、地元有志らと共同で大会の開催を企画しています。競技は2人1組で100平方メートルの雑草を30分以内に刈り取るルールで、審査員が草刈りの面積や正確性などを採点しています。2019年までで6回実施され、毎年100名程度の参加があります。市内のみならず、東京、大阪、海外出身者などの参加もあるということです。

出典：作州草刈りオリンピックFacebook(<https://www.facebook.com/mimasakacity.kanko/photos/a.289327461101856/1547062101995046/?type=3&theater>)



### ③ 河川ゴミの見える化などの工夫

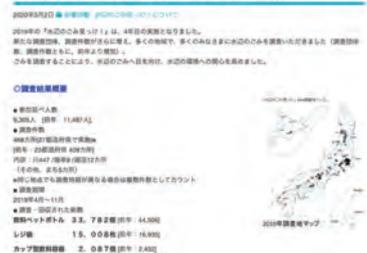
NPO法人荒川クリーンエイド・フォーラムは、活動報告として参加人数や回収したゴミの種類をグラフ化するなどしてビジュアルに示すとともに、企業・団体向けにCSRプログラムを開発・提供するなど様々な取組を実施しています。また、全国の河川・湖沼・海洋環境の保全に取り組む団体・個人等が連携する任意団体の全国川ゴミネットワークでは、『「水辺のごみ見つけ!」全国水辺のごみ調査』を行い結果を報告したり、「川ゴミサミット」を開催し情報・意見交換するなどの活動を行っています。



#### 荒川クリーン・エイドによる回収ゴミの推移

出典：荒川クリーンエイド・フォーラムホームページ(<https://cleanaid.jp/>)

#### 2019年 水辺のごみ見つけ! 調査結果

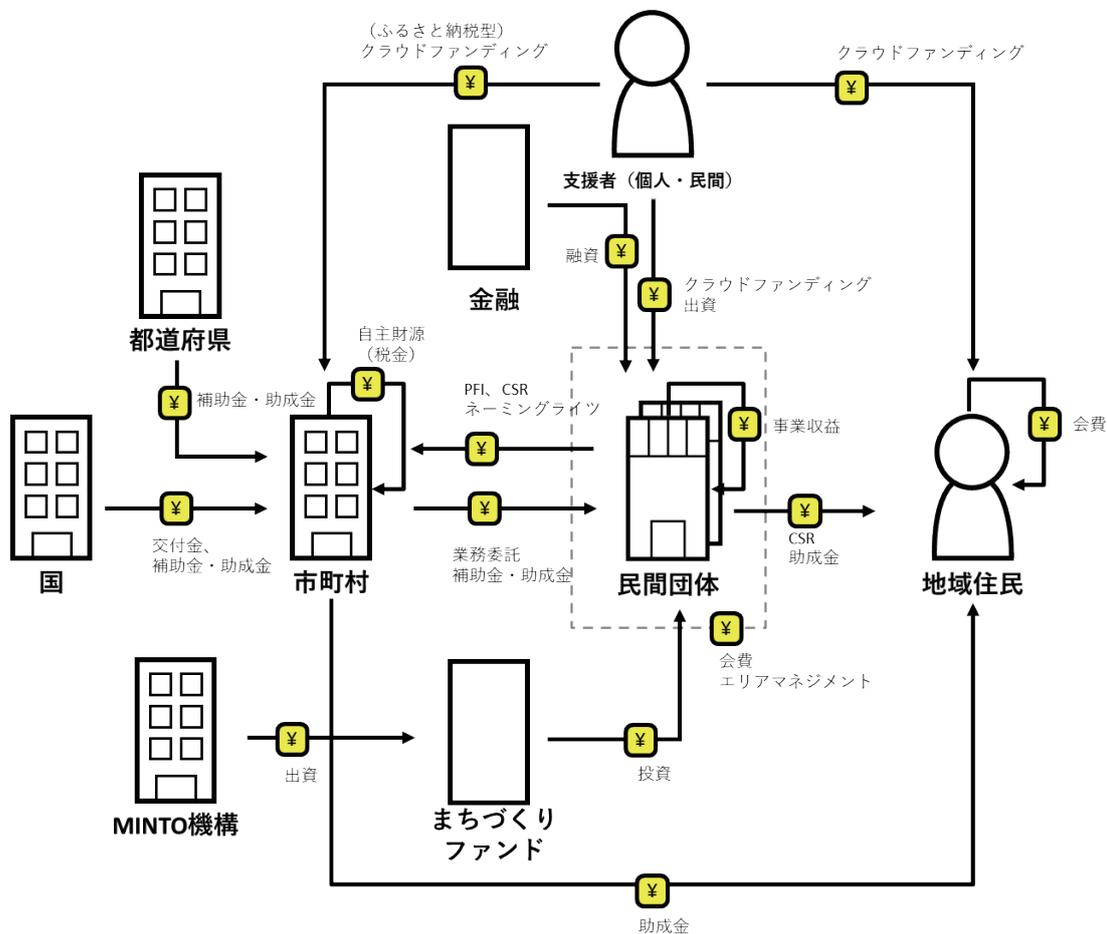


#### 全国川ゴミネットワークによる調査結果

出典：全国川ゴミネットワーク(<https://kawagomi.jp/>)

## 財源の確保

かわまちづくりを持続的に推進するには、各主体が資金を確保する必要があります。各主体に応じて様々な財源確保・資金調達の方法があります。



### 財源確保の手法イメージ

【図の見方】個別の主体毎にどのような財源確保手法があるかを示すものです。各主体に向かう矢印が財源確保手法を表しています。この図全体で一つの仕組みが成り立っていることを表すものではありません。

市町村が自ら予算化する以外の財源確保手法として、

①国・都道府県、②民間団体、③支援者(個人・民間)の3つのパターンがあります。

①国・都道府県からの財源：交付金、補助金・助成金

社会資本整備総合交付金などの国による交付金や、都道府県の補助金・助成金が考えられます。

国による市町村向け支援策の例

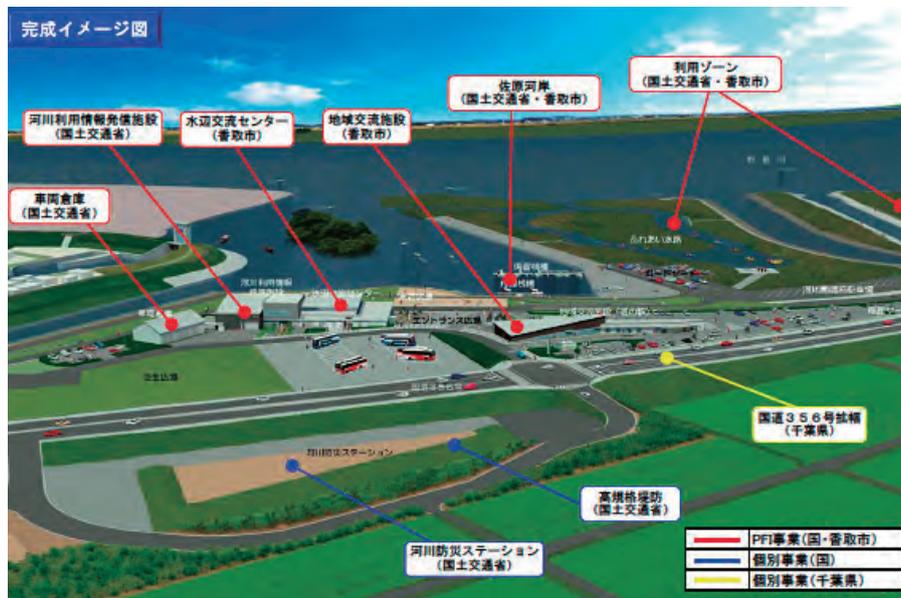
名称	概要	実施機関	補助率	対象事業	段階		
					企画構想	計画作成	活動推進
社会資本整備総合交付金	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的の実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業等を総合的・一体的に支援する。	国土交通省	1/2等	○基幹事業 道路、港湾、河川、砂防、下水道、海岸、都市公園、市街地、住宅、住環境整備等 ○効果促進事業 基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務		○	○
官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業	官民が連携して実施する民間投資誘発効果の高い基盤整備や広域的な地域戦略に資する事業について、民間の意思決定のタイミングに合わせ、機を逸することなく基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を図るため、地方公共団体が行う事業化検討に対して支援する。	国土交通省 国土政策局	1/2	民間事業活動と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる国土交通省所管の基盤整備の事業化に向けた検討経費（施設整備の内容に関する調査/施設の整備・運営手法に関する調査）	○	○	
地方創生推進交付金	地方創生の推進を目的として、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な事業のうち、地域再生計画に記載された、複数年度にわたる事業について、国から交付金を直接交付することにより、安定的かつ継続的に支援する。	内閣府 地方創生推進事務局	1/2	地方創生事業全般（雇用の創出、移住・定住の促進、結婚・出産・子育て支援、まちづくり等） 道・汚水処理施設・港の整備事業			○
農山漁村地域整備交付金	農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備推進や、地震・津波や集中豪雨等の頻繁化・激化に対応した防災・減災対策推進を支援する。	農林水産省 農村振興局	1/2等	○基幹事業 農業農村基盤整備事業/森林基盤整備事業/水産基盤整備事業/海岸保全施設整備事業 ○効果促進事業			○
民間まちづくり活動促進事業	市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、先進団体が実施する民間まちづくり活動に取組もうとする者に対する普及啓発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証実験等に対し支援する。	国土交通省 都市局	1/2等	○普及啓発事業 先進団体が持つノウハウの普及啓発事業 ○社会実験・実証実験等 都市利便増進協定等に基づく施設の整備・活用 まちの賑わいや都市施設の活用等に資する社会実験等 地方再生コンパクトシティのモデル都市における、都市再生整備計画に位置付けられた官民連携事業		○	○
都市構造再編集中支援事業【令和2年度創設】	コンパクトシティを強力に推進するため、「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者が行う一定期間内（概ね5年）の都市・住居機能の誘導・整備や公共公益施設の整備、防災力強化の取組等に対し、国が総合的・集中的に支援する。	国土交通省 都市局	1/2等	市町村が作成する都市再生整備計画に基づき実施される誘導施設、公共公益施設の整備、防災力強化の取組等			○

## ② 民間団体からの財源：PFI、CSR、ネーミングライツ

PFI(Private-Finance-Initiative)とは、公共事業の手法の一つで、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施します。佐原地区かわまちづくり(千葉県香取市)の交流拠点として利用されている「水の郷さわら」は、「道の駅」と「川の駅」が一体となった施設で、同施設を含む一連の施設は国の河川事業で初めてPFI手法にて整備したものです(佐原広域交流拠点PFI事業)。民間事業者が施設の維持管理や運営を約15年間自己資本で負担し、施設の維持管理・運営、建設などにかかったPFI事業全体の費用を国や香取市が分割で支払う契約になっています。



佐原地区かわまちづくり(利根川水系利根川・小野川、千葉県香取市)



佐原広域交流拠点PFI事業の全体図

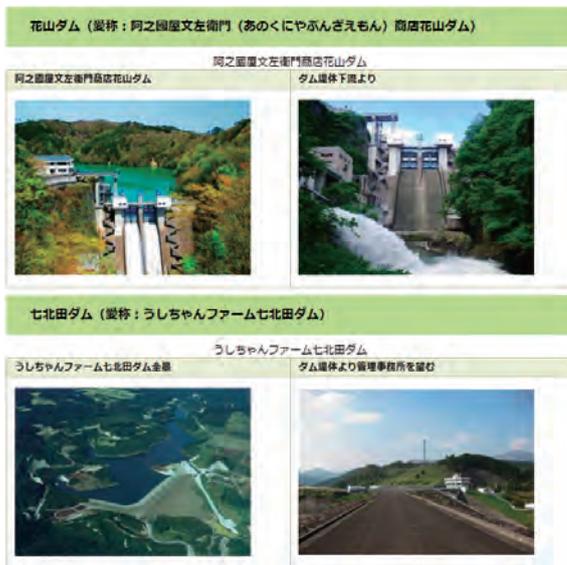
出典：利根川下流河川事務所ホームページ(<https://www.ktr.mlit.go.jp/tonege/tonege00039.html>)

CSR(Corporate Social Responsibility)は「企業の社会的責任」とされます。企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方を指す言葉です。近年はまちづくりに積極的に参加したり、そのような市民活動に資金援助を行ったりする企業も増えています。荒川水系入間川では、地域の企業である武州ガス株式会社と、河川管理者の国土交通省荒川上流河川事務所、公益財団法人の埼玉県生態系保護協会が主体となり、入間川流域で環境保全活動を行っている市民団体等を支援するために活動助成を実施する「武州・入間川プロジェクト」という事業が行われています。



### 武州・入間川プロジェクト活動チラシ

出典：荒川上流河川事務所ホームページ  
([https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo\\_index049.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo_index049.html))



### 宮城県の河川管理施設(ダム)のネーミングライツ

出典：宮城県ホームページ  
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/su-naming-rights-boshuu.html>)

ネーミングライツ(Naming Rights)は、施設命名権のことで、市町村と民間団体等との契約により、公共施設等に愛称等を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を得て、施設の持続可能な運営に資する方法です。ネーミングライツにより市町村が得た対価については、基本的に施設の運営・管理に役立てることにします。宮城県では、河川管理施設(ダム)のネーミングライツを募集し、2020年2月現在、5つのダムについてスポンサー企業が決定しています。

### ③ 支援者（個人・団体）からの財源：（ふるさと納税型）クラウドファンディング

クラウドファンディング(Crowdfunding)は不特定多数の人がインターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指します。河川を舞台としてイベント開催や洪水ゴミの撤去などの資金確保のためにクラウドファンディングが利用される例がありました。さらに、「ふるさと納税」の仕組みを利用したクラウドファンディングの取組もみられるようになってきました。内町・新町地区かわまちづくり(徳島県徳島市)では、徳島県が同サービスを利用し、県産の青石を使用した護岸の修景を実施しています。

クラウドファンディングは、行うこと自体が広報にもなり、「かわまちづくり」の分野でも今後の有効な活用方策として現在注目されています。なお、クラウドファンディングはインターネットに登録すれば自然と資金が集まるわけではなく、着実な広報活動が必要なおことに留意してください。

**みんなの新町川(護岸)を  
あなたの「ふるさと納税」で  
修繕!!**

ふるさと納税  
「新町川護岸」  
修繕対策プロジェクト  
7月26日まで  
応援お願いします

あなたの想いを徳島へ届ける  
ふるさと納税型クラウドファンディング

ひょうたん島クルーズ  
運営：新町川を守る会

**護岸の劣化を防ぐ“修繕”**

現状 → 修繕後

阿波の青石を活用して修繕 ※画像はイメージです。

阿波の青石  
雷峠「崩山」等から多く産出し、かすかな光沢があります。  
“緑色の外観”で、瓦石や石垣等に活用されています。

ひょうたん島  
徳島市の中心街にある、河川に囲まれた中州であり、  
その形が“ひょうたん”に似ていることから呼ばれています。

三ツ倉橋 徳島駅 徳島大 仁心橋 新町橋 新町川 銀行

緑色：阿波の青石(阿波) 赤色：対象区域

**人々を引き付ける“水辺空間の創出”**

ひょうたん島クルーズ・阿波おどり・とくしまマルシェで賑わう“新町川”を次世代へ継承!

とくしまマルシェの新町川 阿波おどりの新町川

**お問い合わせ先**

- ふるさと納税について 徳島県政策創造部広域行政課 TEL 088-621-2131
- プロジェクト内容について 徳島県県土整備部河川整備課 TEL 088-621-2575

※■ご寄附の方法、■お礼の品(返礼品)については裏面参照

### 徳島県ふるさと納税型クラウドファンディングチラシ

## 取組内容の評価

### ① 評価指標の設定

指標は、目標や取組内容にあった項目を設定することが重要です。そのため、前提条件として、「「かわまちづくり」の課題、必要性、目的、取組内容、対象範囲等」を整理し、それらに応じて有効な評価指標を設定します。なお、指標には「計画全体の達成状況を示すもの」と「個別取組内容の状況を示すもの」、また「定量的指標」と「定性的指標」があることに留意します。

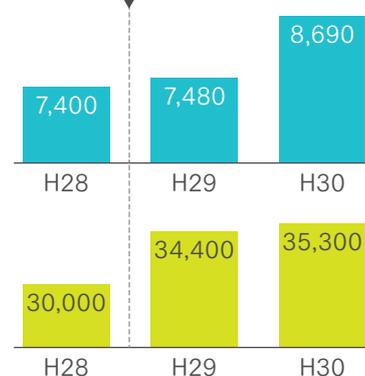
取組内容に応じた評価指標と関連データの例

取組内容例	評価項目・評価指標例		関連データ例(データソース)
多目的広場の整備	川で遊ぶ人の数	市民の日常的来訪者数	河川水辺の国勢調査(河川管理者)
舟運事業	観光客数	利用者数(直接的)	乗船者数(舟運事業者)
		観光客数(間接的)	市町村の観光入込客数(地元自治体) 関連施設入場者数(施設管理者)
新規イベントの立ち上げ	イベント開催状況	イベント等参加者数	現場でのカウント数(主催者等) 流動人口メッシュ(RESAS)
		イベント等開催回数	届け出資料(河川管理者) 主催者資料(イベント主催者)
		イベント等開催日数	届け出資料(河川管理者) 主催者資料(イベント主催者)
周辺の再開発	川沿いの地区人口	沿川地区の定住人口	地区別人口(地元自治体) 国勢調査メッシュ人口(RESAS)
	周辺価値	河川沿い地区の地価	路線価(国税庁)

信濃川やすらぎ堤かわまちづくり(新潟県新潟市)では、民間のアウトドアメーカーが河川区域における飲食やイベント等の活用に関する全体マネジメントを行うことで川とまちが融合した魅力的なまちづくりを推進しており、来場者数及び売上を指標として、毎年の評価を実施しています。



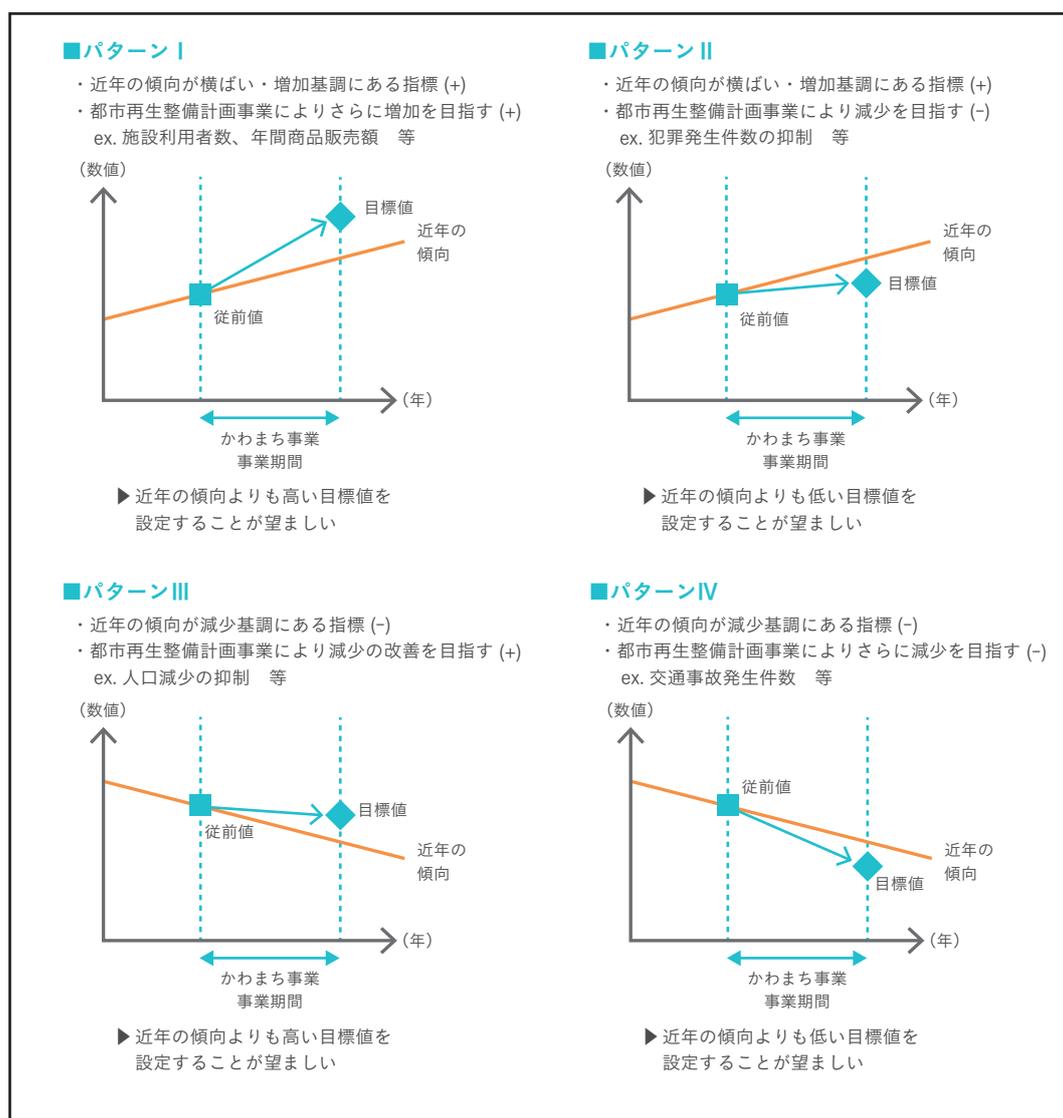
民間のアウトドアメーカー参入



信濃川やすらぎ堤かわまちづくりの評価指標  
(上:売上(万円)、下:来場者数)

## ② 目標値の設定

計画の達成状況や活動状況を評価し対外的に説明するため、目標値を設定することが重要です。目標を設定する際には、それぞれの指標の特性を見極めて、数値の増加を目指すか、減少を目指すかを判断する必要があります。過去の平均的な傾向を踏まえ、市町村全体の傾向の反映を行うなどして、過小・過大にならない目標値の設定を行います。



### 目標値の設定の考え方

出典：都市再生整備計画事業 評価の手引き ([https://www.mlit.go.jp/toshi/crd\\_machi\\_tk\\_000036.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000036.html)) に一部加筆

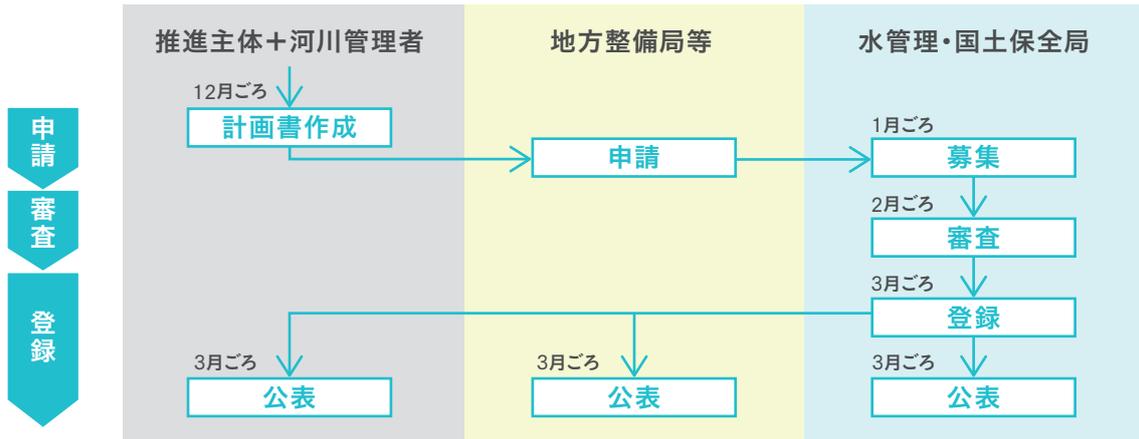
## 5 計画の登録

○市町村向け ○河川管理者向け

### ①登録の流れ

計画は推進主体が地方整備局長等を通して水管理・国土保全局長に申請します。

例年、12月下旬に募集があり、審査期間を経て年度末に登録・公表が行われていますが、時期が定められているものではないため、具体のスケジュールについては適宜かわよろずや地方整備局、また河川管理者へご確認ください。



### ②登録証の授与

かわまちづくり計画が支援制度に登録されると、水管理・国土保全局長から推進主体に対して登録証が交付されます(「支援制度 第7「かわまちづくり計画」の登録」より)。

登録については、市町村、河川管理者、その他関係者のそれぞれのホームページ等で記者発表を行うことが広報面で有効です。その際、河川管理者側から推進主体(市町村等)の長に対する登録証伝達式を行い写真等で記録しておく、広報材料となるとともに活動の説明資料や参考資料として役立ちます。



かわまちづくり登録証



寒河江地区かわまちづくり  
(山形県寒河江市:最上川)の登録証伝達式

### ③ 情報発信

「かわまちづくり計画」の対象箇所を実際に訪れてもらうためには、人に知ってもらう必要があります。観光が目的であれば観光客に、健康増進が目的であれば地域住民に、スポーツが目的であればスポーツ利用者・団体に届くように、目的やターゲットに応じて適切且つ効果的な方法で各関係主体と連携を取りながら情報発信を行います。

情報発信の手法は記者発表、ホームページ、SNS、広報誌(市町村報)、チラシ、回覧板等、さまざまです。ホームページやSNSなどは、デザインや更新の頻度・タイミング、双方向コミュニケーションの面で、行政よりも民間の方が得意な場合が多いです。また、広報誌や回覧板などの定期的な印刷物は、原稿の締め切り期限や発行・回覧のタイミングがあるため、「かわまちづくり」の活動のタイミングと合うように調整してください。

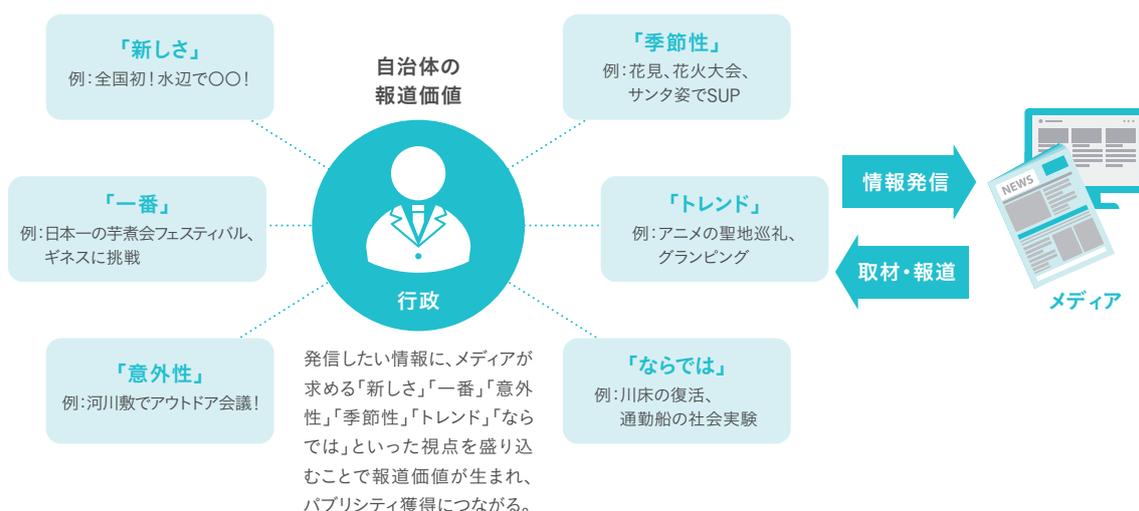
### ローカルメディアの活用

テレビ局や新聞社、FMラジオ局など、ローカルメディアの活用も情報発信に有効です。市町村によっては決まった時間に放送枠を確保している場合があります。

令和元年度かわまち大賞を受賞した「信濃川やすらぎ堤かわまちづくり」では、市長自らが広告塔となり、機会ごとにローカルメディアを通じて情報発信に努め、地

域の認知度・関心を高める工夫を実施しています。

メディア側が注目する報道価値として「新しさ」「一番」「意外性」「季節性」「トレンド」「ならでは」という要素があります。それぞれの対象区域で、「いつ、どのようなことがアピールできるか」ということを想定し、タイミングがあればそれを逃さぬように積極的に情報発信を行います。



メディアが注目する報道価値の要素(広報会議(2017年8月号)資料を改変)

## ロゴ等の活用

活動や取組みを象徴するロゴタイプやシンボルマークなどのロゴがあると、各種広報媒体やグッズ等に利活用可能で、知名度や認識率の向上に役立ちます。

かわまちづくり計画箇所でも独自のロゴマークを設定している地域がいくつかあります。



関東地区かわまちづくり



戸多地区かわまちづくり



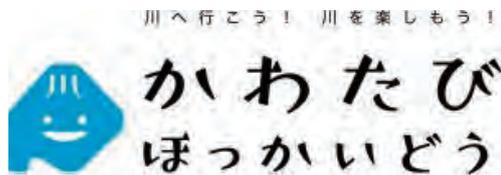
乙川リバーフロント地区かわまちづくり



菊池市かわまちづくり

### かわまちづくり関連のロゴ

北海道開発局では、川に関する情報を効果的に発信し北海道らしい地域づくり・観光振興に貢献する「かわたび北海道」プロジェクトを推進しています。



### 「かわたび北海道」プロジェクトのロゴ

出典：北海道開発局ホームページ (<https://kawatabi-hokkaido.com/>)

ミズベリング・プロジェクトは全国各地で取り組まれています。標準的なロゴをベースに各地の名称や特徴を取り入れたロゴが作成され、活動に用いられています。



全国のミズベリングのロゴの一例

## 社会実験とは

社会実験とは一般に、新たな制度や技術などの施策を導入する際、場所と期間を限定して試行することで有効性の検証や問題の把握を行い、時にはその施策の本格導入を見送るかを判断する材料とするものです。地域住民との意見交換や周知、合意形成も兼ねています。「みためし(見試し)」「実証実験」という言葉がつかわれることもあります。日本では1999年にETC導入など道路分野で始められ、河川分野では、2004年に河川

敷地占用許可準則の特例措置として一部の河川について営業活動を行う民間事業者等の利用を可能としたことが始まりです。なお、2004年に導入された特例措置は、2011年に同準則が一部改正され「河川空間のオープン化」として一般化されました。ここで説明する「社会実験」という用語は、特例措置としてではなく本来の一般的な意味として使用しています。

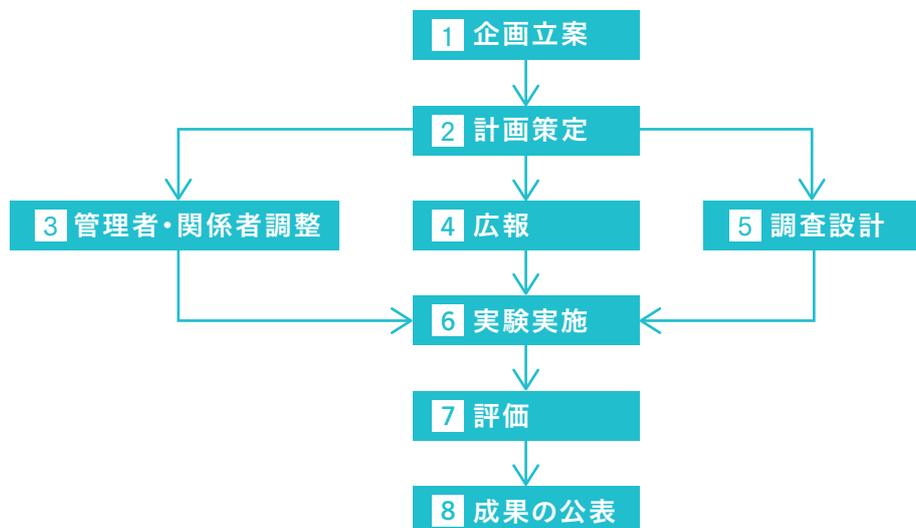
## 社会実験の意義

河川空間は公共空間であるとともに洪水など安全上のリスクがあることから、民間事業者等による営業活動や恒常的な占用が認められない期間が続いた歴史があります。そのため、許可を求める側(利活用したい主体)も許可を出す側(河川管理者)も、「よくわからない」「慣れていない」という状況にあり、民間事業者等による利活用には消極的になりがちであるという現実があります。そのような場合、「社会実験」という比較的規模の小さな試行により成功体験を積み重ねていくことで、市町村や河川管理者、利活用主体、地域住民等の関係者間

において、相互理解や合意形成が進み、活動を推進することができる可能性があります。また、検討段階で気づかなかった問題・課題についても明確にすることができる可能性があります。

また、社会実験はこれまで地域で経験のないことに取り組むことになるため、ニュース性があります。メディア等によるニュースになることで、関係者に限らずより広い範囲の社会に対して、新たな河川空間の利用可能性という「気づき」を与える効果も期待できます。

## 社会実験の流れ



## 社会実験の流れ

No	名称	概要
1	企画立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いつ(When)、どこで(Where)、いくらで(How much)、何を(What)、何のためにするのか(Why)を決定。特に、「何のためにするのか」は「仮説」の設定で非常に重要。それがない場合はイベントと同じになる。</li> <li>● かわまちづくりでは、河川敷の営業活動に関して社会実験を実施する機会が多く、事業者を公募することも多い。その場合、この段階では公募の募集内容について検討する段階と言える。</li> </ul>
2	計画策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アクションプラン。企画を実現するためのプレイヤーやパートナーとのチームメイキングが必要。店舗、出店者、デザイナー、広報など様々なプレイヤーと実現のためのミーティングや調整を行う。</li> </ul>
3	管理者 関係者調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川以外で実施する場合は管理者が異なることに留意する。</li> <li>● 道路では警察署も絡む。飲食が伴えば保健所、火を使えば消防署の許可を得る必要がある。</li> <li>● 民間所有地であれば、地権者やテナント、町内会や商店街とも調整が必要。</li> <li>● 内容や地域によっては周辺の住民やビルなどへの挨拶回りや実施における周知も必要。</li> <li>● 管理者の許可→実施の有無に関わる。その他の調整・周知→急ればクレームなどトラブルの元。トラブルの予防、関係構築として、重要。</li> <li>● イベント保険への加入も必要。</li> </ul>
4	広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事前(概ね1か月前)に広報を行う必要がある。</li> <li>● 人に利用してもらわないと実験がそもそも成立しない。</li> <li>● チラシやWEB、SNSでの周知が必要。特に、WEBやSNSの活用は重要で、想いや狙いを事前に示したり、準備状況なども投稿したりすると、関心やファン化につながる。</li> <li>● 「社会実験」を全面に出さず、あくまで利用者が行きたくするような利用者視点の広報を心がける。イベントチラシなどの端の方に小さく「これは社会実験としての取り組みです」と書いてあればよい。</li> </ul>
5	調査設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仮説検証のための調査設計を行う。</li> <li>● 漠然とではなく、「どのような調査をすれば仮説が検証できるか」を徹底的に考える。</li> <li>● 社会実験の検討に集中するあまり、調査設計を考える時間がなくなりがちなので、企画検討と並行して進めるとよい。</li> </ul>
6	実験実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企画書は管理者・関係者調整により修正され、許可・承認を得たものを実施することになる。</li> <li>● 実験中はチームの役割分担を事前に決め、滞りなく運営することが求められる。</li> <li>● 実験中には仮説に基づいた調査も必要。</li> </ul>
7	評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価は予め設定した仮説に基づいて行う。特に課題だけでなく、どのような成果があったのか、予想外の発見や気づきはあったか、どんな可能性が見えてきたのか、など、利用者と関係者の反応をつぶさに観察して評価する。</li> </ul>
8	成果の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対外的にわかりやすく、視覚的にとりまとめ、拡散する。</li> <li>● 関係者も成果の公表によって、より成果があったものとして感じられる。</li> <li>● メディアへの露出も手法の一つ。</li> <li>● 公表しなければ、あの社会実験はなんだったのか、評価をしていないのではないのか、などの厳しい目に晒されることもある。</li> </ul>

※本資料は、建築ジャーナル2019年4月号(No.1289)内の泉山壘威「社会実験のつくりかた・つかいかた：パブリックライフを目指したパブリックスペース活用の体系化と課題」の内容をもとに作成。

## 河川の社会実験における民間事業者の募集方法

近年、河川での民間事業者による営業活動を行うための社会実験が全国各地で進められ、その手法も概ね一般化されてきています。民間事業者の選定手法として、透明性・公平性を確保するという観点から、

「公募」の手法を採用する地域が多いです。ここでは令和2年2月に公募された旭川かわまちづくり(旭川水系旭川、岡山県岡山市)の例で説明します。

### ① 社会実験の趣旨と実施主体

「何のために行うか」を十分整理してください。協議会等の関係者により話し合う場をつくり、社会実験の必要性や協力体制の構築などを行うことが重要です。実施主体も行政だけでなく協議会等の方が地域住民等の理解を得やすいと考えられます。

### ② 募集要項及び応募様式の作成

募集要項では、社会実験の趣旨、対象地域及び募集内容・使用条件、応募資格・要件、募集方法、選定方法等について整理し示します。

目次	
1	旭川社会実験の趣旨..... 1
2	募集内容・使用条件..... 2
3	募集方法..... 4
3.1	スケジュール..... 4
3.2	応募資格..... 5
3.3	応募方法..... 6
3.4	質問及び回答方法..... 6
3.5	応募書類..... 7
3.6	応募書類作成上の留意点..... 7
3.7	応募書類の取扱い..... 7
4	審査について..... 8
4.1	審査方法..... 8
4.2	審査基準..... 8
4.3	候補者の決定時期及び審査結果の公表..... 9
4.4	募集・選定に関する留意事項..... 9
4.5	協議・調整..... 9
4.6	使用契約の締結..... 9
4.7	営業開始予定..... 9
5	実施報告書・アンケートの提出について..... 10
《各種様式》	
・	応募申請書 (様式1号)
・	暴力団排除に関する誓約書 (様式2号)
・	応募する取組みについての企画提案書 (様式3号)
・	使用許可証 (様式4号)
・	実施報告書 (様式5号)
・	社会実験来場者アンケート調査

募集要項の目次(例)

### ③ 募集内容・使用条件

募集箇所や利活用できる範囲、電気・水道の有無、民間事業者が負うべき責任などを明確にします。特に増水時の対応や安全・安心に係る内容は明確にしてください。一方で、事業者側の負担が極端に大きくなりすぎないように留意することも必要です。

### ④ スケジュール

募集期間に1か月程度、審査・選定に半月程度確保する例が多いようです。なお、応募者がいなくては実験にならないため、関係機関と連携するなどして周知を徹底するようにしましょう。公表前にサウンディング調査を行い民間事業者の感触を把握したり、得られたニーズを募集要項に反映することも有効です。公表後に説明会を開催することも、関心のある民間事業者を把握する面で有効と考えられます。

なお、公共空間の利活用は管理者等との調整が必要になるため、実験実施までには、協議・調整期間を設けるなど余裕をもったスケジュールにしましょう。

#### 応募スケジュール(例)

①募集要項の公表	令和2年2月4日(火)
②質問書受付	令和2年2月4日(火)～2月12日(水)
③質問書回答	令和2年2月18日(火)
④応募書類受付	令和2年2月4日(火)～2月28日(金)
⑤候補者の決定及び公表	令和2年3月19日(木)以降
⑥審査結果通知	令和2年3月19日(木)以降
⑦協議・調整	令和2年3月19日(木)～4月30日(木)
⑧使用契約締結	令和2年4月30日(木)

### ⑤ 評価項目の検討と協力依頼

社会実験の評価を適切に行うため、評価項目について検討するとともに、必要な内容について応募者への協力を依頼します。特に売上や収益に関する情報は、応募者と実験の前に調整をします。

#### 5 実施報告書・アンケートの提出について

社会実験実施後は、実施報告書とアンケート(来場者用)の提出をお願いします。

実施報告書の中には収支報告も含まれます。来場者との金銭の授受がある場合については、収支報告の提出をお願いします。ただし、収支報告の内容は公開いたしません。

#### 社会実験実施結果の提出依頼(例)

## Column

## 河川における社会実験の事例

## 川床 北浜テラス(淀川水系土佐堀川、大阪府大阪市)

「北浜テラス」は土佐堀川左岸沿いに位置する地先利用型のオープンカフェです。2007年、「水辺空間にテラスを出せたら絶対に気持ちいい」と3つのNPOが意気投合し、ビルオーナーらに提案し、賛同したビルオーナーが模擬実験を実施しました。2008年には水都大阪2009実行委員会の支援もあり、河川敷地に仮設式の川床で1カ月だけの社会実験としてスタートし、期間中2,000名以上の人々が訪れ好評を博しました。2009年には再度社会実験を行いながら地域活性化を目指した準備を進め、北浜水辺協議会を設立。同年8月からは水都大阪2009のプログラムの1つとして実施されました。社会実験を終え2012年からは本格運用に転じ、参加店舗も増加しつづけ、2019年12月現在では13店舗が出店しています。



北浜テラス

## イベント等 おとがワ!ンダーランド(矢作川水系乙川、愛知県岡崎市)

2015年の「かわまちづくり」支援制度への登録や河川敷地占用許可準則における都市・地域再生等利用区域を契機に、水辺活用や周辺のまちづくりへの取り組みがはじめられ、2016年からは「おとがワ!ンダーランド」と標した社会実験が開始されています。この社会実験は河川敷の使いこなしや日常的な活用促進を目的としています。全体的なマネジメントを地域のNPOに任せ、期間中にプログラムを実施する団体を複数公募し、様々な事業を行いました。



おとがワ!ンダーランド2016

## Column

## 河川における社会実験の事例

**イベント等** 淀川アーバンキャンプ(淀川水系淀川、大阪府大阪市)

淀川河川事務所と大阪商工会議所が連携し、2015年から淀川に持続可能な水辺のまちづくりの仕組みを導入するための社会実験を実施しています。手ぶらBBQやカヌー体験、子ども自然学校など様々な取り組みがなされています。2017年までの3年間は個々の出店希望者を募集していましたが、2018年、2019年はトータルコーディネーターを募集するなど自主的な運営にステップアップしました。大規模な河川では、比較的集客力のあるイベントとの組合せや連携を考える必要があります。



淀川アーバンキャンプ2019

出典：淀川アーバンキャンプFacebookページ  
(<https://www.facebook.com/YodogawaUC/>)

**イベント** River vol.0 Sakuragawa night party(那珂川水系桜川、茨城県水戸市)

2017年7月、水辺の魅力を向上させ、地域の方々が、日常的に憩いの場として桜川の河川敷を利用することを目的として、民間事業者と水戸市、常陸河川国道事務所が共同して、2日間限定で桜川河川敷にオープンカフェを開催する社会実験を実施しました。音楽が流れる中、飲食を提供し延べ約1,300人の来場者がありました。普段は真っ暗な河川敷におしゃれな飲食空間が出現し、水辺の可能性を評価する声が多く聞かれました。



River vol.0 Sakuragawa night party

### 川床・デッキ 仮設の川床とオープンデッキ(肱川水系肱川、愛媛県大洲市)

肱川では、「かわ」と「まち」をつなぎ、大洲の発展を支えたかわみなどを復活させ、人が集い、自然と文化・歴史にふれあえる水辺空間の創出を目指す「かわまちづくり」に取り組んでいます。2019年には、隣接する旧市街地で古民家や町家の空家活用による賑わい復活を目指すイベント「城下のMACHIBITO」に合わせて、仮設の単管パイプ等で川床とオープンデッキを設置する社会実験を行い、利用者や民間事業者が水辺活用の可能性を感じるきっかけとなりました。



肱川に仮設で設置した川床(左)とオープンデッキ(右)

### 川床 川床(深川川水系深川川、山口県長門市)

山口県長門市の長門湯本温泉では2017年から、将来の温泉街を体感する社会実験「長門湯本みらいプロジェクト」に取り組み、その一環として河川空間の活用方法の実験として、音信川、大寧寺川に川床を設置し運営方法を検証しています。関連イベント「おとずれリバーフェスタ」では飲食物を持って川床を訪れる人も多く、音信川のせせらぎを間近で聞きながら、癒しの時間を過ごしました。



長門湯本みらいプロジェクトで設置された川床と利用者の様子

出典：長門市ホームページ  
(<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/wadairoot/wadai/20170918yumoto.html>)

## 「かわまちづくり計画」チェックリスト

- 1 計画検討体制の構築**
- ①市町村の理解・熱意はありますか？
  - ②市町村の関連部署と明確な役割分担のもと連携していますか？
  - ③地域住民や民間事業者などを含めた関係者同士で積極的に議論していますか？
- 2 基本方針の検討**
- ④自治体の関連計画及び河川整備計画との整合はとれていますか？
  - ⑤地域の課題・必要性に対応した基本方針となっていますか？
  - ⑥基本方針に対して適切な対象箇所・範囲となっていますか？
  - ⑦基本方針に対応した個別施策内容となっていますか？
  - ⑧計画の特徴は明確となっていますか？
- 3 個別施策内容の検討**
- ⑨「かわ」と「まち」のつながりを意識し、地域の魅力を踏まえた施策となっていますか？
  - ⑩ソフト施策の実施体制は確保されていますか？
  - ⑪ハード施策の実施体制は確保されていますか？
  - ⑫利用者目線のハード整備(利用面・景観面・デザイン面)となっていますか？
  - ⑬既存ストックの活用についても検討しましたか？
- 4 進め方の検討**
- ⑭活動推進段階の推進体制は構築されていますか？
  - ⑮計画登録後の推進主体と河川管理者の連携は確保されていますか？
  - ⑯維持管理などの役割分担はできていますか？
  - ⑰財源の確保はできていますか？
  - ⑱評価指標・目標値は設定されていますか？
  - ⑲フォローアップの手法は決まっていますか？

## 2-4 活動推進の段階

「かわまちづくり計画」登録後に、ハード施策・ソフト施策を着実に実施していく段階です。この段階では適切にフォローアップを行い、必要に応じて計画内容の変更を実施します。ハード整備施策実施後も「かわまちづくり」の活動が継続されていくように、協議会等で地域住民や民間事業者などの各主体との連携を継続し、「知恵」や「想い」を共有し続けるなど、関係者の意欲が持続、向上するよう工夫する必要があります。



### Point

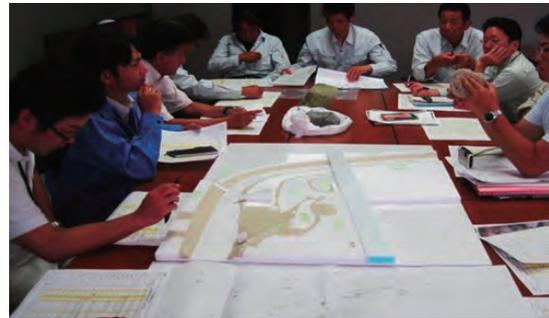
- 施工時にも地域住民等と連携できる仕組みを整え、地域の意思統一を図るとともに地域の主体性を喚起する。
- 民間事業者が参画する場合は、事業収益等活用し、運営・維持管理の費用を確保する。
- ハード施策後も協議会等を継続して開催し、情報共有の場を確保する。
- 「知識」や「想い」を関係者で共有・継承し、意欲の維持・向上につなげる。
- 適宜評価検証を行い、必要に応じてかわまちづくり計画の変更を行う。
- 活動の実績を積み上げ、「かわまち大賞」に応募する。

### 施工時の工夫

施工時にも地域と関わっていく工夫を行うことで、完成イメージを関係者と共有し、地域住民等が整備後も継続して「かわまちづくり」に関わる主体性をもつきっかけになります。

北方町かわまちづくり(木曾川水系系貫川、岐阜県北方町)では、「産官学民の協働」計画を推進し、整備内

容に関する関係者の意思統一を図るため、工事の進捗に合わせて現地検討会を月に1回程度実施しました。図面だけでなく景観や維持管理、安全性の視点から現地で仮施工しながら完成イメージを共有して出来栄の確認を行いました。



北方町かわまちづくり(木曾川水系系貫川、岐阜県北方町)

出典：H27年度かわまちづくり全国会議資料 (<http://www.rfc.or.jp/sozai/result/ivent/H27/kawamachi/3.pdf>)

例えば芝張りなど、工事の一部を住民参加で行うことも有効です。戸多地区かわまちづくり(茨城県那珂市)では、多目的広場予定地として整正した河川敷地において、ポット芝苗作業を地域住民と協働で実施するイベントを行いました。当日はスポーツ少年団や市内小中学生を含む約500人が参加しました。



「リーグのピッチと同じ芝の公園ができるんだって!!」

みらいの公園をみんなで作ろう!

那珂川河川敷に整備中の公園で、芝の苗を植えるイベントを開催します。お友達や家族みんなで公園づくりに参加してみませんか?

ココに集合!

芝を植えるのはココ!

穴に芝苗のポットを入れるだけ! 小さなお子さまでも参加OK!

日 時 7月21日(日)  
9:00~12:00 (雨降からでも参加OK!)  
● 8:30受付  
● 9:00開会セレモニー

場 所 那珂市戸地内(那珂西大橋下流)

かわまちづくりDo

い、那珂暮らし

※参加は無料です。  
※雨天時は延期(当日は未定)。  
【お問い合わせ】  
那珂市教育福祉部計画課スポーツ推進室(那珂総合公園管理事務所内) TEL:029-267-0677

### 戸多地区かわまちづくり(那珂川水系那珂川、茨城県那珂市)での作業

チラシ出典: 那珂市Facebookページ(<https://www.facebook.com/nakacity.official/>)

## Column

### 行政の積極的な姿勢が実現に結びつく

地域との合意形成をはかる際に、必ずしも賛成ばかりとは限りません。地域とのコミュニケーションを積極的に行うようにしましょう。「かわまちづくり」の活動が盛んな地域では、行政の担当職員が地域とのコミュニケーションや民間の活動を下支えている現状が伺えます。

#### 先進事例の行政職員の声

当初反対住民もいたが、毎日話しかけたり、チラシ入れたり、直接キーとなる人に遊びに行ったり、コミュニケーションを粘り強く行った結果、最終的には応援団になってもらった。(N市職員)

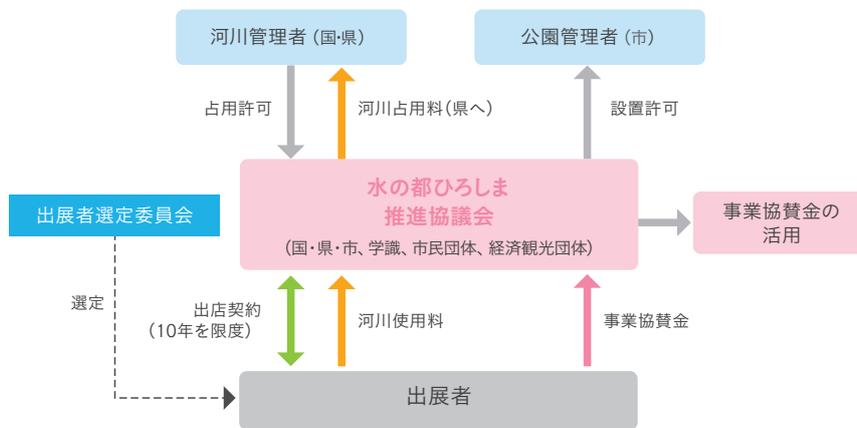
気をつけているのは、民間と本当に対等な立場で、立ち位置を一緒にしてやっていくということ。成功させるにはどうしなければいけないかということを本当に一緒に考えている。民間の黒子であるというイメージをもって取り組んでいる。(O市職員)

## 民間事業者との連携

### ① 事業収益による運営・維持管理費用の確保

都市・地域再生等利用区域を設定し、民間事業者による営業を認める場合、収入を河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てる旨が河川敷地占用許可準則にて定められています。

天満川・旧太田川(本川)・元安川地区及び京橋川・猿猴川地区かわまちづくり(広島県広島市)では、協議会がオープンカフェ等の事業者から事業協賛金として使用料を収集し、事務手続きやイルミネーション・植栽などの環境整備に役立っています。



天満川・旧太田川(本川)・元安川地区及び京橋川・猿猴川地区かわまちづくり  
(太田川水系元安川等、広島県広島市)

### ② エリアマネジメント

エリアマネジメントとは、特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営(マネジメント)を積極的に行おうという取り組みです。現在、民主導のまちづくり、官民協働型のまちづくりへの期待から、大都市の都心部、地方都市の商業地、郊外の住宅地など、全国各地でエリアマネジメントの取り組みが実践されています。日本橋川かわまちづくり(東京都千代田区)では、沿川の大手町川端緑道の管理をエリアマネジメント団体である一般社団法人大手町歩専道マネジメントが日常管理をしています。



日本橋川かわまちづくり(荒川水系日本橋川、東京都千代田区)

### 協議会等の継続

行政担当者が異動により部署や勤務地が変わることで、それまでの活動が途切れるといった可能性があります。そういったことが起こらぬよう、協議会等、関係者が

一堂に会する情報共有・意見交換の場を年間の恒例行事とし、行政担当者が代わっても継続するように工夫する必要があります。

### 「知識」や「想い」の共有・継承

ある程度活動が継続してくると、例えば、当初の活動立ち上げメンバーと後から参加したメンバーとで意見の相違が生じることがあります。当初から活動に参加するかわまちづくりに熱心に取り組む人達には、河川空間や水辺を活用して地域をより良くしたい、という強い「想い」をもつ人が多い事はすでに説明しました。それに加え、それまで地域で経験がないことに挑戦するため、各所との議論・調整を通し、まちづくりや河川の利用に関する高度な知識を得ることが想定されます。後から参加する、あるいは参加したいと考えるメンバーにとっては、当初の「様々な検討や調整を行いながら実現した」という体験を持たないため、当初メンバーが持つ「知識」や「想い」を共有しにくい、ということが原因として考えられます。また、意見の相違だけではなく「知識」の高度化が進むと、新規メンバーが参加しにくい状況が生まれ、結果として組織や活動の停滞、後継者不足を招くこと

が想定されます。

活動の質や関係者の意欲・モチベーションを全体として保つためには、「知識」や「想い」をどのようにメンバー間で共有し受け継いでいくかということが重要になります。例えば、常に新しい人を受け入れオープンな環境を準備しておくこと、これまでの活動内容や経緯を資料としてまとめ常に参照できるようにすること、新しいメンバーに役割を与え「知識」や「想い」を共有するきっかけをつくること、などの取組みが考えられます。

先進事例の大阪市かわまちづくり(淀川水系道頓堀川等、大阪府大阪市)の取組みの一つ、北浜テラスを運営する北浜水辺協議会では、視察などの受け入れを行う事務局の役割について、当初の立ち上げメンバーが担当していた方式から参画事業者全員が担当する方式に変更し、店舗運営者が自ら「公共」について考える体制づくりに取り組んでいます。



北浜テラス(淀川水系土佐堀川、大阪府大阪市)

評価のタイミング

「かわまちづくり」支援制度実施要綱では、計画登録から5年以内に推進主体と河川管理者が共同で検証することになっています。一方で、同要綱では河川管理者はハード施策の支援を5年間積極的に実施する旨となっているため、5年後ではハード整備が完了していない可能性もあります。また、PDCAの観点から、ハード施策後も継続的にモニタリングし活動の改善に結びつけていく必要があります。

そこで、登録年度の値を基準年として事業前の評価を行い、5年後に事業後の評価、その後、5年毎に評価

検証を行うことが有効です。ちなみに市町村の総合計画は前後半5年ずつの基本計画から全部で10年の計画になっていることが多いようです。

なお、指標値に既存の国勢調査等の統計データを用いる場合は評価年と調査年度が異なる場合があるため予め調査年のスケジュールを把握し、調整を行ってください。また、評価結果は、毎年協議会等で関係者に共有されるとともに、ホームページ等で公表することにより、良いPRになります。



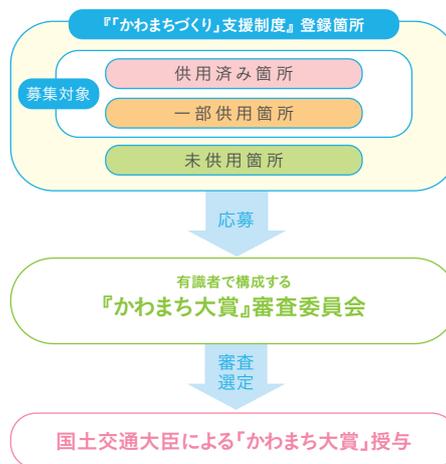
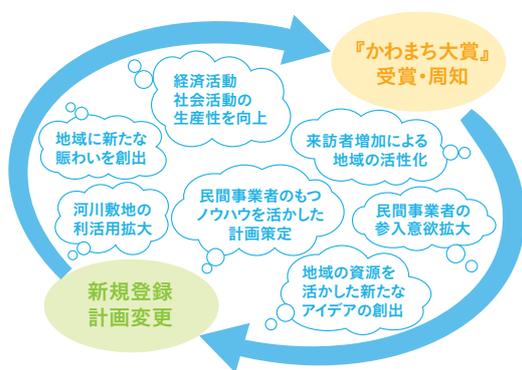
評価のタイミング例

## かわまち大賞

国土交通省では、平成30年度(2018年度)から、全国のかわまちづくりの取組みの中から模範的な取組みを国土交通大臣から表彰し、全国に広く周知することで「かわまちづくり」全体のレベルアップと民間参入の促進を進めることを目的とした「かわまち大賞」を創

設しています。

「かわまち大賞」では「先進性」「継続性」「創意工夫」「連携性」「効果(地域の活性化)」の5つの観点で評価が行われ、表彰状・表彰楯が贈呈されるほか、全国規模のイベントなどでPRされます。



### 「かわまち大賞」の狙いと選定の流れ



「かわまち大賞」の全国的なイベント会場での広報・PR



## 第3章

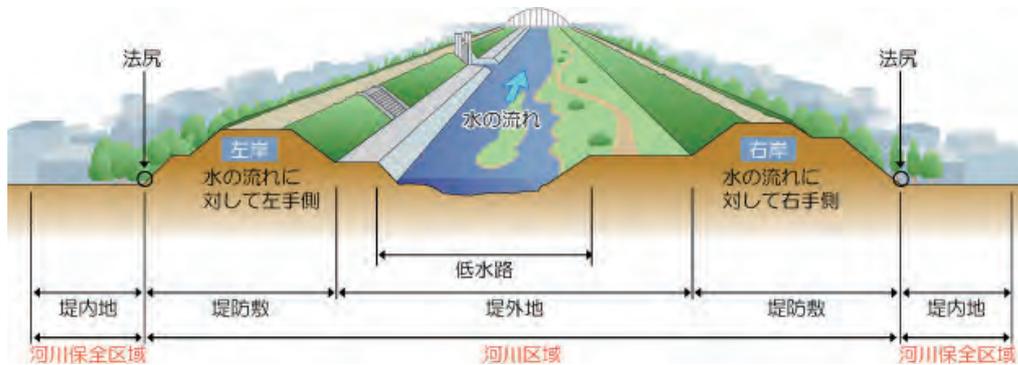
# 「かわまちづくり」の法制度

3-1 知っておきたい「かわ」側の制度

3-2 知っておきたい「まち」側の制度

# 3-1 知っておきたい「かわ」側の制度

## 河川の区域



[http://www.nilim.go.jp/lab/rcg/newhp/yougo/words/014/html/014\\_main.html](http://www.nilim.go.jp/lab/rcg/newhp/yougo/words/014/html/014_main.html)

## 河川の使用

基本的に河川は公共用物であり自由に利用可能です。しかし、排他的・継続的に使用するなど、自由使用の範囲を超える場合(占有)は、河川管理者の許可を受けなければなりません。河川法では、土地の占有に関して、右の通り定めています。

### ■ 土地の占有の許可

第24条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

### 公物の使用関係

#### 一般使用(自由使用)

公物が一般公衆の自由な使用に供える  
何人も許可その他の行為を持たずに自由に使用

#### 特別使用

##### 許可使用

一定の公物の自由使用を一般的に禁止し、  
特定の物についてその「禁止を解除してこれを行うことを許可」  
● 河川法第26条: 工作物の新築等の許可

##### 特許使用

特定の者に対して特別の排他的・独占的に使用する権利を設定  
● 河川法第23条: 流水の占有の許可  
第24条: 土地の占有の許可

## 一時占用

河川敷地占用許可準則では、河川敷地の一時占用について右の記述があります。なお、一時占用の許可手続きや考え方については全国的に統一されているものではなく、各河川管理者の自由裁量で行われています。地域の特性や慣習等によるところが大きいと考えられるため、最寄りの河川管理者に問い合わせてください。

### ■一時占用の許可

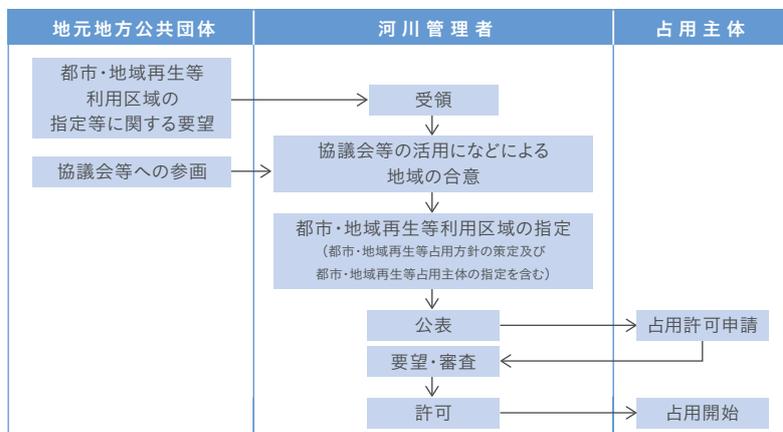
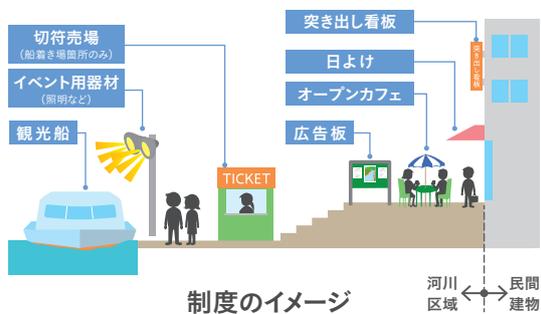
第十五 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより継続して占有することになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。

## 河川空間のオープン化

河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者ですが、「河川をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したい!」という要望の高まりを受け、平成23年度に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合、営業活動を行う事業者等の方も、河川敷地の利用が可能となりました。これを「河川空間

のオープン化」といいます。

平成28年度には、民間事業者等の方が安定的な営業活動を行えるよう、準則を改正し、民間事業者等への占用許可期間を「3年以内」から「10年以内」へと延長しました。(「令和元年8月 河川空間のオープン化活用事例集(国土交通省水管理国土保全局)」より)



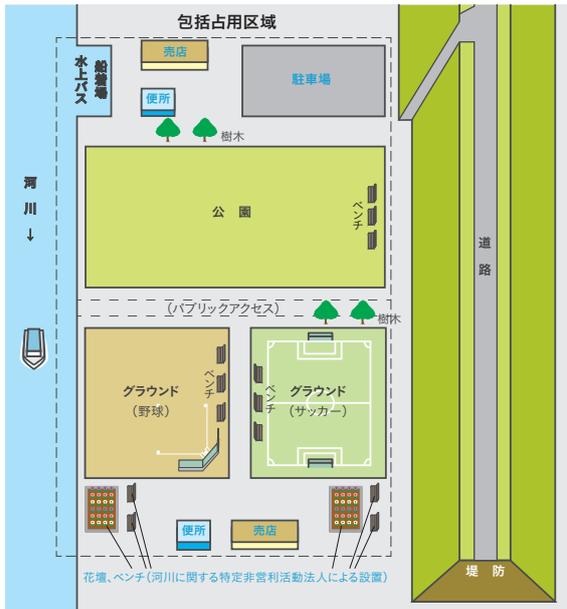
制度の手続き



## 包括占用の特例

「包括占用」は、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、占用の許可後に河川敷地の具体的な利用方法を決定することができる制度です。一般的な占用と異なり、具体的に占用目的を特定する必要はありません。そのため、市

町村等が具体的な利用方法を自ら決定できるのが特徴です。包括占用の目的に適合する駐車場、売店、トイレ等について、適正な箇所に配置することができます。包括占用の占用主体は「地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者」です。



包括占用のイメージ



包括占用区域でのイベント(多摩川水系多摩川:タマリバ、東京都狛江市)  
出典:ミズベリングプロジェクト (<https://mizbering.jp/>)

## ◆「包括占用区域」と「都市・地域再生等利用区域」における占用許可制度の違い

### ○占用施設のの違い

- ・「包括占用区域」では、第7第1項に規定する公園、スポーツ施設、親水施設などのほか、包括占用の目的に適合する駐車場、売店を適正な箇所に設置できます。
- ・「都市・地域再生等利用区域」では、第22第3項に規定する広場やイベント施設をはじめとして売店、オープンカフェ、広告板、船上食事施設、川床などの設置が可能です。

区域	準則	施設
包括占用区域	7第1項	公園、緑地又は広場、運動場等のスポーツ施設、遊歩道、階段、便所、花壇等の親水施設、河川教育・学習施設、自然観察施設 等
	20第6項	包括占用の目的に適合する駐車場、売店
都市・地域再生等利用区域	22第3項	広場、イベント施設、遊歩道 船着場、船舶係留施設又は船舶上下架施設(斜路を含む。) 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等、日よけ、船上食事施設、突出看板、川床 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設

○占用主体の違い

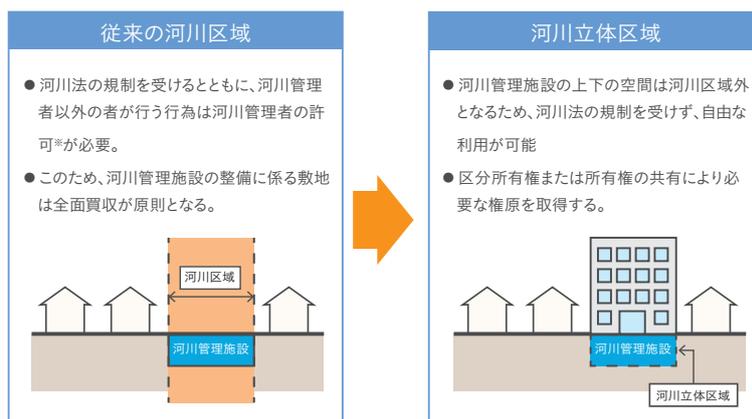
- ・「包括占用区域」では、占用主体を地方公共団体、公益法人その他これらに準ずるものとしています。(第16第1項)
- ・「都市・地域再生等利用区域」では、占用主体を国、地方公共団体、公益法人等のほか、営業活動を行う事業者としています。(第22第4項)

○施設利用料の用途限定

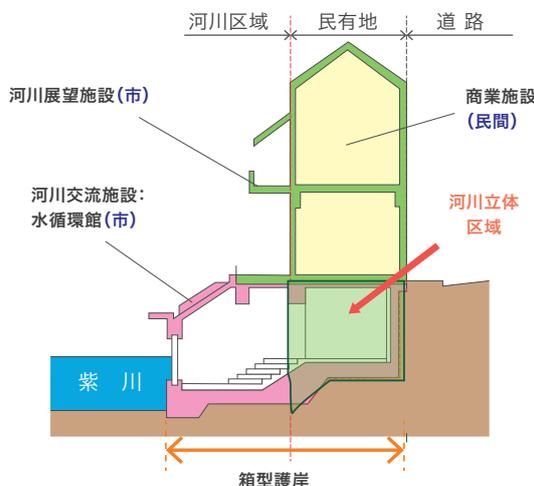
- ・「包括占用区域」では、施設利用者から徴収する施設利用料についての用途に定めはありません。
- ・「都市・地域再生等利用区域」では、施設利用者から徴収する施設利用料は、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てることとの定めがあります。(第25第2項)

河川立体区域制度

地下に設置された河川管理施設等に係る河川区域を立体的に指定できる制度です。指定した場合、河川管理施設を整備する敷地であっても、河川立体区域外の上下の空間には河川法の規制が及ばないため、他の施設や建物等の自由な利用が可能となります。



※私有地等河川管理者以外の者がその権原に基づき管理している土地については、河川法第24条の許可を要しない。



河川立体区域制度活用事例(紫川水系紫川:水環境館、福岡県北九州市)

## 河川で守るべきルール

河川は公共用物であり、利活用にあたっては、治水、利水及び環境にかかる本来の機能が総合的かつ十分に維持される必要があり、「河川敷地占用許可準則」では、工作物設置や占用にあたって、「治水又は利水上

の基準」「他の者との利用との調整等についての基準」「河川整備計画等との調整についての基準」「土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準」の4つの基準が定められています。

### ■ 治水又は利水上の基準

河川敷地における工作物の設置、樹木の植栽、盛土等は、治水上又は利水上の支障を生じるおそれがあり、そのような支障を生じないことが占用許可の基準になっています。治水の支障に係る技術的判断基準は以下の5項目となっています。

- ①河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。
- ②水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。
- ③堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況が発生させないものであること。
- ④工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。
- ⑤工作物は、原則として河川の縦断方向に設けているものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。

### ■ 他の者との利用との調整等についての基準

占用によって、他の一般の方たちの河川敷地の利用を著しく妨げないことが基準になっています。

### ■ 河川整備計画等との調整についての基準

河川法第16条の2第1項に規定する河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合においては、占用の内容等が当該計画に沿ったものであることを占用許可の基準としています。「その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画」の例としては、「河川環境管理基本計画」があります。河川環境管理計画は、全国の一級水系及び一部の二級水系で制定されています。例えば、河川環境管理計画で自然ゾーンとして設定されている区域で、保全の趣旨に反するような占用は許可してはいけないことになっています。なお、その保全の趣旨に反しない範囲で、地下、上空等の占用を許可することは可能です。

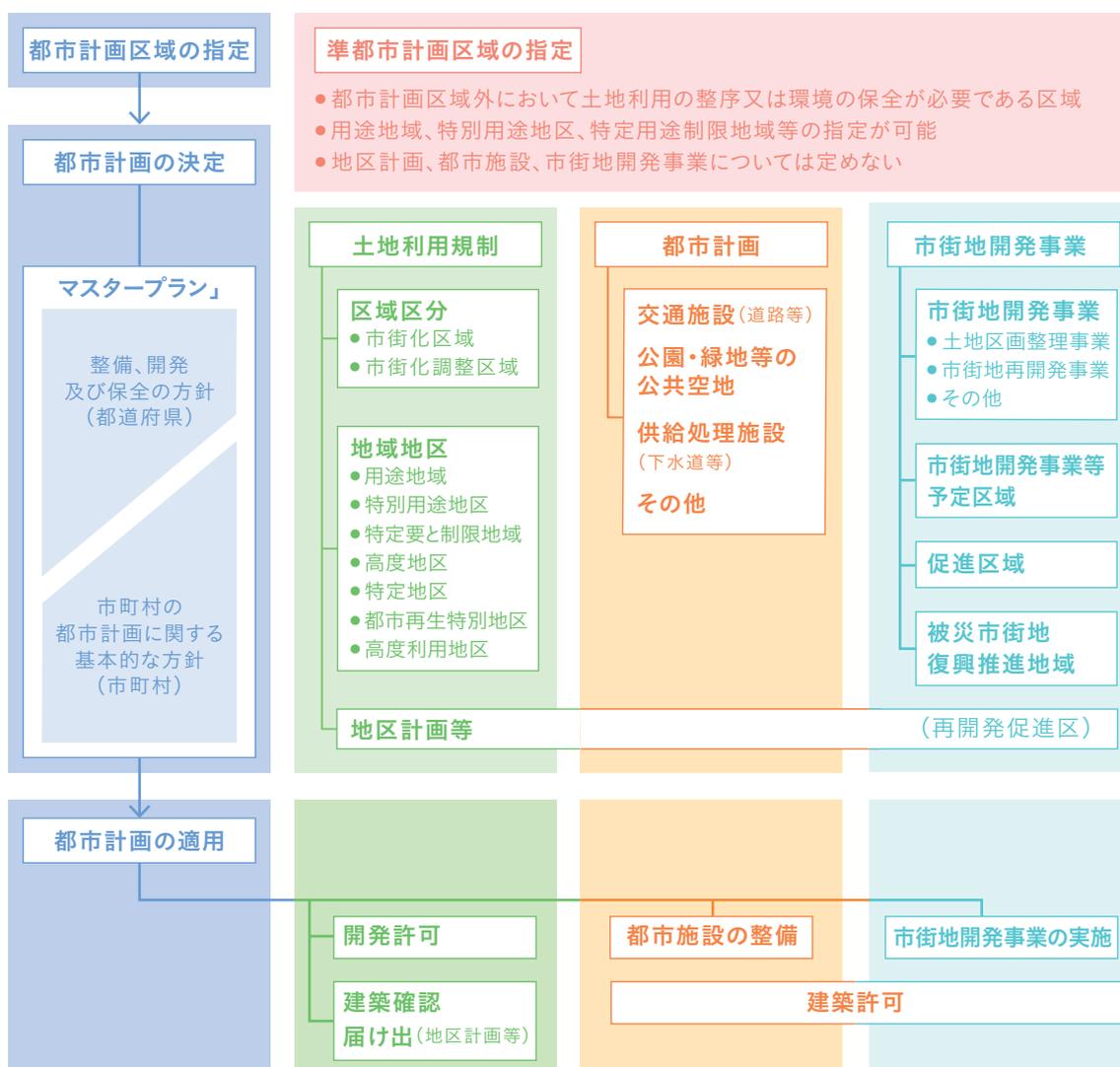
### ■ 土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準

河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、且つ、それらと調和したものでなければならぬことを占用の許可の基準としています。

## 3-2 知っておきたい「まち側」の制度

### 都市計画の土地利用計画制度

都市計画には数多くのメニューが用意されており、それを地方公共団体が地域の実情によって指定していきます。土地利用に関しては、大枠を決める仕組みから、きめ細かなまちづくりをするための仕組みまで、数多くの制度が用意されており、それらを組み合わせて活用することにより、地域のルールが作られています。



都市計画制度の構成

出典: 都市計画の土地利用計画制度の仕組みパンフレット ([http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/tochiriyou/pdf/reaaf\\_j.pdf](http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/tochiriyou/pdf/reaaf_j.pdf))

規制・誘導策

(1) 地区計画制度

目的	「地区計画等」は、既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度です。区域の指定された用途地域の規制を、強化、緩和することができ、各街区の整備及び保全を図る。			
決定主体	市町村	内容 構成は「地区計画の目標」「地区計画の方針」「地区整備計画」		
特徴	<p>地区計画で定められること</p> <p>1.地区施設の配置及び規模</p> <p>2.建築物等に関する事項</p> <p>ア.建築物等の用途の制限 イ.建築物の容積率の最高限度又は最低限度 ウ.建築物の建ぺい率の最高限度 エ.建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度 オ.壁面の位置の制限</p> <p>カ.壁面後退区域における工作物の設置の制限 キ.建築物等の高さの最高限度又は最低限度 ク.建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 ケ.建築物の緑化率の最低限度 コ.垣又はさくの構造の制限</p> <p>3.土地の利用に関する事項</p>			
イメージ	参考		<a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/kisei/chikukeikaku.html">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/kisei/chikukeikaku.html</a>	

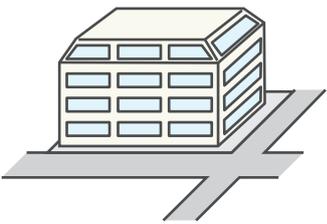
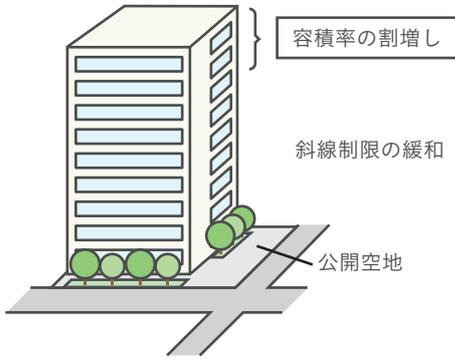
■ 地区計画を利用したかわまちづくり

福岡県北九州市では、「紫川マイタウン・マイリバー整備事業」として都心機能の強化と既存商業地区の回遊性の強化を図ることにより都心部を活性化するかわまちづくりを進めています。対象範囲の船場町及び馬借一丁目地区は川に開かれた商業空間として位置づけられ、地区計画によって事業効果の維持及び向上を図り河川空間と一体感のある川沿いの景観を形成するために、建築物の用途や壁面位置、意匠などの規制及び誘導を行っています。



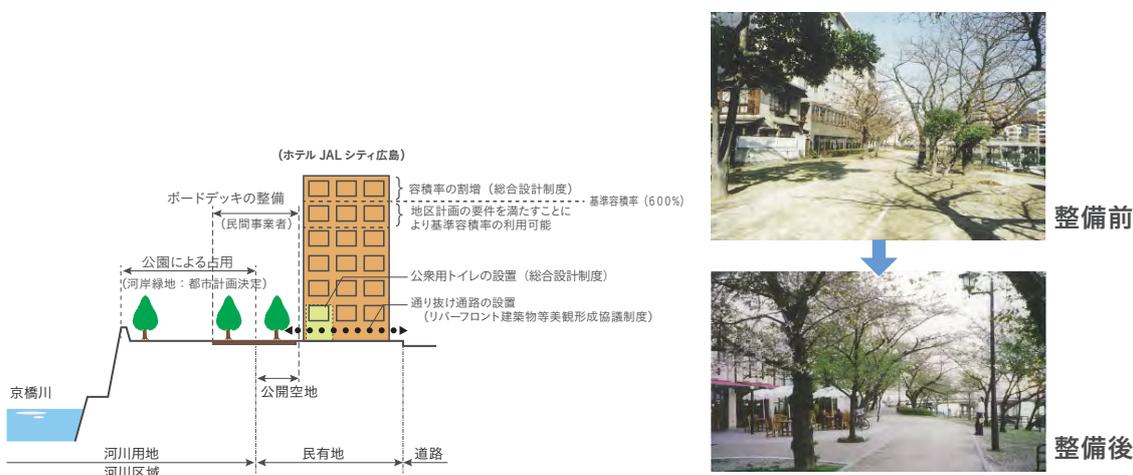
北九州市かわまちづくり(紫川水系紫川、福岡県北九州市)

## (2) 総合設計制度

目的	1970年に、市街地では建築物が密集し、公共的な空間に乏しいことから、建築物の周囲に一定の公開空地（一般の通行者が自由に利用できる空間）を確保するという目的で創設された制度。建築基準法第59条の2に規定されている。
決定主体	建築主等
特徴	500m <sup>2</sup> 以上の敷地で敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物について、計画を総合的に判断して、敷地内に歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地（公開空地）を設けるなどにより、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、特定行政庁の許可により、容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限を緩和。
イメージ	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>(通常の建築計画)</p>  </div> <div style="font-size: 2em; color: blue;">→</div> <div style="text-align: center;"> <p>(総合設計制度で建築)</p>  </div> </div>
参考	<a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/kisei/59-2sogo.html">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/kisei/59-2sogo.html</a>

### ■ 総合設計制度を利用したかわまちづくり

広島県広島市の京橋川では、「ホテルJALシティ広島（現在「ザ ロイヤルパークホテル 広島リバーサイド」として営業）」が、河岸緑地に面して公開空地を設置したこと、通り抜け通路に面して公衆トイレを設置したことなどにより、基準容積率に割増されました。河川空間と連続したオープンスペースが確保されています。



旧太田川・元安川地区及び京橋川・猿猴川地区かわまちづくり(太田川水系元安川ほか、広島県広島市)

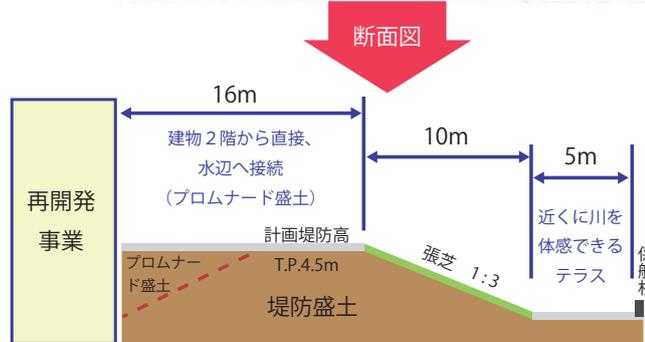
## 市街地開発事業

### (1) 土地区画整理事業

目的	都市計画区域内の土地について、土地の区画形質の変更を行ない、公共施設の新設・変更を行うことによって、宅地の利用の増進と公共施設の整備を図ることを目的とする。														
事業主体	個人、土地区画整理組合、都道府県又は市町村(地方公共団体)、国土交通大臣、都道府県知事・市町村長、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社														
特徴	<p>● 土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整宅地の利用の増進を図る事業。</p> <p>● 公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい(減歩)、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業制度。</p> <p>● 事業資金は、保留地処分金の他、公共側から支出される都市計画道路や公共施設等の整備費(用地費分を含む)に相当する資金から構成される。これらの資金を財源に、公共施設の工事、宅地の整地、家屋の移転補償等が行われる。</p> <p>● 地権者においては、土地区画整理事業後の宅地の面積は従前に比べ小さくなるものの、都市計画道路や公園等の公共施設が整備され、土地の区画が整うことにより、利用価値の高い宅地が得られる。</p>														
イメージ	<p><b>資金構成</b></p> <table border="1"> <tr> <td>【支出】</td> <td>【収入】</td> </tr> <tr> <td>○道路等の公共施設整備費</td> <td>○公共側の支出</td> </tr> <tr> <td>○建物等の移転・移設補償費</td> <td>○道路特会補助 ← 都市計画道路の整備費相当額</td> </tr> <tr> <td>○宅地の整地費</td> <td>○一般会計補助 ← 公共施設の整備費等相当額</td> </tr> <tr> <td>○調査・設計費、事務費</td> <td>○公共施設管理者負担金 ← 公園等の用地費相当額</td> </tr> <tr> <td>※減価補償地区の場合は減価補償費</td> <td>○助成金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○保留地処分金</td> </tr> </table> <p><small>地権者は減歩により都市計画道路や公園等の用地を負担します。一方で、道路特会補助等の公共側の支出のうち、都市計画道路等の用地費に相当する資金は、宅地の整地等に充てられ、地権者に還元されます。</small></p>	【支出】	【収入】	○道路等の公共施設整備費	○公共側の支出	○建物等の移転・移設補償費	○道路特会補助 ← 都市計画道路の整備費相当額	○宅地の整地費	○一般会計補助 ← 公共施設の整備費等相当額	○調査・設計費、事務費	○公共施設管理者負担金 ← 公園等の用地費相当額	※減価補償地区の場合は減価補償費	○助成金		○保留地処分金
【支出】	【収入】														
○道路等の公共施設整備費	○公共側の支出														
○建物等の移転・移設補償費	○道路特会補助 ← 都市計画道路の整備費相当額														
○宅地の整地費	○一般会計補助 ← 公共施設の整備費等相当額														
○調査・設計費、事務費	○公共施設管理者負担金 ← 公園等の用地費相当額														
※減価補償地区の場合は減価補償費	○助成金														
	○保留地処分金														
参考	<a href="https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri01.htm">https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri01.htm</a>														

### ■ 土地区画整理事業を利用したかわまちづくり

宮城県石巻市では、震災からの復旧・復興の堤防整備や土地区画整理事業により、災害に強く地域住民が安全に生活できる居住環境を確保した上で、市民や観光客が賑わい集い交流できる水辺空間の創出および地域の活性化の推進に取り組んでいます。



### 石巻地区かわまちづくり(北上川水系旧北上川、宮城県石巻市)

出典:「第7回旧北上川河口かわまちづくり検討会」資料 ([http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/\\_upload/doc/04\\_kawamachi/kentokai/07\\_document02\\_1.pdf](http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/_upload/doc/04_kawamachi/kentokai/07_document02_1.pdf))  
 東日本大震災から8年間の取組 ([http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/\\_upload/doc/05\\_311shinsai/restoration/8th/00\\_311shinsai8th.pdf](http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/_upload/doc/05_311shinsai/restoration/8th/00_311shinsai8th.pdf))

(2) 市街地再開発事業

目的	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。
事業主体	個人（第一種のみ施行）、組合（第一種のみ施行）、再開発会社、地方公共団体、都市再生機構等
特徴	<p>事業のしくみ：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地を共同化し、高度利用することにより、公共施設用地を生み出す</li> <li>● 従前の権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられる（権利床）</li> <li>● 高度利用で新たに生み出された床（保留床）を処分し事業費に充てる</li> </ul> <p>事業の種類：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第一種市街地再開発事業（権利変換方式） 権利変換手続きにより、従前建物、土地所有者等の権利を再開発ビルの床に関する権利に原則として等価で変換する。</li> <li>● 第二種市街地再開発事業（管理処分方式（用地買収方式）） 公共性、緊急性が著しく高い事業で、一旦施行地区内の建物・土地等を施行者が買収又は収用し、買収又は収用された者が希望すれば、その対償に代えて再開発ビルの床を与える。</li> </ul>
イメージ	
参考	<a href="https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/saikaihatsu/saikaihatsu.htm">https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/saikaihatsu/saikaihatsu.htm</a>

■ 市街地再開発事業を利用したかわまちづくり

沖縄県那覇市の久茂地川では、モノレール旭橋周辺地区第一種市街地再開発事業と連携し、散策路や親水テラスを整備することにより、那覇市の玄関口としての「顔」となる快適で魅力ある都市空間を創出しています。



旭橋地区かわまちづくり(安里川水系久茂地川、沖縄県那覇市)

(3) 都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)

目的	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的としている。	
事業主体	市町村	
特徴	都市再生特別措置法第46条第1項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付。 平成16年度に、「まちづくり交付金」制度として創設され、平成22年度からは、社会資本整備総合交付金に統合され、同交付金の基幹事業である都市再生整備計画事業として位置づけられている。	都市再生整備計画事業では、地域が抱える課題やまちづくりのビジョンに基づき、まちづくりの目標や数値指標を達成するために必要な事業を記載した都市再生整備計画を作成(Plan)し、成果を意識しながら事業を実施(Do)し、交付期間終了時に目標の達成度を評価(Check)するとともに、必要な改善点は速やかに改善(Action)するという一連のサイクルを導入している。
イメージ		
参考	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000013.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000013.html</a>	

■ 都市再生整備計画事業を利用したかわまちづくり

徳島県徳島市では、新町川と助任川に囲まれた徳島市の中心市街地「ひょうたん島」を中心として、都市再生整備計画事業を活用し、LED光環境整備事業やイベント等のソフト事業を実施しています。



内町・新町地区かわまちづくり(吉野川水系新町川、徳島県徳島市)

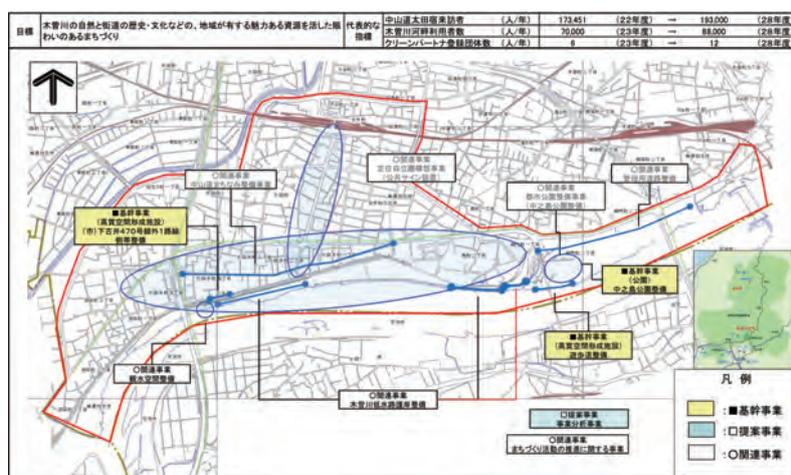
## まちづくりに活用できる国の交付金、補助制度

### 社会資本整備総合交付金

目的	地方公共団体が作成した社会資本整備総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業等を総合的・一体的に支援。
事業主体	地方公共団体(市町村、都道府県)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画全体をパッケージで採択</li> <li>● 基幹のハード事業と一体的に行う多種の事業を自由に選択可</li> <li>● メニューが限定されない、地方の創意工夫を活かした事業も可</li> <li>● 計画内の他事業に国費の流用可</li> <li>● (予算補助事業は)年度間でも国費率の調整可→返還・繰越の手続不要。順調な事業の進捗も可能</li> <li>● 地方自らが目標を設定し、事後評価・公表</li> <li>● 計画全体としてのアウトカムに着目</li> </ul>
イメージ	
参考	<a href="https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>

### ■ かわまちづくりと社会資本整備総合交付金

かわまちづくりでは、前述の都市再生整備計画事業をもって社会資本整備総合交付金の交付申請をする例が多くあります。岐阜県美濃加茂市では、「美濃加茂市かわまちづくり整備計画」として社会資本整備総合整備計画を作成し、交付を受けました。

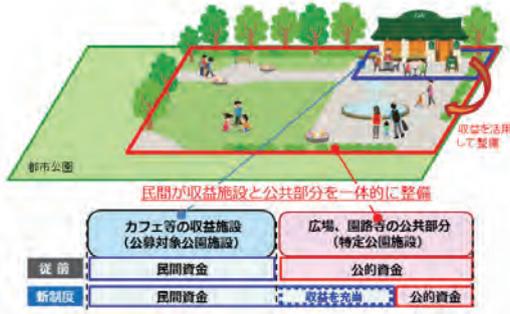


美濃加茂地区かわまちづくり(木曾川水系木曾川、岐阜県美濃加茂市)

出典: 美濃加茂市かわまちづくり整備計画 (<http://www.city.minokamo.gifu.jp/temp2/hp/104/20150217170941/kawamati%20no.421.pdf>)

## 都市施設

### (1) 公園：公募設置管理制度 (Park-PFI)

目的	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法。
活用主体	公園管理者、民間事業者(公募)
特徴	<p>公募対象公園施設から生ずる収益の見込み等に基づく特定公園施設の整備を求めるとともに、事業者へのインセンティブとして、設置管理許可期間の延伸や建蔽率緩和など、公募対象公園施設を都市公園に設置し、運営しやすくする緩和措置が適用されることを特徴としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 設置管理許可期間の特例</li> <li>● 建蔽率の特例</li> <li>● 占用物件の特例</li> </ul>
イメージ	
参考	<a href="http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000073.html">http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000073.html</a>

#### ■ Park-PFIを利用したかわまちづくり

岩手県盛岡市では、河川に隣接する木伏緑地でPark-PFIを活用して収益施設を設置する民間事業者を公募し、賑わい空間の創出を図り、令和元年10月のオープン以降、利用者の好評を博しています。



盛岡地区かわまちづくり(北上川水系北上川、岩手県盛岡市)

出典：盛岡市HP (<http://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/midori/koen/1024219/1028480.html>)

(2) 道路：道の駅

目的	道路管理者の行う自動車駐車場(簡易パーキングエリア)の整備(直轄事業・補助事業)で、駐車場、トイレ、道路情報ターミナル等の道路施設の部分を対象としている。
設置者	市町村又は市町村に代わり得る公的な団体* ※都道府県、地方公共団体が三分の一以上を出資する法人または市町村が推薦する公益法人
登録要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 休憩機能</li> <li>● 情報発信機能</li> <li>● 地域連携機能</li> </ul> <p>道路及び地域に関する情報を提供</p> <p>その他 施設及び施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー化</p> <p>● 設置者</p> <p>文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設</p>
イメージ	
参考	<a href="https://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/index.html">https://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/index.html</a>

■ 道の駅と一体となったかわまちづくり

近年、道の駅と一体となったかわまちづくり計画が多くあります。北海道弟子屈町では、釧路川に隣接する「道の駅 摩周温泉」がカヌーの発着場となり、水辺空間利用との連携が進んでいます。



弟子屈地区かわまちづくり(釧路川水系釧路川、北海道弟子屈町)

# 「かわまちづくり」参考資料

## 「かわまちづくり」支援制度実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に係る取組みを定める「かわまちづくり計画」の作成及び「かわまちづくり」支援制度(以下「支援制度」という。)への登録等に係る事項を規定し、河川管理者が「かわまちづくり」の取組みを支援し、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指すことを目的とする。

### 第2 定義

1. この要綱において「かわまちづくり」とは、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組みをいう。
2. この要綱において「かわまちづくり計画」とは、支援制度に登録するため、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体が作成する計画をいう。
3. この要綱において「ソフト施策」とは、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体と連携して検討を実施することや、河川敷地占用許可準則(平成11年8月5日建設省河政発第67号)(以下「準則」という。)第22による都市・地域再生等利用区域の指定をすることなど、柔軟な提案・発想を活かして、河川管理者が支援する施策をいう。
4. この要綱において「ハード施策」とは、「かわまちづくり」において河川管理者が推進主体と連携して、まち空間と融合する河川空間を創出するために、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設を整備する施策をいう。
5. この要綱において「民間事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
  - 一 準則第22の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域の占用主体として指定を受けている者
  - 二 河川法第20条の規定に基づき、河川管理者の承認を受けて、河川区域内において良好な河川空間の形成に資する施設を整備しようとする者で、当該施設の整備・利用について市町村長の同意を得ている者
  - 三 河川区域に隣接する土地において、良好な河川空間を形成するための施設の整備・利用等を実施しようとする者で、当該施設の整備・利用等について市町村長の同意を得ている者

### 第3 対象河川

支援制度の対象となる河川は、一級河川、二級河川及び準用河川とする。

### 第4 推進主体

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 市町村
2. 市町村及び民間事業者
3. 市町村を構成員に含む法人格のない協議会

### 第5 登録要件

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を

図る必要がある河川

3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川

### 第6 「かわまちづくり計画」の作成等

1. 支援制度の登録を受けようとする推進主体は、河川管理者と共同で、別途定める様式により「かわまちづくり計画」を作成するものとする。
2. 「かわまちづくり計画」に定める内容は次のとおりとする。
  - (1)水辺とまちづくりに関する基本方針
  - (2)支援事業の内容(ソフト施策、ハード施策)
  - (3)その他特筆すべき事項
3. 推進主体が「かわまちづくり計画」の作成や「かわまちづくり」の推進にあたって生じた課題を相談できるように、国土交通省に窓口を設ける。

### 第7 「かわまちづくり計画」の登録

1. 推進主体は、河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、対象河川を管轄する各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を経由して、水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請すること。
2. 水管理・国土保全局長は、「かわまちづくり計画」の内容について、実施の効果、市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ、関係者の役割分担と実施体制の確保等の実現可能性を勘案した上で、実現可能性が高いと判断した「かわまちづくり計画」について支援制度に登録する。
3. 水管理・国土保全局長は、支援制度に登録した場合は、申請した推進主体に対して登録証を交付する。

### 第8 「かわまちづくり計画」の変更

1. 推進主体は、支援制度への登録を受けた後に、「かわまちづくり計画」の内容について重要な変更の必要が生じた場合は、「かわまちづくり計画」の変更を行う。
2. 「かわまちづくり計画」については、地域の状況を踏まえ、計画登録後または変更登録後、少なくとも5年以内に登録内容及び取組み状況を、推進主体と河川管理者と共同で検証し、必要に応じ計画の変更を行う。
3. 変更の手続きについては、第7の規定を準用する。

### 第9 「かわまちづくり計画」の登録の取り消し

水管理・国土保全局長は、推進主体及び「かわまちづくり計画」の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を取り消す。

1. 推進主体に民間事業者が含まれる場合、その民間事業者が第2-5.の要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
2. 「かわまちづくり計画」の対象となる河川が、第5 登録要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
3. 第7-2.で勘案した事項の状況に変化が生じ、「かわまちづくり計画」の実現可能性が低いと水管理・国土保全局長が認める場合

### 第10 河川管理者が行う支援

河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、次に掲げる「ソフト施策」、「ハード施策」を行う。

## 1. ソフト施策

河川管理者は、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、次の項目に積極的に取り組む。

- 一 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施
- 二 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供
- 三 地域活性化の観点から地域が主体となって実施するイベント施設やオープンカフェの設置等、河川空間を活かした賑わい創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、準則22による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援

## 2. ハード施策

河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を、事業着手後、概ね5カ年で積極的に推進する。

### 第11 河川整備計画等との整合

河川管理者は、「かわまちづくり計画」に基づき整備する河川管理施設については、河川整備計画(未策定河川については、工事実施基本計画又は河川改良工事全体計画、準用河川においては準用河川改修計画等)との整合を図るものとする。

### 第12 良好な空間の保全

推進主体及び河川管理者は、「かわまちづくり計画」により整備された良好な空間の保全のために、関係施設の適正な維持管理を行わなければならない。

洪水による災害を防止するために設置された施設以外の維持管理については、推進主体と河川管理者等が協議し、予め適正な管理の方法を定めるものとする。

### 第13 その他

1. 「かわまちづくり計画」の作成及び事業の実施にあたっては、関連するまちづくりの計画等との調和に配慮するとともに、相互に円滑な推進が図られるように十分に調整を行うものとする。
2. その他この要綱の実施に必要な事項については、別途定める。

### 附則

1. この要綱は、平成28年2月10日から施行する。
2. 平成22年4月1日付国河環第126号で通知した「かわまちづくり」支援制度実施要綱は廃止する。なお、廃止前の要綱に基づき行われている事業(附則2に基づき、平成21年4月1日付国河環第117号で通知した「かわまちづくり」支援制度実施要綱を適用している事業を含む。)については事業完了まで、廃止前の要綱を、効力を有するものと見なして適用することができるものとする。

## (参考資料)

### 〈様式規定〉

- 様式1 申請書
- 様式2 市町村及び河川の概要  
(必要に応じて民間事業者の概要も記載)
- 様式3 水辺とまちづくりに関する基本方針
- 様式4 ソフト施策の個別施策計画書
- 様式5-1 支援整備内容の概要(ハード施策)
- 様式5-2 ハード施策の個別整備計画書
- 様式6 その他特筆すべき事項
- 様式7 上申書(地方整備局長等)

参考1 位置図、写真等

参考2 市町村内で既に実施されている河川に関する同種の事業

参考3 関連する市町村の計画の概要

### 〈様式1〉

(番号)

平成〇年〇月〇日

(地方整備局長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局長 殿

市町村長等(若しくは)

〇〇地区かわまちづくり協議会 等

「かわまちづくり」計画の登録について(申請)

「かわまちづくり」支援制度実施要綱第7の規定に基づき、申請いたします。

### 〈様式2〉

市町村及び河川の概要

#### 1.市町村の概要

- ・都道府県名
- ・市町村名
- ・人口
- ・面積

#### ・市町村の特色 等

#### 2.市町村内の河川の概要

- ・主な河川(水系名、級、河川名、流域面積(全体、市町村内)、特色)
- ・河川と市町村や民間事業者との関わり
- ・これまで実施済みの関連施策(河川名、箇所、実施年度、特色)
- ・市民や民間事業者の河川利活用状況

### 〈様式3〉

水辺とまちづくりに関する基本方針

- ・都市計画や公園計画など市町村の地域計画の中での河川の位置づけ
- ・沿川地域のまちづくりの中での河川の位置づけ
- ・水辺の利活用に対する市町村や民間事業者としての考え方 等

〈様式4〉

ソフト施策の個別施策計画書

- 1.河川名
- 2.施策の実施範囲
- 3.施策概要

\*本計画における特例適用等のメニューを網羅的に記載

〈様式5-1〉

支援整備内容の概要(ハード施策)

- 1.河川名
- 2.整備範囲
- 3.整備内容
  - ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備
  - ・観光拠点と河川を結ぶ地域連携機能を持つための施設整備
  - ・観光や歴史的背景を活かした舟運のための整備
  - ・河川や観光拠点として活かすための案内機能・休憩施設の整備
  - ・観光拠点となる河川の浄化対策の整備 等

\*本計画における河川整備の主要メニューを総括的に記載  
(それぞれの個別は様式5-2に記載)

〈様式5-2〉

ハード施策の個別整備計画書

1. 整備内容名(様式5-1の3.に対応)
  2. 整備概要
    - ・整備箇所(位置図:1/25,000)
    - ・整備の概要(整備する施設、必要に応じて平面図1/2,000程度、標準横断面図など)
    - ・整備イメージ(パース絵等)
  - 3.整備の必要性、有効性
    - ・整備の実現方策
    - ・関連事業の整備計画(対象河川沿川地域のまちづくりの中での位置づけ)
    - ・整備工程(工程計画:河川事業、関連事業等)(年度、事業費)
- \*整備する事業者が分かるように記載
5. 推進体制
    - ・関係者の役割分担と実施体制
  6. 施設利用および維持・管理体制
    - ・施設の利用に関する計画
    - ・維持管理計画(基本方針、地域との関係者と河川管理者との役割分担)
  7. その他
    - ・地域、河川の特性に応じて必要な事項
    - ・状況写真
- \*整備箇所ごとに作成

〈様式6〉

その他特筆すべき事項

- 1.その他特筆すべき事項

〈様式7〉

(番号)

平成〇年〇月〇日

国土交通省 水管理・国土保全局長 殿  
地方整備局長

「かわまちづくり」計画の登録について(上申)

かわまちづくり支援制度実施要綱第7の規定に基づき、〇〇市(区町村)から申請のあったかわまちづくり計画を登録されたく上申します。

〈参考1〉

位置図、写真等

〈参考2〉

市町村内で実施された同種の河川整備事業

- 1.河川名
- 2.整備範囲
- 3.整備概要
  - ・事業名
  - ・整備年度
  - ・整備事業費
  - ・まちや地域の関係者との関わり
4. 利活用及び維持管理
  - ・利活用状況(地域との役割分担を含む)
  - ・維持管理状況(地域との役割分担を含む)
5. 特徴
  - ・市町村や地域における当該事業に関して行った工夫
6. その他
  - ・現況写真
  - ・関連事業の整備状況(対象河川沿線地域のまちづくり)

\*市町村内でこれまで実施済みの河川整備モデル事業があれば記載

\*子どもの水辺、水辺の楽校プロジェクトがあれば記載

〈参考3〉

関連するまちづくりに関する計画の概要

- 計画名  
計画区域  
計画概要  
河川に関連する内容  
進捗状況  
その他  
・位置図、写真

計画内容ごとに1枚ずつ作成

## 河川敷地占用許可準則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一 この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。

#### (定義)

第二 この準則において「河川敷地」とは、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という)第6条第1項の河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)をいう。

- 2 この準則において「占用の許可」とは、法第24条の許可をいう。
- 3 この準則において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。
- 4 この準則において「河川管理者」とは、法第9条第1項、第2項及び第5項、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項の規定により法第24条の許可を行う者をいう。

#### (占用許可の手続)

第三 占用の許可に関する手続は、行政手続法(平成5年法律第88号)に定めるところにより、適正に行なわなければならない。

#### (適用除外)

第四 この準則は、法第23条の水利使用のためにする河川敷地の占用には、適用しない。

### 第二章 通則

#### (占用許可の基本方針)

第五 河川敷地の占用は、第六に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第七第1項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第八から第十一までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。

- 2 前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村(特別区を含む。以下同じ。)の意見を聴くものとする。
- 3 前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認める場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。
- 4 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。

#### (占用主体)

第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第七第1項第七号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第八号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとする。

- 一 国又は地方公共団体(道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。)
- 二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
- 三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者
- 四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- 五 都市計画法(昭和43年法律第10000号)第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設(以下「市街地開発事業関連施設」という。)の整備を行う者
- 六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者(なお、第七第1項第六号口の船舶上下架施設(斜路を含む。))については、当分の間、同協議会が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た場合とする。)

#### (占用施設)

第七 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。

- 一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設
- イ 公園、緑地又は広場
- ロ 運動場等のスポーツ施設
- ハ キャンプ場等のレクリエーション施設
- ニ 自転車歩行者専用道路
- 二 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設
- イ 道路又は鉄道の橋梁(鉄道の駅が設置されるものを含む。)又はトンネル
- ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路
- ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設
- ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所
- ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設
- 三 次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設
- イ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設
- ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設
- 四 次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設
- イ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設
- ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
- ハ 地下に設置する道路、公共駐車場
- ニ 売店(周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。)
- ホ 防犯灯
- 五 次のイからハに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設
- イ 河川教育・学習施設
- ロ 自然観察施設

- ハ 河川維持用具等倉庫
- 六 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設
- イ 公共的な水上交通のための船着場
- ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設(斜路を含む。)
- ハ 荷揚場(通路を含む。)
- ニ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設
- 七 次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設
- イ 通路又は階段
- ロ いけす
- ハ 採草放牧地
- ニ 事業場等からの排水のための施設
- 八 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設
- イ グライダー練習場
- ロ ラジコン飛行機滑空場
- 2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付すものとする。
- 3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店を、また、第1項第六号イに規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等を、当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。

(治水上又は利水上の基準)

第八 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならない。この場合、占用の許可は、法第26条第1項又は第27条第1項の許可と併せて行うものとする。

- 2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令(昭和40年政令第14号)第1条第2項に規定する遊水地における占用については、適用しない。
- 一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。
- 二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。
- 三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況を生じさせないものであること。
- 四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。
- 五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けているものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。
- 3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準(以下「植樹基準」という。)によるものとする。

(他の者の利用との調整等についての基準)

第九 河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。

- 2 河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されていなければならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。

(河川整備計画等との調整についての基準)

第十 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあっては、当該計画に沿ったものでなければならない。

- 2 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。

(土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準)

第十一 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。

- 2 河川敷地の占用は、景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観行政団体が景観計画に法第24条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならない。

(占用の許可の期間)

第十二 占用の許可の期間は、第七第1項第一号から第七号までに規定する占用施設に係る占用にあっては十年以内、同項第八号に規定する占用施設に係る占用にあっては五年以内で当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

- 2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。

(占用の許可の内容、条件、監督処分等)

第十三 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するために必要と認められる適切な内容のものとする。

- 2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。
- 3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収する方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。
- 4 占用の許可を受けた者が法又は許可条件(法26条第1項及び第27条第1項の許可条件を含む。)に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第77条第1項に規定する是正措置の指示、法第75条第1項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。

(継続的な占用の許可)

第十四 占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、この

準則に定めるところにより改めて審査するものとする。

2 前項の場合において、従前そのまま継続して占用を許可することが不適当であると認められるときは、この準則に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短い占用の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。

#### (一時占用の許可)

第十五 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより継続して占用することになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。

### 第三章 包括占用の特例

#### (包括占用の許可)

第十六 地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者(以下「地方公共団体等」という。)に対して、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、第七第一項に規定する占用施設に該当する施設を設置する場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該地方公共団体等が決定できる占用(以下「包括占用」という。)の許可をすることができるものとする。

2 包括占用の許可は、地方公共団体等の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該地方公共団体等が河川管理者と協議し、決定した区域(以下「包括占用区域」という。)を対象とするものとする。

3 前項の場合において、第十第一項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占用区域としてはならない。

#### (第十第一項に規定する計画等との調整)

第十七 包括占用区域の具体的利用方法は、第十第一項に規定する計画が定められている場合にあっては当該計画に沿ったものであるとともに、都市計画法第18条の2第一項に規定する都市計画に関する基本的な方針(基本的な方針を定めていない市町村にあっては、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想等)に沿ったものでなければならない。

#### (包括占用区域の施設設置者による利用)

第十八 包括占用の許可を受けた地方公共団体等は、第六に規定する者に、包括占用区域の全部又は一部を第七第一項に規定する占用施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができるものとする。

2 前項の規定に基づき、地方公共団体等が包括占用区域を使用することを認めた者(以下「施設設置者」という。)に包括占用区域を使用させる場合には、当該地方公共団体等は、包括占用区域の使用に係る契約(以下「使用契約」という。)を当該施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。

3 地方公共団体等は、使用契約を締結するときは、包括占用区域の使用の具体的内容(設置する占用施設の概要を含む。)、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 施設設置者による使用は契約の内容に従って適切に行うこと。
- 二 施設設置者は地方公共団体等の指導監督に服すること。

三 第二十第一項に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、又は無効とすること。

四 施設設置者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、地方公共団体等の意志表示により契約を解除できること。

#### (包括占用の許可の申請及び条件等)

第十九 包括占用の許可申請に当たっては、第七第一項に規定する占用施設に該当する施設の設置による包括占用区域の利用を目的とするとともに、第十七に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。

2 包括占用の許可をする場合には、第十三第二項に規定するもののほか、第六から第十一までの規定を十分に踏まえて具体的利用方法を決定しなければならないこと、施設設置者に使用させる場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付すものとする。

3 包括占用の許可をした場合には、当該包括占用区域及び許可の内容を適切な公示方法により周知するものとする。

#### (包括占用区域における工作物の設置等の許可)

第二十 包括占用区域において工作物の設置又は土地の掘削等若しくは樹木の栽植等を行うとする場合には、包括占用の許可を受けた地方公共団体等又は施設設置者は、法第26条第一項又は第27条第一項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、地方公共団体等を経由して行うものとする。

2 前項の許可申請は、第十九第一項の許可申請と同時にすることもできるものとする。

3 第一項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとする。

4 前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合には、工作物の設置又は樹木の栽植の範囲及び上限の数について条件を付すものとする。

5 前二項に規定する樹木の栽植については、植樹基準に定めるところにより、許可するものとする。

6 包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占用区域の中で適正な箇所に設置できるものとする。

#### (包括占用許可に係る監督処分等)

第二十一 施設設置者の包括占用区域の使用が法又は許可条件(法第24条、第26条第一項及び第27条第一項の許可条件をいう。以下同じ。)に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、河川管理者又は河川監視員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。

- 一 地方公共団体等に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占用の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。
- 二 施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

第四章 都市及び地域の再生等のために  
利用する施設に係る占用の特例

(都市・地域再生等利用区域の指定等)

第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域(以下「都市・地域再生等利用区域」という。)を指定することができる。

2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針(以下「都市・地域再生等占用方針」という。)及び当該施設の占有主体(以下「都市・地域再生等占有主体」という。)を定めるものとする。

3 都市・地域再生等占有方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

- 一 広場
- 二 イベント施設
- 三 遊歩道
- 四 船着場
- 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設(斜路を含む。)
- 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- 七 日よけ
- 八 船上食事施設
- 九 突出看板
- 十 川床
- 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設(これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。)

4 都市・地域再生等占有主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

- 一 第六に掲げる占有主体
- 二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
- 三 営業活動を行う事業者等

5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定(都市・地域再生等占有方針の策定及び都市・地域再生等占有主体の指定を含む。第7項において同じ。)をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。

6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。

7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

(都市及び地域の再生等のために利用する施設の占有の許可)

第二十三 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占有主体が占有の許可を申請した場合において、当該占用が、都市・地域再生等占有方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占有の許可をすることができる。

(占有の許可の期間)

第二十四 第二十三の規定による占有の許可の期間は、十年以内で当該占有の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

(占有者以外の施設利用)

第二十五 第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占有主体となる占有にあつては、その占有施設を営業活動を行う事業者等(以下「施設使用者」という。)に使用(第二十二第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。)をさせることができるものとする。

2 河川管理者は、前項の規定により第二十二第4項第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占有施設の使用をさせることを含む占有を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 二 施設使用者に占有施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占有許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 三 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

3 第1項の規定に基づき、第二十三の占有の許可を受けた第二十二第4項第一号に掲げる者(以下「公的占有者」という。)が施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、当該公的占有者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。

4 公的占有者は、使用契約を締結するときは、占有施設の使用の具体的内容(使用する占有施設の概要を含む。)、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。
- 二 施設使用者は、公的占有者の指導監督に服すること。
- 三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。
- 四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占有者の意思表示により契約を解除できること。

5 施設使用者による占有施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監視員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。

- 一 公的占有者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占有の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。
- 二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

(通則の適用)

第二十六 第五第2項から第4項まで、第十二第2項、第十三及び第十四の規定は、第二十三の規定による占有の許可について適用する。

附則

(経過措置)

1 この準則の制定の際に占有の許可を受けて現に存し、又は現に工事中の占有施設の全部又は一部がこの準則に適合しない場合においては、当該占有施設に対しては、当分の間、この準則は適用しない。

- 2 前項に該当する占用施設について、当該占用の許可の期間が満了した後も引き続き許可を与えようとするときには、許可申請者に対してこの準則に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。

(社会実験)

- 3 この準則にかかわらず、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ地域の特性に即してこの準則を運用することを可能にするため、別途定めるところにより、社会実験を行うことができることとする。
- 4 この実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする。

附則(平成23年3月8日国河政第135号)

- 1 この通達は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について(平成16年3月23日)付け国河政第98号国土交通事務次官通達。以下「特例措置通達」という。)は、廃止する。
- 3 特例措置通達の廃止の際、現に特例措置通達に基づき河川局長が指定している区域における占用については、廃止前の特例措置通達は、平成24年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

附則(平成28年5月30日国水政第33号)

この通達は、平成28年6月2日から施行する。

# かわまちづくり計画策定の手引き

第1版 令和2年3月31日

編集・発行 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

TEL:03-5253-8111(代表)

編集協力 公益財団法人 リバーフロント研究所